

第7次広島県保健医療計画（改定素案）

【新旧対照表】

目次

第2章 安心できる保健医療体制の構築

第1節 がんなど主要な疾病の医療体制

1	がん対策	1
2	脳卒中対策	2
3	心筋梗塞等の心血管疾患対策	3
4	糖尿病対策	4
5	精神疾患対策	5

第2節 救急医療などの医療連携体制

1	救急医療対策	10
2	災害時における医療対策	12
3	へき地の医療対策	16
4	周産期医療対策	17
5	小児医療（小児救急医療を含む）対策	18

第3節 在宅医療と介護等の連携体制

1	在宅医療提供体制の整備	19
2	訪問診療等の充実	22
3	訪問歯科診療の充実	25
4	訪問薬剤管理指導の充実	27
5	訪問看護の充実	29
6	医療と介護の連携等	33
7	在宅医療に関する情報提供の推進	36
8	人生の最終段階における自己決定	37

第5節 医療に関する情報提供

2	ICTを活用した診療支援	40
---	--------------	----

第3章 保健医療各分野の総合的な対策

2	障害保健対策	44
3	感染症対策	45
7	母子保健対策	48
9	健康増進対策	49

第4章 地域医療構想の取組

2	令和7（2025）年の医療需要と医療提供体制	
4	病床の機能分化・連携による在宅医療等の追加的需要	50

第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成

4	看護職員の確保・育成	51
5	介護職員の確保・育成	53

※ 記載していない項目は、変更がないため省略している。

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																								
<p>第2章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p>第1節 がんなど主要な疾病の医療体制</p> <p>1 がん対策</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標等</th> <th>目標の考え方</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>指標の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>がん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）受診率</td> <td>5つのがん検診について、受診率が50%以上となるよう受診率向上対策を推進します。</td> <td>[H28] 胃 40.5%, 肺 42.1%, 大腸 38.8%, 子宮頸 40.2%, 乳 40.3%</td> <td>[R4] 全てのがん検診において受診率 50%以上</td> <td>国民生活基礎調査</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>がんゲノム医療の拠点整備</td> <td>がんゲノム医療が提供可能な体制の整備に向けて取り組みます。</td> <td>[H29] 指定なし</td> <td>[R5] <u>現状（6施設）以上の国指定</u></td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>拠点病院のがん薬物療法専門医の配置</td> <td>専門医の育成と施設内の適正配置により安全で適切な薬物療法の提供を行います。</td> <td>[H28] 専門医 10病院/16病院</td> <td>[R5] 全拠点病院に専門医を配置</td> <td>拠点病院現況報告</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>拠点病院の病理専門医の配置</td> <td>専門医の育成と施設内の適正配置により確実な病理診断を行います。</td> <td>[H28] 専門医 13病院/16病院</td> <td>[R5] 全拠点病院に専門医を配置</td> <td>拠点病院現況報告</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>がん患者が病院以外の自宅等で死亡する割合</td> <td>在宅緩和ケアを充実させます。</td> <td>[H28] 12.2%</td> <td>[R5] 現状より増</td> <td>人口動態統計</td> </tr> </tbody> </table> <p>S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標</p>	区分	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典	P	がん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）受診率	5つのがん検診について、受診率が50%以上となるよう受診率向上対策を推進します。	[H28] 胃 40.5%, 肺 42.1%, 大腸 38.8%, 子宮頸 40.2%, 乳 40.3%	[R4] 全てのがん検診において受診率 50%以上	国民生活基礎調査	S	がんゲノム医療の拠点整備	がんゲノム医療が提供可能な体制の整備に向けて取り組みます。	[H29] 指定なし	[R5] <u>現状（6施設）以上の国指定</u>	県健康福祉局調べ	S	拠点病院のがん薬物療法専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により安全で適切な薬物療法の提供を行います。	[H28] 専門医 10病院/16病院	[R5] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告	S	拠点病院の病理専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により確実な病理診断を行います。	[H28] 専門医 13病院/16病院	[R5] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告	O	がん患者が病院以外の自宅等で死亡する割合	在宅緩和ケアを充実させます。	[H28] 12.2%	[R5] 現状より増	人口動態統計	<p>第2章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p>第1節 がんなど主要な疾病の医療体制</p> <p>1 がん対策</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標等</th> <th>目標の考え方</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>指標の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>がん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）受診率</td> <td>5つのがん検診について、受診率が50%以上となるよう受診率向上対策を推進します。</td> <td>[H28] 胃 40.5%, 肺 42.1%, 大腸 38.8%, 子宮頸 40.2%, 乳 40.3%</td> <td>[H34] 全てのがん検診において受診率 50%以上</td> <td>国民生活基礎調査</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>がんゲノム医療の拠点整備</td> <td>がんゲノム医療が提供可能な体制の整備に向けて取り組みます。</td> <td>[H29] 指定なし</td> <td>[H35] <u>1施設以上の国指定</u></td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>拠点病院のがん薬物療法専門医の配置</td> <td>専門医の育成と施設内の適正配置により安全で適切な薬物療法の提供を行います。</td> <td>[H28] 専門医 10病院/16病院</td> <td>[H35] 全拠点病院に専門医を配置</td> <td>拠点病院現況報告</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>拠点病院の病理専門医の配置</td> <td>専門医の育成と施設内の適正配置により確実な病理診断を行います。</td> <td>[H28] 専門医 13病院/16病院</td> <td>[H35] 全拠点病院に専門医を配置</td> <td>拠点病院現況報告</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>がん患者が病院以外の自宅等で死亡する割合</td> <td>在宅緩和ケアを充実させます。</td> <td>[H28] 12.2%</td> <td>[H35] 現状より増</td> <td>人口動態統計</td> </tr> </tbody> </table> <p>S：ストラクチャー指標、P：プロセス指標、O：アウトカム指標</p>	区分	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典	P	がん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）受診率	5つのがん検診について、受診率が50%以上となるよう受診率向上対策を推進します。	[H28] 胃 40.5%, 肺 42.1%, 大腸 38.8%, 子宮頸 40.2%, 乳 40.3%	[H34] 全てのがん検診において受診率 50%以上	国民生活基礎調査	S	がんゲノム医療の拠点整備	がんゲノム医療が提供可能な体制の整備に向けて取り組みます。	[H29] 指定なし	[H35] <u>1施設以上の国指定</u>	県健康福祉局調べ	S	拠点病院のがん薬物療法専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により安全で適切な薬物療法の提供を行います。	[H28] 専門医 10病院/16病院	[H35] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告	S	拠点病院の病理専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により確実な病理診断を行います。	[H28] 専門医 13病院/16病院	[H35] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告	O	がん患者が病院以外の自宅等で死亡する割合	在宅緩和ケアを充実させます。	[H28] 12.2%	[H35] 現状より増	人口動態統計	<p>➤ (変更)</p> <p>目標値の変更</p>
区分	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典																																																																					
P	がん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）受診率	5つのがん検診について、受診率が50%以上となるよう受診率向上対策を推進します。	[H28] 胃 40.5%, 肺 42.1%, 大腸 38.8%, 子宮頸 40.2%, 乳 40.3%	[R4] 全てのがん検診において受診率 50%以上	国民生活基礎調査																																																																					
S	がんゲノム医療の拠点整備	がんゲノム医療が提供可能な体制の整備に向けて取り組みます。	[H29] 指定なし	[R5] <u>現状（6施設）以上の国指定</u>	県健康福祉局調べ																																																																					
S	拠点病院のがん薬物療法専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により安全で適切な薬物療法の提供を行います。	[H28] 専門医 10病院/16病院	[R5] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告																																																																					
S	拠点病院の病理専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により確実な病理診断を行います。	[H28] 専門医 13病院/16病院	[R5] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告																																																																					
O	がん患者が病院以外の自宅等で死亡する割合	在宅緩和ケアを充実させます。	[H28] 12.2%	[R5] 現状より増	人口動態統計																																																																					
区分	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典																																																																					
P	がん検診（胃、肺、大腸、子宮頸、乳）受診率	5つのがん検診について、受診率が50%以上となるよう受診率向上対策を推進します。	[H28] 胃 40.5%, 肺 42.1%, 大腸 38.8%, 子宮頸 40.2%, 乳 40.3%	[H34] 全てのがん検診において受診率 50%以上	国民生活基礎調査																																																																					
S	がんゲノム医療の拠点整備	がんゲノム医療が提供可能な体制の整備に向けて取り組みます。	[H29] 指定なし	[H35] <u>1施設以上の国指定</u>	県健康福祉局調べ																																																																					
S	拠点病院のがん薬物療法専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により安全で適切な薬物療法の提供を行います。	[H28] 専門医 10病院/16病院	[H35] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告																																																																					
S	拠点病院の病理専門医の配置	専門医の育成と施設内の適正配置により確実な病理診断を行います。	[H28] 専門医 13病院/16病院	[H35] 全拠点病院に専門医を配置	拠点病院現況報告																																																																					
O	がん患者が病院以外の自宅等で死亡する割合	在宅緩和ケアを充実させます。	[H28] 12.2%	[H35] 現状より増	人口動態統計																																																																					

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																																																																			
<p>2 脳卒中対策</p> <p>目 標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>脳血管疾患退院患者平均在院日数</td> <td>[H26] 78.6日</td> <td>[R5] 78.6日以下</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合</td> <td>[H26] 56.9%</td> <td>[R5] 62.6%</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>年齢調整死亡率（10万人あたり）</td> <td>[H27] 男性 33.7 女性 19.0</td> <td>[R5] 男性 26.4 女性 16.6</td> <td>厚生労働省「人口動態統計特殊報告」</td> </tr> </tbody> </table> <p>アウトカム指標を押し上げる指標として、次の指標を設定する。 なお、救急搬送データと医療・介護データを接続することで、救護から救命後医療（予後）までのアウトカムをしっかりと把握できる手法を検討していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>特定健康診査受診率</td> <td>[H27] 45.3%</td> <td>[R5] 70.0%</td> <td>厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合</td> <td>[H27] 3.0%</td> <td>[R5] 3.0%以下</td> <td>消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>救急要請から医療機関に収容までの平均時間</td> <td>[H28] 39.4分</td> <td>[R5] 39.4分以下</td> <td>消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">P</td> <td>脳梗塞に対する脳血管内治療（経皮的脳血栓回収術等）の10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] 7.6件</td> <td>[R5] 7.6件以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>(S) 脳梗塞に対する脳血栓内治療（経皮的脳血栓回収術等）の実施可能な病院数（10万人あたり）</td> <td>[H28] 0.4施設</td> <td>[R5] 0.4施設以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">P</td> <td>脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法適用患者への10万人あたり同療法実施件数</td> <td>[H27] 8.6件</td> <td>[R5] 8.6件以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>(S) 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法の実施可能な病院数（10万人あたり）</td> <td>[H28] 0.7施設</td> <td>[R5] 0.7施設以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>脳血管疾患等リハビリテーション料の10万人あたり届出施設数</td> <td>[H28] 8.2施設</td> <td>[R5] 8.7施設以上</td> <td>厚生労働省「診療報酬施設基準の届出状況」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	脳血管疾患退院患者平均在院日数	[H26] 78.6日	[R5] 78.6日以下	厚生労働省「患者調査」	○	在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合	[H26] 56.9%	[R5] 62.6%	厚生労働省「患者調査」	○	年齢調整死亡率（10万人あたり）	[H27] 男性 33.7 女性 19.0	[R5] 男性 26.4 女性 16.6	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	特定健康診査受診率	[H27] 45.3%	[R5] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」	P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[R5] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」	P	救急要請から医療機関に収容までの平均時間	[H28] 39.4分	[R5] 39.4分以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」	P	脳梗塞に対する脳血管内治療（経皮的脳血栓回収術等）の10万人あたり実施件数	[H27] 7.6件	[R5] 7.6件以上	NDB	(S) 脳梗塞に対する脳血栓内治療（経皮的脳血栓回収術等）の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.4施設	[R5] 0.4施設以上	NDB	P	脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法適用患者への10万人あたり同療法実施件数	[H27] 8.6件	[R5] 8.6件以上	NDB	(S) 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.7施設	[R5] 0.7施設以上	NDB	S	脳血管疾患等リハビリテーション料の10万人あたり届出施設数	[H28] 8.2施設	[R5] 8.7施設以上	厚生労働省「診療報酬施設基準の届出状況」	<p>2 脳卒中対策</p> <p>目 標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>脳血管疾患退院患者平均在院日数</td> <td>[H26] 78.6日</td> <td>[H35] 78.6日以下</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合</td> <td>[H26] 56.9%</td> <td>[H35] 62.6%</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>年齢調整死亡率（10万人あたり）</td> <td>[H27] 男性 33.7 女性 19.0</td> <td>[H35] 男性 26.4 女性 16.6</td> <td>厚生労働省「人口動態特殊報告」</td> </tr> </tbody> </table> <p>アウトカム指標を押し上げる指標として、次の指標を設定する。 なお、救急搬送データと医療・介護データを接続することで、救護から救命後医療（予後）までのアウトカムをしっかりと把握できる手法を検討していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>特定健康診査受診率</td> <td>[H27] 45.3%</td> <td>[H35] 70.0%</td> <td>厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合</td> <td>[H27] 3.0%</td> <td>[H35] 3.0%以下</td> <td>消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>救急要請から医療機関に収容までの平均時間</td> <td>[H28] 39.4分</td> <td>[H35] 39.4分以下</td> <td>消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">P</td> <td>脳梗塞に対する脳血管内治療（経皮的脳血栓回収術等）の10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] 7.6件</td> <td>[H27] 7.6件以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>(S) 脳梗塞に対する脳血栓内治療（経皮的脳血栓回収術等）の実施可能な病院数（10万人あたり）</td> <td>[H28] 0.4施設</td> <td>[H35] 0.4施設以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">P</td> <td>脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法適用患者への10万人あたり同療法実施件数</td> <td>[H27] 8.6件</td> <td>[H35] 8.6件以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>(S) 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法の実施可能な病院数（10万人あたり）</td> <td>[H28] 0.7施設</td> <td>[H35] 0.7施設以上</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>地域連携クリティカルパスに基づく診療計画作成等の10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] 急性期 53.7件 回復期 43.6件</td> <td>[H35] 急性期 128.7件 回復期 89.2件</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>脳血管疾患等リハビリテーション料の10万人あたり届出施設数</td> <td>[H28] 8.2施設</td> <td>[H35] 8.2施設以上</td> <td>厚生労働省「診療報酬施設基準の届出状況」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	脳血管疾患退院患者平均在院日数	[H26] 78.6日	[H35] 78.6日以下	厚生労働省「患者調査」	○	在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合	[H26] 56.9%	[H35] 62.6%	厚生労働省「患者調査」	○	年齢調整死亡率（10万人あたり）	[H27] 男性 33.7 女性 19.0	[H35] 男性 26.4 女性 16.6	厚生労働省「人口動態特殊報告」	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	特定健康診査受診率	[H27] 45.3%	[H35] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」	P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[H35] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」	P	救急要請から医療機関に収容までの平均時間	[H28] 39.4分	[H35] 39.4分以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」	P	脳梗塞に対する脳血管内治療（経皮的脳血栓回収術等）の10万人あたり実施件数	[H27] 7.6件	[H27] 7.6件以上	NDB	(S) 脳梗塞に対する脳血栓内治療（経皮的脳血栓回収術等）の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.4施設	[H35] 0.4施設以上	NDB	P	脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法適用患者への10万人あたり同療法実施件数	[H27] 8.6件	[H35] 8.6件以上	NDB	(S) 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.7施設	[H35] 0.7施設以上	NDB	P	地域連携クリティカルパスに基づく診療計画作成等の10万人あたり実施件数	[H27] 急性期 53.7件 回復期 43.6件	[H35] 急性期 128.7件 回復期 89.2件	NDB	S	脳血管疾患等リハビリテーション料の10万人あたり届出施設数	[H28] 8.2施設	[H35] 8.2施設以上	厚生労働省「診療報酬施設基準の届出状況」	<p>➤ (変更) 目標値の変更</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																	
○	脳血管疾患退院患者平均在院日数	[H26] 78.6日	[R5] 78.6日以下	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																	
○	在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合	[H26] 56.9%	[R5] 62.6%	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																	
○	年齢調整死亡率（10万人あたり）	[H27] 男性 33.7 女性 19.0	[R5] 男性 26.4 女性 16.6	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」																																																																																																																																	
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																	
P	特定健康診査受診率	[H27] 45.3%	[R5] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」																																																																																																																																	
P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[R5] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」																																																																																																																																	
P	救急要請から医療機関に収容までの平均時間	[H28] 39.4分	[R5] 39.4分以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」																																																																																																																																	
P	脳梗塞に対する脳血管内治療（経皮的脳血栓回収術等）の10万人あたり実施件数	[H27] 7.6件	[R5] 7.6件以上	NDB																																																																																																																																	
	(S) 脳梗塞に対する脳血栓内治療（経皮的脳血栓回収術等）の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.4施設	[R5] 0.4施設以上	NDB																																																																																																																																	
P	脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法適用患者への10万人あたり同療法実施件数	[H27] 8.6件	[R5] 8.6件以上	NDB																																																																																																																																	
	(S) 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.7施設	[R5] 0.7施設以上	NDB																																																																																																																																	
S	脳血管疾患等リハビリテーション料の10万人あたり届出施設数	[H28] 8.2施設	[R5] 8.7施設以上	厚生労働省「診療報酬施設基準の届出状況」																																																																																																																																	
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																	
○	脳血管疾患退院患者平均在院日数	[H26] 78.6日	[H35] 78.6日以下	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																	
○	在宅等生活の場に復帰した脳血管疾患患者の割合	[H26] 56.9%	[H35] 62.6%	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																	
○	年齢調整死亡率（10万人あたり）	[H27] 男性 33.7 女性 19.0	[H35] 男性 26.4 女性 16.6	厚生労働省「人口動態特殊報告」																																																																																																																																	
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																	
P	特定健康診査受診率	[H27] 45.3%	[H35] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」																																																																																																																																	
P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[H35] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」																																																																																																																																	
P	救急要請から医療機関に収容までの平均時間	[H28] 39.4分	[H35] 39.4分以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」																																																																																																																																	
P	脳梗塞に対する脳血管内治療（経皮的脳血栓回収術等）の10万人あたり実施件数	[H27] 7.6件	[H27] 7.6件以上	NDB																																																																																																																																	
	(S) 脳梗塞に対する脳血栓内治療（経皮的脳血栓回収術等）の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.4施設	[H35] 0.4施設以上	NDB																																																																																																																																	
P	脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法適用患者への10万人あたり同療法実施件数	[H27] 8.6件	[H35] 8.6件以上	NDB																																																																																																																																	
	(S) 脳梗塞に対するt-PAによる脳血栓溶解療法の実施可能な病院数（10万人あたり）	[H28] 0.7施設	[H35] 0.7施設以上	NDB																																																																																																																																	
P	地域連携クリティカルパスに基づく診療計画作成等の10万人あたり実施件数	[H27] 急性期 53.7件 回復期 43.6件	[H35] 急性期 128.7件 回復期 89.2件	NDB																																																																																																																																	
S	脳血管疾患等リハビリテーション料の10万人あたり届出施設数	[H28] 8.2施設	[H35] 8.2施設以上	厚生労働省「診療報酬施設基準の届出状況」																																																																																																																																	

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																																																																												
<p>3 心筋梗塞等の心血管疾患対策</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>虚血性心疾患退院患者平均在院日数</td> <td>[H26] 6.0日</td> <td>[R5] 5.8日</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>在宅等生活の場に復帰した患者の割合</td> <td>[H26] 95.5%</td> <td>[R5] 96.6%</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>急性心筋梗塞による年齢調整死亡率</td> <td>[H27] 男性 16.2 女性 6.9</td> <td>[R5] 男性 16.2 女性 6.1</td> <td>厚生労働省「人口動態統計特殊報告」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>心不全による年齢調整死亡率</td> <td>[H27] 男性 18.4 女性 13.9</td> <td>[R5] 男性 16.5 女性 12.4</td> <td>厚生労働省「人口動態統計特殊報告」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>大動脈瘤及び解離による年齢調整死亡率</td> <td>[H27] 男性 4.6 女性 3.1</td> <td>[R5] 男性 4.1 女性 1.8</td> <td>厚生労働省「人口動態統計特殊報告」</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">アウトカム指標を押し上げる指標として、次の指標を設定する。 なお、救急搬送データと医療・介護データを接続することで、救護から救命後医療（予後）までのアウトカムをしっかりと把握できる手法を検討していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>特定健康診査受診率</td> <td>[H26] 45.3%</td> <td>[R5] 70.0%</td> <td>厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合</td> <td>[H27] 3.0%</td> <td>[R5] 3.0%以下</td> <td>消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>入院心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] 163.4件</td> <td>[R5] 238.0件</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>外来心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] 83.2件</td> <td>[R5] 127件</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>「心筋梗塞・心不全手帳」の活用（配布部数）</td> <td>[H28] 累計 30,461部</td> <td>[R5] 累計 70,000部</td> <td>広島大学病院心不全センター・地域心臓いきいきセンター調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>急性心筋梗塞に対する経皮的インターベンションの10万人あたり同療法実施件数</td> <td>[H27] 143.7件</td> <td>[R5] 171.3件</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術の10万人あたり同療法実施件数</td> <td>[H27] 11.6件</td> <td>[R5] 12.9件</td> <td>NDB</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	虚血性心疾患退院患者平均在院日数	[H26] 6.0日	[R5] 5.8日	厚生労働省「患者調査」	○	在宅等生活の場に復帰した患者の割合	[H26] 95.5%	[R5] 96.6%	厚生労働省「患者調査」	○	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	[H27] 男性 16.2 女性 6.9	[R5] 男性 16.2 女性 6.1	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」	○	心不全による年齢調整死亡率	[H27] 男性 18.4 女性 13.9	[R5] 男性 16.5 女性 12.4	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」	○	大動脈瘤及び解離による年齢調整死亡率	[H27] 男性 4.6 女性 3.1	[R5] 男性 4.1 女性 1.8	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	特定健康診査受診率	[H26] 45.3%	[R5] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」	P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[R5] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」	P	入院心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 163.4件	[R5] 238.0件	NDB	P	外来心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 83.2件	[R5] 127件	NDB	P	「心筋梗塞・心不全手帳」の活用（配布部数）	[H28] 累計 30,461部	[R5] 累計 70,000部	広島大学病院心不全センター・地域心臓いきいきセンター調べ	P	急性心筋梗塞に対する経皮的インターベンションの10万人あたり同療法実施件数	[H27] 143.7件	[R5] 171.3件	NDB	P	虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術の10万人あたり同療法実施件数	[H27] 11.6件	[R5] 12.9件	NDB	<p>3 心筋梗塞等の心血管疾患対策</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>虚血性心疾患退院患者平均在院日数</td> <td>[H26] 6.0日</td> <td>[H35] 5.8日</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>在宅等生活の場に復帰した患者の割合</td> <td>[H26] 95.5%</td> <td>[H35] 96.6%</td> <td>厚生労働省「患者調査」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>急性心筋梗塞による年齢調整死亡率</td> <td>[H27] 男性 16.2 女性 6.9</td> <td>[H35] 男性 16.2 女性 6.1</td> <td>厚生労働省「人口動態統計特殊報告」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>心不全による年齢調整死亡率</td> <td>[H27] 男性 18.4 女性 13.9</td> <td>[H35] 男性 16.5 女性 12.4</td> <td>厚生労働省「人口動態統計特殊報告」</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>大動脈瘤及び解離による年齢調整死亡率</td> <td>[H27] 男性 4.6 女性 3.1</td> <td>[H35] 男性 4.1 女性 1.8</td> <td>厚生労働省「人口動態統計特殊報告」</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">アウトカム指標を押し上げる指標として、次の指標を設定する。 なお、救急搬送データと医療・介護データを接続することで、救護から救命後医療（予後）までのアウトカムをしっかりと把握できる手法を検討していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>特定健康診査受診率</td> <td>[H26] 45.3%</td> <td>[H35] 70.0%</td> <td>厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合</td> <td>[H27] 3.0%</td> <td>[H35] 3.0%以下</td> <td>消防庁救急業務のあり方に関する検討会</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>入院心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] 163.4件</td> <td>[H35] 238.0件</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>外来心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] 83.2件</td> <td>[H35] 107.8件</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>「心筋梗塞・心不全手帳」の活用（配布部数）</td> <td>[H28] 累計 30,461部</td> <td>[H35] 累計 70,000部</td> <td>広島大学病院心不全センター・地域心臓いきいきセンター調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>急性心筋梗塞に対する経皮的インターベンションの10万人あたり同療法実施件数</td> <td>[H27] 143.7件</td> <td>[H35] 171.3件</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術の10万人あたり同療法実施件数</td> <td>[H27] 11.6件</td> <td>[H35] 12.9件</td> <td>NDB</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	虚血性心疾患退院患者平均在院日数	[H26] 6.0日	[H35] 5.8日	厚生労働省「患者調査」	○	在宅等生活の場に復帰した患者の割合	[H26] 95.5%	[H35] 96.6%	厚生労働省「患者調査」	○	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	[H27] 男性 16.2 女性 6.9	[H35] 男性 16.2 女性 6.1	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」	○	心不全による年齢調整死亡率	[H27] 男性 18.4 女性 13.9	[H35] 男性 16.5 女性 12.4	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」	○	大動脈瘤及び解離による年齢調整死亡率	[H27] 男性 4.6 女性 3.1	[H35] 男性 4.1 女性 1.8	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	特定健康診査受診率	[H26] 45.3%	[H35] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」	P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[H35] 3.0%以下	消防庁救急業務のあり方に関する検討会	P	入院心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 163.4件	[H35] 238.0件	NDB	P	外来心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 83.2件	[H35] 107.8件	NDB	P	「心筋梗塞・心不全手帳」の活用（配布部数）	[H28] 累計 30,461部	[H35] 累計 70,000部	広島大学病院心不全センター・地域心臓いきいきセンター調べ	P	急性心筋梗塞に対する経皮的インターベンションの10万人あたり同療法実施件数	[H27] 143.7件	[H35] 171.3件	NDB	P	虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術の10万人あたり同療法実施件数	[H27] 11.6件	[H35] 12.9件	NDB	<p>➤ (変更)</p> <p>目標値の変更</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																										
○	虚血性心疾患退院患者平均在院日数	[H26] 6.0日	[R5] 5.8日	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																										
○	在宅等生活の場に復帰した患者の割合	[H26] 95.5%	[R5] 96.6%	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																										
○	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	[H27] 男性 16.2 女性 6.9	[R5] 男性 16.2 女性 6.1	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」																																																																																																																																										
○	心不全による年齢調整死亡率	[H27] 男性 18.4 女性 13.9	[R5] 男性 16.5 女性 12.4	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」																																																																																																																																										
○	大動脈瘤及び解離による年齢調整死亡率	[H27] 男性 4.6 女性 3.1	[R5] 男性 4.1 女性 1.8	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」																																																																																																																																										
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																										
P	特定健康診査受診率	[H26] 45.3%	[R5] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」																																																																																																																																										
P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[R5] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」																																																																																																																																										
P	入院心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 163.4件	[R5] 238.0件	NDB																																																																																																																																										
P	外来心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 83.2件	[R5] 127件	NDB																																																																																																																																										
P	「心筋梗塞・心不全手帳」の活用（配布部数）	[H28] 累計 30,461部	[R5] 累計 70,000部	広島大学病院心不全センター・地域心臓いきいきセンター調べ																																																																																																																																										
P	急性心筋梗塞に対する経皮的インターベンションの10万人あたり同療法実施件数	[H27] 143.7件	[R5] 171.3件	NDB																																																																																																																																										
P	虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術の10万人あたり同療法実施件数	[H27] 11.6件	[R5] 12.9件	NDB																																																																																																																																										
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																										
○	虚血性心疾患退院患者平均在院日数	[H26] 6.0日	[H35] 5.8日	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																										
○	在宅等生活の場に復帰した患者の割合	[H26] 95.5%	[H35] 96.6%	厚生労働省「患者調査」																																																																																																																																										
○	急性心筋梗塞による年齢調整死亡率	[H27] 男性 16.2 女性 6.9	[H35] 男性 16.2 女性 6.1	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」																																																																																																																																										
○	心不全による年齢調整死亡率	[H27] 男性 18.4 女性 13.9	[H35] 男性 16.5 女性 12.4	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」																																																																																																																																										
○	大動脈瘤及び解離による年齢調整死亡率	[H27] 男性 4.6 女性 3.1	[H35] 男性 4.1 女性 1.8	厚生労働省「人口動態統計特殊報告」																																																																																																																																										
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																										
P	特定健康診査受診率	[H26] 45.3%	[H35] 70.0%	厚生労働省調査「特定健康診査・特定保健指導実施状況」																																																																																																																																										
P	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[H35] 3.0%以下	消防庁救急業務のあり方に関する検討会																																																																																																																																										
P	入院心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 163.4件	[H35] 238.0件	NDB																																																																																																																																										
P	外来心血管疾患リハビリテーションの10万人あたり実施件数	[H27] 83.2件	[H35] 107.8件	NDB																																																																																																																																										
P	「心筋梗塞・心不全手帳」の活用（配布部数）	[H28] 累計 30,461部	[H35] 累計 70,000部	広島大学病院心不全センター・地域心臓いきいきセンター調べ																																																																																																																																										
P	急性心筋梗塞に対する経皮的インターベンションの10万人あたり同療法実施件数	[H27] 143.7件	[H35] 171.3件	NDB																																																																																																																																										
P	虚血性心疾患に対する心臓血管外科手術の10万人あたり同療法実施件数	[H27] 11.6件	[H35] 12.9件	NDB																																																																																																																																										

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>4 糖尿病対策</p> <p style="background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 特定健康診査及びフォローアップ体制の充実</p> <p>特定健康診査等の必要性について県民に啓発を行い<u>い</u>、実施率向上の取組を強化していきます。</p> <p>また、健康増進法に基づいて実施する健康教育等の事業と医療保険者が実施する特定保健指導等との連携を進め、県民自らが生活習慣の改善を目指す「ひろしま健康づくり県民運動」の取組を推進します。</p>	<p>4 糖尿病対策</p> <p style="background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 特定健康診査及びフォローアップ体制の充実</p> <p>特定健康診査等の必要性について県民に啓発を行う<u>うとともに、受診者には「ひろしまヘルスケアポイント」のポイントが貯まると特典が受けられる等のインセンティブ対策により</u>、実施率向上の取組を強化していきます。</p> <p>また、健康増進法に基づいて実施する健康教育等の事業と医療保険者が実施する特定保健指導等との連携を進め、県民自らが生活習慣の改善を目指す「ひろしま健康づくり県民運動」の取組を推進します。</p>	<p>➤ （削除）</p> <p>ひろしまヘルスケアポイントの事業終了</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																																																																												
<p>5 精神疾患対策</p> <p style="text-align: center;">目 標</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）</td> <td>[H26]1,437人</td> <td>[R5]1,330人</td> <td>平成26年度精神保健福祉資料</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）</td> <td>[H26]1,414人</td> <td>[R5]1,282人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）</td> <td>[H26]5,232人</td> <td>[R5]4,482人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）</td> <td>[H26]3,150人</td> <td>《調整中》</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）</td> <td>[H26]2,082人</td> <td>《調整中》</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院需要（患者数）</td> <td>[H26]8,083人</td> <td>[R5]7,094人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院後3か月時点の退院率</td> <td>[H26]63.0%</td> <td>[R5]69.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院後6か月時点の退院率</td> <td>[H26]79.0%</td> <td>[R5]86.0%</td> <td>平成26年度NDB集計</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院後1年時点の退院率</td> <td>[H26]88.0%</td> <td>[R5]92.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>退院後1年以内の地域における平均生活日数</td> <td>[H28]314日</td> <td>（[R5]316日以上）</td> <td>厚生労働省調査</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>自殺死亡率（人口10万人対）</td> <td>[H28]15.4人</td> <td>[R4]14.2人</td> <td>平成28年人口動態統計</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>発達障害の診療を行う医師数</td> <td>[H29]158人</td> <td>[R4]228人</td> <td>平成29年発達障害の診療実態アンケート調査</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）	[H26]1,437人	[R5]1,330人	平成26年度精神保健福祉資料	○	精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）	[H26]1,414人	[R5]1,282人		○	精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）	[H26]5,232人	[R5]4,482人		○	精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）	[H26]3,150人	《調整中》		○	精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）	[H26]2,082人	《調整中》		○	精神病床における入院需要（患者数）	[H26]8,083人	[R5]7,094人		○	精神病床における入院後3か月時点の退院率	[H26]63.0%	[R5]69.0%		○	精神病床における入院後6か月時点の退院率	[H26]79.0%	[R5]86.0%	平成26年度NDB集計	○	精神病床における入院後1年時点の退院率	[H26]88.0%	[R5]92.0%		○	退院後1年以内の地域における平均生活日数	[H28]314日	（[R5]316日以上）	厚生労働省調査	○	自殺死亡率（人口10万人対）	[H28]15.4人	[R4]14.2人	平成28年人口動態統計	S	発達障害の診療を行う医師数	[H29]158人	[R4]228人	平成29年発達障害の診療実態アンケート調査	<p>5 精神疾患対策</p> <p style="text-align: center;">目 標</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）</td> <td>[H26]1,437人</td> <td>[H32]1,331人 [H36]1,330人</td> <td>平成26年度精神保健福祉資料</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）</td> <td>[H26]1,414人</td> <td>[H32]1,257人 [H36]1,294人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）</td> <td>[H26]5,232人</td> <td>[H32]4,660人 [H36]3,921人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）</td> <td>[H26]3,150人</td> <td>[H32]2,859人 [H36]2,399人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）</td> <td>[H26]2,082人</td> <td>[H32]1,801人 [H36]1,522人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院需要（患者数）</td> <td>[H26]8,083人</td> <td>[H32]7,248人 [H36]6,545人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）</td> <td>—</td> <td>[H32]347人 [H36]1,113人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）</td> <td>—</td> <td>[H32]246人 [H36]730人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）</td> <td>—</td> <td>[H32]101人 [H36]383人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院後3か月時点の退院率</td> <td>[H26]63.0%</td> <td>[H32]69.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院後6か月時点の退院率</td> <td>[H26]79.0%</td> <td>[H32]84.0%</td> <td>平成26年度NDB集計</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>精神病床における入院後1年時点の退院率</td> <td>[H26]88.0%</td> <td>[H32]90.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>自殺死亡率（人口10万人対）</td> <td>[H28]15.4人</td> <td>[H32]16.8人</td> <td>平成28年人口動態統計</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>発達障害の診療を行う医師数</td> <td>[H29]158人</td> <td>[H34]228人</td> <td>平成29年発達障害の診療実態アンケート調査</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）	[H26]1,437人	[H32]1,331人 [H36]1,330人	平成26年度精神保健福祉資料	○	精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）	[H26]1,414人	[H32]1,257人 [H36]1,294人		○	精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）	[H26]5,232人	[H32]4,660人 [H36]3,921人		○	精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）	[H26]3,150人	[H32]2,859人 [H36]2,399人		○	精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）	[H26]2,082人	[H32]1,801人 [H36]1,522人		○	精神病床における入院需要（患者数）	[H26]8,083人	[H32]7,248人 [H36]6,545人		○	地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	—	[H32]347人 [H36]1,113人		○	地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）	—	[H32]246人 [H36]730人	—	○	地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）	—	[H32]101人 [H36]383人		○	精神病床における入院後3か月時点の退院率	[H26]63.0%	[H32]69.0%		○	精神病床における入院後6か月時点の退院率	[H26]79.0%	[H32]84.0%	平成26年度NDB集計	○	精神病床における入院後1年時点の退院率	[H26]88.0%	[H32]90.0%		○	自殺死亡率（人口10万人対）	[H28]15.4人	[H32]16.8人	平成28年人口動態統計	S	発達障害の診療を行う医師数	[H29]158人	[H34]228人	平成29年発達障害の診療実態アンケート調査	<p>➤ （変更）</p> <p>指標の削除及び追加 目標値の変更</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																										
○	精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）	[H26]1,437人	[R5]1,330人	平成26年度精神保健福祉資料																																																																																																																																										
○	精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）	[H26]1,414人	[R5]1,282人																																																																																																																																											
○	精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）	[H26]5,232人	[R5]4,482人																																																																																																																																											
○	精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）	[H26]3,150人	《調整中》																																																																																																																																											
○	精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）	[H26]2,082人	《調整中》																																																																																																																																											
○	精神病床における入院需要（患者数）	[H26]8,083人	[R5]7,094人																																																																																																																																											
○	精神病床における入院後3か月時点の退院率	[H26]63.0%	[R5]69.0%																																																																																																																																											
○	精神病床における入院後6か月時点の退院率	[H26]79.0%	[R5]86.0%	平成26年度NDB集計																																																																																																																																										
○	精神病床における入院後1年時点の退院率	[H26]88.0%	[R5]92.0%																																																																																																																																											
○	退院後1年以内の地域における平均生活日数	[H28]314日	（[R5]316日以上）	厚生労働省調査																																																																																																																																										
○	自殺死亡率（人口10万人対）	[H28]15.4人	[R4]14.2人	平成28年人口動態統計																																																																																																																																										
S	発達障害の診療を行う医師数	[H29]158人	[R4]228人	平成29年発達障害の診療実態アンケート調査																																																																																																																																										
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																																																																																										
○	精神病床における急性期（3か月未満）入院需要（患者数）	[H26]1,437人	[H32]1,331人 [H36]1,330人	平成26年度精神保健福祉資料																																																																																																																																										
○	精神病床における回復期（3か月以上1年未満）入院需要（患者数）	[H26]1,414人	[H32]1,257人 [H36]1,294人																																																																																																																																											
○	精神病床における慢性期（1年以上）入院需要（患者数）	[H26]5,232人	[H32]4,660人 [H36]3,921人																																																																																																																																											
○	精神病床における慢性期入院需要（65歳以上患者数）	[H26]3,150人	[H32]2,859人 [H36]2,399人																																																																																																																																											
○	精神病床における慢性期入院需要（65歳未満患者数）	[H26]2,082人	[H32]1,801人 [H36]1,522人																																																																																																																																											
○	精神病床における入院需要（患者数）	[H26]8,083人	[H32]7,248人 [H36]6,545人																																																																																																																																											
○	地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	—	[H32]347人 [H36]1,113人																																																																																																																																											
○	地域移行に伴う基盤整備量（65歳以上利用者数）	—	[H32]246人 [H36]730人	—																																																																																																																																										
○	地域移行に伴う基盤整備量（65歳未満利用者数）	—	[H32]101人 [H36]383人																																																																																																																																											
○	精神病床における入院後3か月時点の退院率	[H26]63.0%	[H32]69.0%																																																																																																																																											
○	精神病床における入院後6か月時点の退院率	[H26]79.0%	[H32]84.0%	平成26年度NDB集計																																																																																																																																										
○	精神病床における入院後1年時点の退院率	[H26]88.0%	[H32]90.0%																																																																																																																																											
○	自殺死亡率（人口10万人対）	[H28]15.4人	[H32]16.8人	平成28年人口動態統計																																																																																																																																										
S	発達障害の診療を行う医師数	[H29]158人	[H34]228人	平成29年発達障害の診療実態アンケート調査																																																																																																																																										

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>2 長期入院精神障害者の地域生活への移行</p> <p style="margin-left: 20px;">【削除】</p> <p><u>(1) 精神疾患の状態に応じて、訪問医療等の必要な医療を提供し、地域連携により地域生活や社会生活を支える体制の整備</u></p> <p style="margin-left: 20px;">患者が住み慣れた身近な地域で基本的な医療やサービス支援を受けやすい体制の整備を推進し、精神疾患や身体合併症等の様々な患者の状態に応じた医療の提供を確保するよう努めます。</p> <p style="margin-left: 20px;">県保健所、市町における相談、家庭訪問等の地域で精神障害者を支える基盤づくりの強化を推進します。</p> <p style="margin-left: 20px;">早期の退院に向けた地域定着支援、グループホーム等地域移行の受入体制の拡充、アウトリーチ（訪問支援）を推進します。<u>これらの取り組みにより、精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数の上昇を推進します。</u></p> <p><u>(2) 障害福祉計画との連携</u></p> <p style="margin-left: 20px;">障害福祉計画（県、市町）と連携を取り、早期の退院に向けた地域定着支援、社会復帰施設の受入体制の拡充及びアウトリーチ（訪問支援）を推進します。</p>	<p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>2 長期入院精神障害者の地域生活への移行</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(1) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成 32(2020)年度末(第 5 期障害福祉計画の最終年度)、平成 36(2024)年度末の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、県保健医療計画、県障害福祉計画、市町介護保険事業計画等に基づき基盤整備を推進していきます。</u></p> <p><u>(2) 精神疾患の状態に応じて、訪問医療等の必要な医療を提供し、地域連携により地域生活や社会生活を支える体制の整備</u></p> <p style="margin-left: 20px;">患者が住み慣れた身近な地域で基本的な医療やサービス支援を受けやすい体制の整備を推進します。精神疾患や身体合併症等の様々な患者の状態に応じた医療の提供を確保するよう努めます。</p> <p style="margin-left: 20px;">県保健所、市町における相談、家庭訪問等の地域で精神障害者を支える基盤づくりの強化を推進します。</p> <p style="margin-left: 20px;">早期の退院に向けた地域定着支援、グループホーム等地域移行の受入体制の拡充、アウトリーチ（訪問支援）を推進します。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>また、再入院防止のため、地域で支え合えるよう、医療機関と地域保健・福祉が連携した支援体制づくりを推進するとともに、産業保健関係機関や産業医等を通じた事業所との連携を図ります。</u></p> <p><u>(3) 障害福祉計画との連携</u></p> <p style="margin-left: 20px;">障害福祉計画（県、市町）と連携を取り、早期の退院に向けた地域定着支援、社会復帰施設の受入体制の拡充及びアウトリーチ（訪問支援）を推進します。</p>	<p style="text-align: center;">改定理由</p> <p>➤ (変更)</p> <p>指標の削除及び追加に伴う本文修正</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>3 多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(3) うつ病・自殺予防対策の強化 本県は、平成 22（2010）年3月に「広島県自殺対策推進計画～いきる・ささえる広島プラン～」(以下「第1次計画」とする。)を策定し、自殺対策に取り組んできました。この第1次計画が平成 27（2015）年度末で終了することに伴い、平成 28（2016）年3月にこれまでの総合的な取組を継承しつつ、それぞれの取組の成果を検証しやすい施策体系に見直すとともに、第1次計画で浮き彫りとなった本県の課題について重点的に取り組むこととし、「生きる支援」に向けて実践的な取組の推進を図る「いのちを支える広島プラン」として第2次計画を策定しました。</p> <p><u>平成 29（2017）年には、第2次計画の総括目標（自殺死亡率 16.8）を達成しましたが、自殺者数が年間 400 人を上回る現状や、若年層の自殺が増加傾向にあることから、平成 31 年（2019）年 3 月に第 2 次計画の見直しを行い、</u>この計画に基づき県・市町・関係者が綿密に連携・協働し、包括的な生きる支援により自殺対策を総合的に推進していきます。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>3 多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(3) うつ病・自殺予防対策の強化 本県は、平成 22（2010）年3月に「広島県自殺対策推進計画～いきる・ささえる広島プラン～」(以下「第1次計画」とする。)を策定し、自殺対策に取り組んできました。この第1次計画が平成 27（2015）年度末で終了することに伴い、平成 28（2016）年3月にこれまでの総合的な取組を継承しつつ、それぞれの取組の成果を検証しやすい施策体系に見直すとともに、第1次計画で浮き彫りとなった本県の課題について重点的に取り組むこととし、「生きる支援」に向けて実践的な取組の推進を図る「いのちを支える広島プラン」として第2次計画を策定しました。<u>計画期間である平成 28（2016）年 4 月から平成 33（2021）年 3 月まで、</u>この計画に基づき、県・市町・関係者が綿密に連携・協働し、包括的な生きる支援により自殺対策を総合的に推進していきます。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">(変更)</p> <p>➤ 第2次広島県自殺対策推進計画の見直しによる本文修正</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案														現行														改定理由					
医療連携体制														医療連携体制																			
図表 2-1-40 精神疾患等の地域連携拠点機能及び県連携拠点機能 平成 30（2018）年 3 月 1 日現在														図表 2-1-40 精神疾患等の地域連携拠点機能及び県連携拠点機能 平成 30（2018）年 3 月 1 日現在														➤ （変更） 一覧表の見直しによる差し替え					
圏域	医療機関	所在地	病床数 (うち精神)	統合失調症	児童・思春期	精神科救急	災害医療	身体合併症	PTSD	てんかん	高次脳機能障害	うつ・自殺対策	依存症	発達障害	圏域	医療機関	所在地	病床数 (うち精神)	統合失調症	児童・思春期	精神科救急	災害医療	身体合併症	PTSD	てんかん	高次脳機能障害	うつ・自殺対策	依存症	発達障害				
広島(15)	広島市民病院	広島市中区	743(28)												拠点機能医療機関の見直し作業中	広島市民病院	広島市中区	743(28)															
	舟入市民病院	広島市中区	156(0)													舟入市民病院	広島市中区	156(0)															
	広島市こども療育センター(本館・北部・西部)	広島市東区・安佐北区・佐伯区	-													広島市こども療育センター(本館・北部・西部)	広島市東区・安佐北区・佐伯区	-													◎小・精		
	京橋心療クリニック	広島市南区	-													京橋心療クリニック	広島市南区	-													◎		
	県立広島病院	広島市南区	712(50)													県立広島病院	広島市南区	712(50)														☆	
	広島大学病院															広島大学病院	広島市南区	746(20)														◎小・精	
	松田病院															松田病院	広島市南区	110(110)														☆	
	草津病院															草津病院	広島市西区	429(429)														◎薬・ア	
	広島市立リハビリテーション病院															広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区	100(0)															
	安佐市民病院															安佐市民病院	広島市安佐北区	527(0)															
	浅田病院															浅田病院	広島市安芸区	152(152)															☆
	瀬野川病院	広島市安芸区	325(325)													瀬野川病院	広島市安芸区	325(325)															☆
	JA吉田総合病院	安芸高田市吉田町	340(120)													JA吉田総合病院	安芸高田市吉田町	340(120)															☆
	マツダ病院	府中町青崎南	270(0)													マツダ病院	府中町青崎南	270(0)															
	千代田病院	北広島町今田	158(158)													千代田病院	北広島町今田	158(158)															
広島西(4)	JA広島総合病院	廿日市市地御前	561(0)											広島西(4)	JA広島総合病院	廿日市市地御前	561(0)															◎小	
呉(5)	呉医療センター	呉市青山町	700(50)											呉医療センター	呉市青山町	700(50)															☆		
	呉中通病院	呉市中通	123(0)											呉中通病院	呉市中通	123(0)																	
	呉みどりヶ丘病院	呉市阿賀北	304(304)											呉みどりヶ丘病院	呉市阿賀北	304(304)																◎ア	
	ほうゆう病院	呉市阿賀北	323(323)											ほうゆう病院	呉市阿賀北	323(323)																	
	ふたば病院	呉市広	208(208)											ふたば病院	呉市広	208(208)																	
広島中央(6)	東広島医療センター	東広島市西条町	435(0)											東広島医療センター	東広島市西条町	435(0)																	
	宗近病院	東広島市西条町	216(216)											宗近病院	東広島市西条町	216(216)																	
	わかば療育園	東広島市八本松町	55(0)											わかば療育園	東広島市八本松町	55(0)															◎小・精		
	三原病院	三原市小泉町	392(392)											三原病院	三原市小泉町	392(392)																◎ア	
尾三(5)	尾道市公立みつぎ総合病院	尾道市御調町	240(0)											尾道市公立みつぎ総合病院	尾道市御調町	240(0)																	
	脳神経センター大田記念病院	福山市沖野上町	178(0)											脳神経センター大田記念病院	福山市沖野上町	178(0)																	
	福山市市民病院	福山市藤王町	506(0)											福山市市民病院	福山市藤王町	506(0)																	
三次(5)	三次病院	三次市栗屋町	283(235)											三次病院	三次市栗屋町	283(235)																◎ア	
	三次神経内科クリニック花の里	三次市十日市東	-											三次神経内科クリニック花の里	三次市十日市東	-															◎精		
-	広島うつ病医療ネットワーク	-	-											-	広島うつ病医療ネットワーク	-	-														◎		

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案

図表 2-1-42 指定病院、応急入院指定病院、精神科救急医療施設の指定状況

令和2（2020）年4月1日現在

病院名	国立・県立	指定病院	応急入院指定病院	精神科救急医療施設
西部保健所			○(※)	
メープルヒル病院			○(※)	
友和病院				
敬愛病院				
広島支所		□	○(※)	
府中みくまり病院		□	○(※)	
安芸太田病院				
千代田病院				
広島県厚生連 吉田総合病院		□		
呉支所	◎			
国立病院機構呉医療センター	◎			
呉みどりヶ丘病院		□		
ほうゆう病院		□	○	
ふたば病院		□	○	
呉やげやま病院		□	○	
吉田病院		□		
安浦病院				
西部東保健所	◎		○(※)	●
独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター	◎		○(※)	●
AOI 広島病院			○	
宗近病院		□	○	
竹原病院				
東部保健所		□	○(※)	●
小泉病院		□	○(※)	●
三原病院		□	○(※)	●
青山病院				
福山支所		□	○(※)	
光の丘病院		□	○(※)	
福山こころの病院		□	○	
蔵王病院		□	○(※)	
下永病院		□		
福山友愛病院		□	○(※)	●
府中市立湯が丘病院		□		
北部保健所		□		
三次病院		□		
広島市	◎			
広島大学病院	◎			
県立広島病院	◎			
広島市民病院				
広島第一病院		□	○(※)	
比治山病院		□		
松田病院		□		
己斐ヶ丘病院		□		
草津病院		□	○(※)	●
安佐病院		□		
児玉病院		□		
瀬野川病院		□	○(※)	●
養神館病院		□		
ナカムラ病院				
計	4	26	16	6

※ 特例措置を採ることができる応急入院指定病院及び特定病院

現行

図表 2-1-42 指定病院、応急入院指定病院、精神科救急医療施設の指定状況

平成30（2018）年3月1日現在

病院名	国立・県立	指定病院	応急入院指定病院	精神科救急医療施設
西部保健所			○(※)	
メープルヒル病院			○(※)	
友和病院				
敬愛病院				
広島支所		□	○(※)	
府中みくまり病院		□	○(※)	
安芸太田病院				
千代田病院				
厚生連吉田総合病院		□		
呉支所	◎			
国立病院機構呉医療センター	◎			
呉みどりヶ丘病院				
ほうゆう病院		□	○(※)	
ふたば病院		□	○	
呉やげやま病院		□	○	
吉田病院		□		
安浦病院				
西部東保健所	◎		○(※)	●
国立病院機構賀茂精神医療センター	◎		○(※)	●
エトワール西条病院		□	○	
宗近病院		□	○	
竹原病院				
東部保健所		□	○(※)	●
小泉病院		□	○(※)	●
三原病院		□	○(※)	●
青山病院				
福山支所		□	○(※)	
光の丘病院		□	○(※)	
福山こころの病院		□	○	
蔵王病院		□	○	
下永病院		□		
福山友愛病院		□	○(※)	●
府中市立湯が丘病院		□		
北部保健所		□		
三次病院		□		
広島市	◎			
広島大学病院	◎			
県立広島病院	◎			
広島市民病院				
広島第一病院		□	○(※)	
比治山病院		□		
松田病院		□		
己斐ヶ丘病院		□		
草津病院		□	○(※)	●
安佐病院		□		
児玉病院		□		
浅田病院		□		
瀬野川病院		□	○(※)	●
養神館病院		□		
ナカムラ病院				
計	4	26	16	6

※ 特例措置を採ることができる応急入院指定病院及び特定病院

改定理由

➤ （変更）
直近の指定状況一覧表に差し替え

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																																																													
<p>第2章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p>第2節 救急医療などの医療連携体制</p> <p>1 救急医療対策</p> <p>目 標</p> <p>病院前救護・救急医療機関等から療養の場への切れ目のない円滑な医療を提供することを目標に、次の指標を設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>心肺機能停止患者の一月後の生存率</td> <td>[H28] 11.7%</td> <td>[R5] <u>14.0%以上</u></td> <td>消防庁 「救急救助の現況」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>心肺機能停止患者の一月後社会復帰率</td> <td>[H28] 6.8%</td> <td>[R5] <u>8.8%以上</u></td> <td>消防庁 「救急救助の現況」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合</td> <td>[H27] 3.0%</td> <td>[R5] 3.0%以下</td> <td>消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」 ※軽症者の受入体制も重要であるが、指標としては、全国で統一された当該指標を用いる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>三次救急医療機関における救急搬送要請に対する受入割合</td> <td>[H28] 94.2%</td> <td>[R5] 94.2%以上</td> <td>厚生労働省「救命救急センターの充実度段階評価における現況調」より算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>アウトカム指標を押し上げる指標として、次の指標を設定する。 なお、救急搬送データと医療・介護データを接続することで、救護から救命後医療（予後）までのアウトカムをしっかりと把握できる手法を検討していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された10万人あたり件数</td> <td>[H28] 2.5件</td> <td>[R5] 3.8件</td> <td>消防庁 「救急救助の現況」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合</td> <td>[H26] 34.8%</td> <td>[R5] 42.7%</td> <td>厚生労働省 「医療施設調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td><u>救命救急センターの充実度評価S及びAの割合</u></td> <td>[H30] <u>100%</u></td> <td>[R5] <u>100%</u></td> <td>厚生労働省 「救命救急センターの充実段階評価」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td><u>二次救急医療機関等と救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール協議会や多職種連携会議等の開催回数</u></td> <td>[H28] <u>1回</u></td> <td>[R5] <u>1回以上</u></td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td><u>中核・高次の救急医療機関とその周辺の救急医療機関との間の病院間搬送件数（10万人あたり転院搬送の受入件数）</u></td> <td>[H30] <u>289件</u></td> <td>[R5] <u>289件以上</u></td> <td>厚生労働省 「救急医療提供体制の現況調べ」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td><u>救急要請から医療機関に収容までの平均時間</u></td> <td>[H30] <u>40.2分</u></td> <td>[R5] <u>40.2分以下</u></td> <td>消防庁 「救急救助の現況」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>医師届出票（11）従事する診療科名等で主たる診療科を「救急科」と届け出をした医師の10万人あたり人数</td> <td>[H28] 2.0人</td> <td>[R5] 2.4人</td> <td>厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>特定集中治療室のある病院の10万人あたり病床数</td> <td>[H26] 4.3床</td> <td>[R5] 5.1床</td> <td>厚生労働省 「医療施設調査」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典等	○	心肺機能停止患者の一月後の生存率	[H28] 11.7%	[R5] <u>14.0%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」	○	心肺機能停止患者の一月後社会復帰率	[H28] 6.8%	[R5] <u>8.8%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」	○	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[R5] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」 ※軽症者の受入体制も重要であるが、指標としては、全国で統一された当該指標を用いる。	○	三次救急医療機関における救急搬送要請に対する受入割合	[H28] 94.2%	[R5] 94.2%以上	厚生労働省「救命救急センターの充実度段階評価における現況調」より算出	区分	指標名	現状値	目標値	出典等	P	心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された10万人あたり件数	[H28] 2.5件	[R5] 3.8件	消防庁 「救急救助の現況」	P	一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合	[H26] 34.8%	[R5] 42.7%	厚生労働省 「医療施設調査」	P	<u>救命救急センターの充実度評価S及びAの割合</u>	[H30] <u>100%</u>	[R5] <u>100%</u>	厚生労働省 「救命救急センターの充実段階評価」	P	<u>二次救急医療機関等と救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール協議会や多職種連携会議等の開催回数</u>	[H28] <u>1回</u>	[R5] <u>1回以上</u>	県健康福祉局調べ	P	<u>中核・高次の救急医療機関とその周辺の救急医療機関との間の病院間搬送件数（10万人あたり転院搬送の受入件数）</u>	[H30] <u>289件</u>	[R5] <u>289件以上</u>	厚生労働省 「救急医療提供体制の現況調べ」	P	<u>救急要請から医療機関に収容までの平均時間</u>	[H30] <u>40.2分</u>	[R5] <u>40.2分以下</u>	消防庁 「救急救助の現況」	S	医師届出票（11）従事する診療科名等で主たる診療科を「救急科」と届け出をした医師の10万人あたり人数	[H28] 2.0人	[R5] 2.4人	厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」	S	特定集中治療室のある病院の10万人あたり病床数	[H26] 4.3床	[R5] 5.1床	厚生労働省 「医療施設調査」	<p>第2章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p>第2節 救急医療などの医療連携体制</p> <p>1 救急医療対策</p> <p>目 標</p> <p>病院前救護・救急医療機関等から療養の場への切れ目のない円滑な医療を提供することを目標に、次の指標を設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>心肺機能停止患者の一月後の生存率</td> <td>[H28] 11.7%</td> <td>[H35] <u>11.7%以上</u></td> <td>消防庁 「救急救助の現況」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>心肺機能停止患者の一月後社会復帰率</td> <td>[H28] 6.8%</td> <td>[H35] <u>6.8%以上</u></td> <td>消防庁 「救急救助の現況」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合</td> <td>[H27] 3.0%</td> <td>[H35] 3.0%以下</td> <td>消防庁救急業務のあり方に関する検討会 ※軽症者の受入体制も重要であるが、指標としては、全国で統一された当該指標を用いる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>三次救急医療機関における救急搬送要請に対する受入割合</td> <td>[H28] 94.2%</td> <td>[H35] 94.2%以上</td> <td>厚生労働省「救命救急センターの充実度段階評価における現況調」より算出</td> </tr> </tbody> </table> <p>アウトカム指標を押し上げる指標として、次の指標を設定する。 なお、救急搬送データと医療・介護データを接続することで、救護から救命後医療（予後）までのアウトカムをしっかりと把握できる手法を検討していく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された10万人あたり件数</td> <td>[H28] 2.5件</td> <td>[H35] 3.8件</td> <td>消防庁 「救急救助の現況」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合</td> <td>[H26] 34.8%</td> <td>[H35] 42.7%</td> <td>厚生労働省 「医療施設調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>緊急入院患者における退院調整・支援の10万人あたり実施件数</td> <td>[H27] <u>18.5件</u></td> <td>[H35] <u>20.2件</u></td> <td>厚生労働省 「NDB」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>医師届出票（11）従事する診療科名等で主たる診療科を「救急科」と届け出をした医師の10万人あたり人数</td> <td>[H28] 2.0人</td> <td>[H35] 2.4人</td> <td>厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>特定集中治療室のある病院の10万人あたり病床数</td> <td>[H26] 4.3床</td> <td>[H35] 5.1床</td> <td>厚生労働省 「医療施設調査」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典等	○	心肺機能停止患者の一月後の生存率	[H28] 11.7%	[H35] <u>11.7%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」	○	心肺機能停止患者の一月後社会復帰率	[H28] 6.8%	[H35] <u>6.8%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」	○	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[H35] 3.0%以下	消防庁救急業務のあり方に関する検討会 ※軽症者の受入体制も重要であるが、指標としては、全国で統一された当該指標を用いる。	○	三次救急医療機関における救急搬送要請に対する受入割合	[H28] 94.2%	[H35] 94.2%以上	厚生労働省「救命救急センターの充実度段階評価における現況調」より算出	区分	指標名	現状値	目標値	出典等	P	心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された10万人あたり件数	[H28] 2.5件	[H35] 3.8件	消防庁 「救急救助の現況」	P	一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合	[H26] 34.8%	[H35] 42.7%	厚生労働省 「医療施設調査」	P	緊急入院患者における退院調整・支援の10万人あたり実施件数	[H27] <u>18.5件</u>	[H35] <u>20.2件</u>	厚生労働省 「NDB」	S	医師届出票（11）従事する診療科名等で主たる診療科を「救急科」と届け出をした医師の10万人あたり人数	[H28] 2.0人	[H35] 2.4人	厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」	S	特定集中治療室のある病院の10万人あたり病床数	[H26] 4.3床	[H35] 5.1床	厚生労働省 「医療施設調査」	<p>➤（変更）</p> <p>指標の削除及び追加 目標値の変更</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典等																																																																																																																											
○	心肺機能停止患者の一月後の生存率	[H28] 11.7%	[R5] <u>14.0%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」																																																																																																																											
○	心肺機能停止患者の一月後社会復帰率	[H28] 6.8%	[R5] <u>8.8%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」																																																																																																																											
○	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[R5] 3.0%以下	消防庁「救急業務のあり方に関する検討会」 ※軽症者の受入体制も重要であるが、指標としては、全国で統一された当該指標を用いる。																																																																																																																											
○	三次救急医療機関における救急搬送要請に対する受入割合	[H28] 94.2%	[R5] 94.2%以上	厚生労働省「救命救急センターの充実度段階評価における現況調」より算出																																																																																																																											
区分	指標名	現状値	目標値	出典等																																																																																																																											
P	心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された10万人あたり件数	[H28] 2.5件	[R5] 3.8件	消防庁 「救急救助の現況」																																																																																																																											
P	一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合	[H26] 34.8%	[R5] 42.7%	厚生労働省 「医療施設調査」																																																																																																																											
P	<u>救命救急センターの充実度評価S及びAの割合</u>	[H30] <u>100%</u>	[R5] <u>100%</u>	厚生労働省 「救命救急センターの充実段階評価」																																																																																																																											
P	<u>二次救急医療機関等と救急医療機関やかかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール協議会や多職種連携会議等の開催回数</u>	[H28] <u>1回</u>	[R5] <u>1回以上</u>	県健康福祉局調べ																																																																																																																											
P	<u>中核・高次の救急医療機関とその周辺の救急医療機関との間の病院間搬送件数（10万人あたり転院搬送の受入件数）</u>	[H30] <u>289件</u>	[R5] <u>289件以上</u>	厚生労働省 「救急医療提供体制の現況調べ」																																																																																																																											
P	<u>救急要請から医療機関に収容までの平均時間</u>	[H30] <u>40.2分</u>	[R5] <u>40.2分以下</u>	消防庁 「救急救助の現況」																																																																																																																											
S	医師届出票（11）従事する診療科名等で主たる診療科を「救急科」と届け出をした医師の10万人あたり人数	[H28] 2.0人	[R5] 2.4人	厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」																																																																																																																											
S	特定集中治療室のある病院の10万人あたり病床数	[H26] 4.3床	[R5] 5.1床	厚生労働省 「医療施設調査」																																																																																																																											
区分	指標名	現状値	目標値	出典等																																																																																																																											
○	心肺機能停止患者の一月後の生存率	[H28] 11.7%	[H35] <u>11.7%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」																																																																																																																											
○	心肺機能停止患者の一月後社会復帰率	[H28] 6.8%	[H35] <u>6.8%以上</u>	消防庁 「救急救助の現況」																																																																																																																											
○	重症以上傷病者の搬送において、医療機関に4回以上受入れの照会を行った割合	[H27] 3.0%	[H35] 3.0%以下	消防庁救急業務のあり方に関する検討会 ※軽症者の受入体制も重要であるが、指標としては、全国で統一された当該指標を用いる。																																																																																																																											
○	三次救急医療機関における救急搬送要請に対する受入割合	[H28] 94.2%	[H35] 94.2%以上	厚生労働省「救命救急センターの充実度段階評価における現況調」より算出																																																																																																																											
区分	指標名	現状値	目標値	出典等																																																																																																																											
P	心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、一般市民により除細動が実施された10万人あたり件数	[H28] 2.5件	[H35] 3.8件	消防庁 「救急救助の現況」																																																																																																																											
P	一般診療所のうち、初期救急に参画する施設の割合	[H26] 34.8%	[H35] 42.7%	厚生労働省 「医療施設調査」																																																																																																																											
P	緊急入院患者における退院調整・支援の10万人あたり実施件数	[H27] <u>18.5件</u>	[H35] <u>20.2件</u>	厚生労働省 「NDB」																																																																																																																											
S	医師届出票（11）従事する診療科名等で主たる診療科を「救急科」と届け出をした医師の10万人あたり人数	[H28] 2.0人	[H35] 2.4人	厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」																																																																																																																											
S	特定集中治療室のある病院の10万人あたり病床数	[H26] 4.3床	[H35] 5.1床	厚生労働省 「医療施設調査」																																																																																																																											

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
施策の方向	施策の方向	
(省略)	(省略)	
2 救急医療機関への円滑な搬送と医療機関における受入体制の確保	2 救急医療機関への円滑な搬送と医療機関における受入体制の確保	
(省略)	(省略)	
<p>(3) 救急医療情報ネットワークシステムの改修による機能強化</p> <p>救急医療情報ネットワークシステムは、前回のシステム改修後 3 年以上が経過しており、医療機関の応需情報の入力や共有化が図れるよう、また、「こまっ TEL」の要請を医療機関側に気づいてもらえる機能を追加するなど、救急医療情報ネットワークシステムを、より効果的なものに改修するとともに、応需情報の入力について啓発するなど、医療機関の受入体制も強化していきます。</p> <p>県民が、日頃から急病や救急搬送に備えて、HMネットの「命の宝箱」の登録や<u>ACP（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）に係る実践</u>の周知・啓発を進めるとともに、救急現場での活用に向けて、消防機関など関係機関との調整を進めます。</p>	<p>(3) 救急医療情報ネットワークシステムの改修による機能強化</p> <p>救急医療情報ネットワークシステムは、前回のシステム改修後 3 年以上が経過しており、医療機関の応需情報の入力や共有化が図れるよう、また、「こまっ TEL」の要請を医療機関側に気づいてもらえる機能を追加するなど、救急医療情報ネットワークシステムを、より効果的なものに改修するとともに、応需情報の入力について啓発するなど、医療機関の受入体制も強化していきます。</p> <p>県民が、日頃から急病や救急搬送に備えて、HMネットの「命の宝箱」の登録<u>をするよう</u>、周知・啓発を進めるとともに、救急現場での活用に向けて、消防機関など関係機関との調整を進めます。</p>	<p>➤ (変更)</p> <p>在宅医療の内容と整合を取るため。</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																											
<p>2 災害時における医療対策</p> <p>目 標</p> <p>医療機関、防災関係機関、行政などが連携して訓練・研修等に取り組むことで、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 25%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 40%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>DMA Tのチーム数</td> <td>[H29] 29 チーム</td> <td>[R5] 36 チーム</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>病院における業務継続計画（BCP）の策定率（災害拠点病院を除く）</td> <td>[H30] 10.2%</td> <td>[R4] 100%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>災害医療コーディネーター任命者数</td> <td>[R1] 0 人</td> <td>[R5] 60 人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>災害時小児周産期リエゾン任命者数</td> <td>[R1] 0 人</td> <td>[R5] 15 人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>EMIS等の操作を含む訓練・研修の実施した二次保健医療圏の数</td> <td>[H29] 2 圏域</td> <td>[R5] 7 圏域</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関との連携の確認を行う災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合</td> <td>[H29] 78%</td> <td>[R5] 100%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数</td> <td>[R1] 4 回</td> <td>[R5] 8 回</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の方向</p> <p>1 医療救護活動体制の強化</p> <p>災害時に防災関係機関と連携して医療救護活動が実施できるよう、訓練・研修、会議等を通じて、平常時から「顔の見える関係」の維持・構築を引き続き推進します。また、訓練等の課題を踏まえ、「広島県地域防災計画」や「災害時医療救護活動マニュアル」等の見直しを適宜実施し、災害時の医療救護活動における実効性を恒常的に確保します。</p> <p><u>また、大規模災害が発生した場合に保健医療活動の総合的な調整を行う保健医療調整本部を中心とした保健医療提供体制の構築や、適切な医療を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、DMA T、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、広島県災害時公衆衛生チーム及びその他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム等の保健医療活動チームとの定期的な災害訓練を実施し、連携体制を構築します。</u></p> <p style="text-align: right;">(省略)</p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	S	DMA Tのチーム数	[H29] 29 チーム	[R5] 36 チーム	県健康福祉局調べ	S	病院における業務継続計画（BCP）の策定率（災害拠点病院を除く）	[H30] 10.2%	[R4] 100%	県健康福祉局調べ	S	災害医療コーディネーター任命者数	[R1] 0 人	[R5] 60 人	県健康福祉局調べ	S	災害時小児周産期リエゾン任命者数	[R1] 0 人	[R5] 15 人	県健康福祉局調べ	P	EMIS等の操作を含む訓練・研修の実施した二次保健医療圏の数	[H29] 2 圏域	[R5] 7 圏域	県健康福祉局調べ	P	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関との連携の確認を行う災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合	[H29] 78%	[R5] 100%	県健康福祉局調べ	P	都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数	[R1] 4 回	[R5] 8 回	県健康福祉局調べ	<p>2 災害時における医療対策</p> <p>目 標</p> <p>医療機関、防災関係機関、行政などが連携して訓練・研修等に取り組むことで、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 25%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 40%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>DMA Tのチーム数</td> <td>[H29] 29 チーム</td> <td>[H35] 36 チーム</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>DPATのチーム数</td> <td>[H29] 3 チーム</td> <td>[H35] 10 チーム</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率</td> <td>[H29] 11%</td> <td>[H35] 100%</td> <td>厚生労働省「災害拠点病院現況調査」</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した院内訓練・研修を実施した災害拠点病院の割合</td> <td>[H29] 0%</td> <td>[H35] 100%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>EMISの操作を含む訓練・研修の実施した二次保健医療圏の数</td> <td>[H29] 2 圏域</td> <td>[H35] 7 圏域</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関との連携の確認を行う災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合</td> <td>[H29] 78%</td> <td>[H35] 100%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の方向</p> <p>1 医療救護活動体制の強化</p> <p>災害時に防災関係機関と連携して医療救護活動が実施できるよう、訓練・研修、会議等を通じて、平常時から「顔の見える関係」の維持・構築を引き続き推進します。また、訓練等の課題を踏まえ、「広島県地域防災計画」や「災害時医療救護活動マニュアル」等の見直しを適宜実施し、災害時の医療救護活動における実効性を恒常的に確保します。</p> <p><u>災害急性期だけでなく、亜急性期から慢性期においても、継続的に必要な医療を提供できるように、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班、市郡地区医師会の医療救護班、災害派遣精神医療チーム（DPAT）及び大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）等との定期的な災害訓練を実施し、連携体制を構築します。</u></p> <p style="text-align: right;">(省略)</p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	S	DMA Tのチーム数	[H29] 29 チーム	[H35] 36 チーム	県健康福祉局調べ	S	DPATのチーム数	[H29] 3 チーム	[H35] 10 チーム	県健康福祉局調べ	S	災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率	[H29] 11%	[H35] 100%	厚生労働省「災害拠点病院現況調査」	P	業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した院内訓練・研修を実施した災害拠点病院の割合	[H29] 0%	[H35] 100%	県健康福祉局調べ	P	EMISの操作を含む訓練・研修の実施した二次保健医療圏の数	[H29] 2 圏域	[H35] 7 圏域	県健康福祉局調べ	P	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関との連携の確認を行う災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合	[H29] 78%	[H35] 100%	県健康福祉局調べ	<p>➤ (変更)</p> <p>指標の削除及び追加 目標値の変更</p> <p>➤ (変更)</p> <p>災害医療体制の変更を踏 まえた記載修正</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																									
S	DMA Tのチーム数	[H29] 29 チーム	[R5] 36 チーム	県健康福祉局調べ																																																																									
S	病院における業務継続計画（BCP）の策定率（災害拠点病院を除く）	[H30] 10.2%	[R4] 100%	県健康福祉局調べ																																																																									
S	災害医療コーディネーター任命者数	[R1] 0 人	[R5] 60 人	県健康福祉局調べ																																																																									
S	災害時小児周産期リエゾン任命者数	[R1] 0 人	[R5] 15 人	県健康福祉局調べ																																																																									
P	EMIS等の操作を含む訓練・研修の実施した二次保健医療圏の数	[H29] 2 圏域	[R5] 7 圏域	県健康福祉局調べ																																																																									
P	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関との連携の確認を行う災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合	[H29] 78%	[R5] 100%	県健康福祉局調べ																																																																									
P	都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数	[R1] 4 回	[R5] 8 回	県健康福祉局調べ																																																																									
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																																									
S	DMA Tのチーム数	[H29] 29 チーム	[H35] 36 チーム	県健康福祉局調べ																																																																									
S	DPATのチーム数	[H29] 3 チーム	[H35] 10 チーム	県健康福祉局調べ																																																																									
S	災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率	[H29] 11%	[H35] 100%	厚生労働省「災害拠点病院現況調査」																																																																									
P	業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した院内訓練・研修を実施した災害拠点病院の割合	[H29] 0%	[H35] 100%	県健康福祉局調べ																																																																									
P	EMISの操作を含む訓練・研修の実施した二次保健医療圏の数	[H29] 2 圏域	[H35] 7 圏域	県健康福祉局調べ																																																																									
P	災害時の医療チーム等の受入を想定し、関係機関との連携の確認を行う災害実動訓練を実施した災害拠点病院の割合	[H29] 78%	[H35] 100%	県健康福祉局調べ																																																																									

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>3 災害時における公的支援の在り方と精神科病院等の体制強化</p> <p>精神科病院等が被災し甚大な被害を受けた場合に、公的救出・援助活動、これと連携した精神科病院間の相互支援体制を整備し、移送、医薬品、食料等の支援及び疾患特性を考慮し、災害時に安定した精神医療を提供できる体制を確保するため、<u>令和2年3月に指定した災害拠点精神科病院や、広島DPAT派遣協力医療機関等と連携し、精神科医療体制の充実強化を図るとともに、引き続き、</u>入院患者のみならず、地域で精神科医療を必要とする者への支援体制を構築します。</p> <p>また、<u>災害時の活動に係る研修や実地訓練を行うなど、DPAT派遣体制の充実・強化に向けた取組</u>を推進します。</p> <p>4 災害拠点病院以外の病院の機能強化</p> <p>県は、研修の実施や訓練の公開等により、災害拠点病院以外の病院へ災害医療に関する知識の習得を推進するとともに、<u>医療機関の診療機能を維持し患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援</u>します。</p> <p>これらの病院は、県の実施する研修や訓練等への<u>参加</u>や参観を通じて、災害医療への知識・理解を深め、自院の災害対応機能を強化した上で、地域の医師会と調整し、災害時における協力体制を構築します。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>6 災害時の情報把握の強化</p> <p><u>EMIS、災害時診療記録/J-SPEED等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分をはじめとした本部運営業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進めます。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>3 災害時における公的支援の在り方と精神科病院等の体制強化</p> <p>精神科病院等が被災し甚大な被害を受けた場合に、公的救出・援助活動、これと連携した精神科病院間の相互支援体制を整備し、移送、医薬品、食料等の支援及び疾患特性を考慮し、災害時に安定した精神医療を提供できる体制の確保に努めます。さらに、<u>入院患者のみならず、地域で精神科医療を必要とする者への支援体制を構築</u>します。</p> <p>また、<u>これらの病院において、DPATを派遣できるように、登録チームの増加</u>など体制の強化を推進します。</p> <p>4 災害拠点病院以外の病院の機能強化</p> <p>県は、研修の実施や訓練の公開等により、災害拠点病院以外の病院へ災害医療に関する知識の習得を推進します。</p> <p>これらの病院は、県の実施する研修や訓練等への参観を通じて、災害医療への知識・理解を深め、自院の災害対応機能を強化した上で、地域の医師会と調整し、災害時における協力体制を構築します。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>6 災害時の情報把握の強化</p> <p><u>関係機関に対するEMISの入力訓練や研修等を実施することにより、災害時における迅速かつ正確な医療機関等の情報収集の体制確保に努めます。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>➤ (変更)</p> <p>指標の削除、追加及び災害医療体制の変更を踏まえた本文の修正</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>8 圏域における災害対応の強化</p> <p>災害時において、<u>保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行うため、災害医療コーディネーターを配置するとともに、平時から訓練・研修等を通じて、二次保健医療圏ごとに、保健所・市町・地区医師会・医療機関等が連携して活動できる体制を確立します。</u></p>	<p>8 圏域における災害対応の強化</p> <p>災害時において、<u>円滑に医療救護活動を実施する</u>ため、訓練・研修等を通じて、二次保健医療圏ごとに、保健所・市町・地区医師会・医療機関等が連携して活動できる体制を確立します。</p> <p><u>また、保健所や市町で活動する災害医療コーディネーターの役割を明確化し、二次保健医療圏や市町レベルの地域災害医療コーディネート体制の構築を推進します。</u></p>	<p>➤（変更）</p> <p>指標の削除、追加及び災害医療体制の変更を踏まえた本文の修正</p>
<p>9 災害時を見据えた小児・周産期医療体制の強化</p> <p>災害時において、適切な小児・周産期医療や物資を提供するためのコーディネーター（<u>災害時小児周産期リエゾン</u>）を配置するとともに、平時からDMATの活動と連携した訓練を実施する等、被災時を見据えた体制の整備に取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>9 災害時を見据えた小児・周産期医療体制の強化</p> <p>災害時において、適切な小児・周産期医療や物資を提供するためのコーディネーター（<u>災害時小児・周産期リエゾン</u>）を配置するとともに、平時からDMATの活動と連携した訓練を実施する等、被災時を見据えた体制の整備に取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	
医療連携体制	医療連携体制	
（省略）	（省略）	
<p style="text-align: center;">図表 2-2-5 県内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院</p>	<p style="text-align: center;">図表 2-2-5 県内の災害医療拠点病院</p>	

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p style="text-align: center;">図表 2-2-6 「災害医療」の体制と連携</p> <p style="text-align: center;">『災害医療』の体制と連携（イメージ図）</p>	<p style="text-align: center;">図表 2-2-6 「災害医療」の体制と連携</p> <p style="text-align: center;">『災害医療』の体制と連携（イメージ図）</p>	<p>➤ （変更） 災害医療体制の変更を踏 まえた修正</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																										
<p>3 へき地の医療対策</p> <p>目 標</p> <p>へき地等の医療提供体制を支える医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携し、地域住民が、必要に応じて適切な医療を受けられる体制を整備します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標等</th> <th>現状</th> <th>目標 (R5)</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>へき地医療拠点病院・支援病院数</td> <td>[H29.4] 11 施設</td> <td>必要に応じて増加させる。</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>へき地診療所数</td> <td>[H29.4] 19 施設</td> <td>現状を維持し、必要に応じて増加させる。</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>へき地医療拠点病院間の連携強化（関係病院間の医師派遣回数/年）</td> <td>[H28 実績] 480 回</td> <td>600 回</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事医師数）</td> <td>[H30] <u>195.1 人</u></td> <td>[R4] <u>206.1 人以上</u></td> <td>厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>歯科医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事歯科医師数）</td> <td>[H28] 67.9 人</td> <td>[R4] 67.9 人以上</td> <td>厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>看護職員数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事看護職員数）</td> <td>[H30] <u>1,662.2 人</u></td> <td>[R7] <u>1,704.3 人以上</u></td> <td>厚生労働省「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>自治医大卒業医師県内定着率</td> <td>[H28 末] 70.5%</td> <td>75.0%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>「ふるさとドクターネット広島」登録者数</td> <td>[H28 末] 2,297 人</td> <td>3,137 人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標等	現状	目標 (R5)	出典	S	へき地医療拠点病院・支援病院数	[H29.4] 11 施設	必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ	S	へき地診療所数	[H29.4] 19 施設	現状を維持し、必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ	P	へき地医療拠点病院間の連携強化（関係病院間の医師派遣回数/年）	[H28 実績] 480 回	600 回	県健康福祉局調べ	O	医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事医師数）	[H30] <u>195.1 人</u>	[R4] <u>206.1 人以上</u>	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」	O	歯科医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事歯科医師数）	[H28] 67.9 人	[R4] 67.9 人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」	O	看護職員数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事看護職員数）	[H30] <u>1,662.2 人</u>	[R7] <u>1,704.3 人以上</u>	厚生労働省「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」	O	自治医大卒業医師県内定着率	[H28 末] 70.5%	75.0%	県健康福祉局調べ	O	「ふるさとドクターネット広島」登録者数	[H28 末] 2,297 人	3,137 人	県健康福祉局調べ	<p>3 へき地の医療対策</p> <p>目 標</p> <p>へき地等の医療提供体制を支える医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携し、地域住民が、必要に応じて適切な医療を受けられる体制を整備します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標等</th> <th>現状</th> <th>目標 (H35)</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>へき地医療拠点病院・支援病院数</td> <td>[H29.4] 11 施設</td> <td>必要に応じて増加させる。</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>へき地診療所数</td> <td>[H29.4] 19 施設</td> <td>現状を維持し、必要に応じて増加させる。</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>へき地医療拠点病院間の連携強化（関係病院間の医師派遣回数/年）</td> <td>[H28 実績] 480 回</td> <td>600 回</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事医師数）</td> <td>[H28] <u>190.5 人</u></td> <td>[H34] <u>203.4 人以上</u></td> <td>厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>歯科医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事歯科医師数）</td> <td>[H28] 67.9 人</td> <td>[H34] 67.9 人以上</td> <td>厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>看護職員数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事看護職員数）</td> <td>[H28] <u>1,651.2 人</u></td> <td><u>1,708.6 人以上</u></td> <td>厚生労働省「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>自治医大卒業医師県内定着率</td> <td>[H28 末] 70.5%</td> <td>75.0%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>「ふるさとドクターネット広島」登録者数</td> <td>[H28 末] 2,297 人</td> <td>3,137 人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標等	現状	目標 (H35)	出典	S	へき地医療拠点病院・支援病院数	[H29.4] 11 施設	必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ	S	へき地診療所数	[H29.4] 19 施設	現状を維持し、必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ	P	へき地医療拠点病院間の連携強化（関係病院間の医師派遣回数/年）	[H28 実績] 480 回	600 回	県健康福祉局調べ	O	医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事医師数）	[H28] <u>190.5 人</u>	[H34] <u>203.4 人以上</u>	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」	O	歯科医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事歯科医師数）	[H28] 67.9 人	[H34] 67.9 人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」	O	看護職員数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事看護職員数）	[H28] <u>1,651.2 人</u>	<u>1,708.6 人以上</u>	厚生労働省「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」	O	自治医大卒業医師県内定着率	[H28 末] 70.5%	75.0%	県健康福祉局調べ	O	「ふるさとドクターネット広島」登録者数	[H28 末] 2,297 人	3,137 人	県健康福祉局調べ	<p>➤（変更） 目標値の変更</p>
区分	指標等	現状	目標 (R5)	出典																																																																																								
S	へき地医療拠点病院・支援病院数	[H29.4] 11 施設	必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ																																																																																								
S	へき地診療所数	[H29.4] 19 施設	現状を維持し、必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ																																																																																								
P	へき地医療拠点病院間の連携強化（関係病院間の医師派遣回数/年）	[H28 実績] 480 回	600 回	県健康福祉局調べ																																																																																								
O	医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事医師数）	[H30] <u>195.1 人</u>	[R4] <u>206.1 人以上</u>	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」																																																																																								
O	歯科医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事歯科医師数）	[H28] 67.9 人	[R4] 67.9 人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」																																																																																								
O	看護職員数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事看護職員数）	[H30] <u>1,662.2 人</u>	[R7] <u>1,704.3 人以上</u>	厚生労働省「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」																																																																																								
O	自治医大卒業医師県内定着率	[H28 末] 70.5%	75.0%	県健康福祉局調べ																																																																																								
O	「ふるさとドクターネット広島」登録者数	[H28 末] 2,297 人	3,137 人	県健康福祉局調べ																																																																																								
区分	指標等	現状	目標 (H35)	出典																																																																																								
S	へき地医療拠点病院・支援病院数	[H29.4] 11 施設	必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ																																																																																								
S	へき地診療所数	[H29.4] 19 施設	現状を維持し、必要に応じて増加させる。	県健康福祉局調べ																																																																																								
P	へき地医療拠点病院間の連携強化（関係病院間の医師派遣回数/年）	[H28 実績] 480 回	600 回	県健康福祉局調べ																																																																																								
O	医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事医師数）	[H28] <u>190.5 人</u>	[H34] <u>203.4 人以上</u>	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」																																																																																								
O	歯科医師数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事歯科医師数）	[H28] 67.9 人	[H34] 67.9 人以上	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」																																																																																								
O	看護職員数（過疎市町の人口 10 万人対医療施設従事看護職員数）	[H28] <u>1,651.2 人</u>	<u>1,708.6 人以上</u>	厚生労働省「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」																																																																																								
O	自治医大卒業医師県内定着率	[H28 末] 70.5%	75.0%	県健康福祉局調べ																																																																																								
O	「ふるさとドクターネット広島」登録者数	[H28 末] 2,297 人	3,137 人	県健康福祉局調べ																																																																																								

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																							
<p style="text-align: center;">4 周産期医療対策</p> <p style="background-color: #cccccc; text-align: center; margin-top: 10px;">目 標</p> <p style="margin-top: 10px;">県民が安全に・安心して必要な周産期医療が受けられる体制を構築します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 45%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>周産期死亡率</td> <td>[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8</td> <td>直近5年間での平均値を現状値で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>妊産婦死亡率</td> <td>[H24~H28] 0.8 (参考：全国) 3.5</td> <td>直近5年間での平均値を現状値で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数</td> <td>[H26] 病院 18.9人 診療所 7.7人 (参考：全国) 病院 23.4人 診療所 8.4人</td> <td>15歳~49歳の女性人口10万人あたりの医師数を全国平均まで増加させます。</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>助産師数</td> <td>[H28] 654人</td> <td>前回調査より増加させます。</td> <td>厚生労働省「衛生行政報告例」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>S</u></td> <td>災害時小児周産期リエゾン任命者数</td> <td><u>[R1] 0人</u></td> <td><u>[R5] 15人</u></td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	周産期死亡率	[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	○	妊産婦死亡率	[H24~H28] 0.8 (参考：全国) 3.5	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	S	分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数	[H26] 病院 18.9人 診療所 7.7人 (参考：全国) 病院 23.4人 診療所 8.4人	15歳~49歳の女性人口10万人あたりの医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医療施設調査」	S	助産師数	[H28] 654人	前回調査より増加させます。	厚生労働省「衛生行政報告例」	<u>S</u>	災害時小児周産期リエゾン任命者数	<u>[R1] 0人</u>	<u>[R5] 15人</u>	県健康福祉局調べ	<p style="text-align: center;">4 周産期医療対策</p> <p style="background-color: #cccccc; text-align: center; margin-top: 10px;">目 標</p> <p style="margin-top: 10px;">県民が安全に・安心して必要な周産期医療が受けられる体制を構築します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 45%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>周産期死亡率</td> <td>[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8</td> <td>直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>妊産婦死亡率</td> <td>[H24~H28] 0.8 (参考：全国) 3.5</td> <td>直近5年間での平均値を現状値で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数</td> <td>[H26] 病院 18.9人 診療所 7.7人 (参考：全国) 病院 23.4人 診療所 8.4人</td> <td>15歳~49歳の女性人口10万人あたりの医師数を全国平均まで増加させます。</td> <td>厚生労働省「医療施設調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>助産師数</td> <td>[H28] 654人</td> <td>前回調査より増加させます。</td> <td>厚生労働省「衛生行政報告例」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	周産期死亡率	[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	○	妊産婦死亡率	[H24~H28] 0.8 (参考：全国) 3.5	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	S	分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数	[H26] 病院 18.9人 診療所 7.7人 (参考：全国) 病院 23.4人 診療所 8.4人	15歳~49歳の女性人口10万人あたりの医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医療施設調査」	S	助産師数	[H28] 654人	前回調査より増加させます。	厚生労働省「衛生行政報告例」	<p style="margin-top: 10px;">➤ (変更)</p> <p>指標の追加及び目標値の変更</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																					
○	周産期死亡率	[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																					
○	妊産婦死亡率	[H24~H28] 0.8 (参考：全国) 3.5	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																					
S	分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数	[H26] 病院 18.9人 診療所 7.7人 (参考：全国) 病院 23.4人 診療所 8.4人	15歳~49歳の女性人口10万人あたりの医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医療施設調査」																																																					
S	助産師数	[H28] 654人	前回調査より増加させます。	厚生労働省「衛生行政報告例」																																																					
<u>S</u>	災害時小児周産期リエゾン任命者数	<u>[R1] 0人</u>	<u>[R5] 15人</u>	県健康福祉局調べ																																																					
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																					
○	周産期死亡率	[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																					
○	妊産婦死亡率	[H24~H28] 0.8 (参考：全国) 3.5	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																					
S	分娩取扱施設に勤務する産科及び産婦人科医師数	[H26] 病院 18.9人 診療所 7.7人 (参考：全国) 病院 23.4人 診療所 8.4人	15歳~49歳の女性人口10万人あたりの医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医療施設調査」																																																					
S	助産師数	[H28] 654人	前回調査より増加させます。	厚生労働省「衛生行政報告例」																																																					

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																												
<p>5 小児医療（小児救急医療を含む）対策</p> <p>目 標</p> <p>医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携して小児医療提供体制を構築し、県民が、必要ときに適切な医療を受けられる体制を整備します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>周産期死亡率</td> <td>[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8</td> <td>直近5年間での平均値を現状値で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>乳児死亡率</td> <td>[H24~H28] 2.0 (参考：全国) 2.1</td> <td>直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>幼児死亡率</td> <td>[H24~H28] 0.53 (参考：全国) 0.54</td> <td>直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>小児死亡率</td> <td>[H24~H28] 0.22 (参考：全国) 0.23</td> <td>直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>小児科医師数 (主たる診療科)</td> <td>[H28] 病院 51.8人 診療所 43.7人 (参考：全国) 病院 63.4人 診療所 40.3人</td> <td>小児人口10万人あたり医師数を全国平均まで増加させます。</td> <td>厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>災害時小児周産期リエゾン任命者数</td> <td>[R1] 0人</td> <td>[R5] 15人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	周産期死亡率	[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	○	乳児死亡率	[H24~H28] 2.0 (参考：全国) 2.1	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」	○	幼児死亡率	[H24~H28] 0.53 (参考：全国) 0.54	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	○	小児死亡率	[H24~H28] 0.22 (参考：全国) 0.23	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	S	小児科医師数 (主たる診療科)	[H28] 病院 51.8人 診療所 43.7人 (参考：全国) 病院 63.4人 診療所 40.3人	小児人口10万人あたり医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から算出	S	災害時小児周産期リエゾン任命者数	[R1] 0人	[R5] 15人	県健康福祉局調べ	<p>5 小児医療（小児救急医療を含む）対策</p> <p>目 標</p> <p>医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携して小児医療提供体制を構築し、県民が、必要ときに適切な医療を受けられる体制を整備します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>乳児死亡率</td> <td>[H24~H28] 2.0 (参考：全国) 2.1</td> <td>直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>幼児死亡率</td> <td>[H24~H28] 0.53 (参考：全国) 0.54</td> <td>直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>小児死亡率</td> <td>[H24~H28] 0.22 (参考：全国) 0.23</td> <td>直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。</td> <td>厚生労働省「人口動態統計調査」から算出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>小児科医師数 (主たる診療科)</td> <td>[H28] 病院 51.8人 診療所 43.7人 (参考：全国) 病院 63.4人 診療所 40.3人</td> <td>小児人口10万人あたり医師数を全国平均まで増加させます。</td> <td>厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から算出</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	○	乳児死亡率	[H24~H28] 2.0 (参考：全国) 2.1	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」	○	幼児死亡率	[H24~H28] 0.53 (参考：全国) 0.54	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	○	小児死亡率	[H24~H28] 0.22 (参考：全国) 0.23	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出	S	小児科医師数 (主たる診療科)	[H28] 病院 51.8人 診療所 43.7人 (参考：全国) 病院 63.4人 診療所 40.3人	小児人口10万人あたり医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から算出	<p>➤ (変更) 指標の追加</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																										
○	周産期死亡率	[H24~H28] 3.5 (参考：全国) 3.8	直近5年間での平均値を現状値で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																										
○	乳児死亡率	[H24~H28] 2.0 (参考：全国) 2.1	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」																																																										
○	幼児死亡率	[H24~H28] 0.53 (参考：全国) 0.54	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																										
○	小児死亡率	[H24~H28] 0.22 (参考：全国) 0.23	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																										
S	小児科医師数 (主たる診療科)	[H28] 病院 51.8人 診療所 43.7人 (参考：全国) 病院 63.4人 診療所 40.3人	小児人口10万人あたり医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から算出																																																										
S	災害時小児周産期リエゾン任命者数	[R1] 0人	[R5] 15人	県健康福祉局調べ																																																										
区分	指標名	現状値	目標値	出典																																																										
○	乳児死亡率	[H24~H28] 2.0 (参考：全国) 2.1	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」																																																										
○	幼児死亡率	[H24~H28] 0.53 (参考：全国) 0.54	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																										
○	小児死亡率	[H24~H28] 0.22 (参考：全国) 0.23	直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持します。	厚生労働省「人口動態統計調査」から算出																																																										
S	小児科医師数 (主たる診療科)	[H28] 病院 51.8人 診療所 43.7人 (参考：全国) 病院 63.4人 診療所 40.3人	小児人口10万人あたり医師数を全国平均まで増加させます。	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」から算出																																																										

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>第 2 章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p>第 3 節 在宅医療と介護等の連携体制</p> <p>1 在宅医療提供体制の整備</p> <p style="background-color: #cccccc;">現 状</p> <p>1 社会状況</p> <p>本県の 65 歳以上の高齢者人口は、<u>令和 2（2020）</u>年には <u>81.6</u> 万人と なっていますが、<u>令和 12（2030）</u>年には <u>83.1</u> 万人と推計されており、今 後も増加が見込まれます。</p> <p>また、認知症高齢者の数についても、厚生労働省の研究班が発表した認知 症患者の推定有病率に基づいて推計すると、<u>令和 2（2020）</u>年では <u>13.9</u> 万人ですが、<u>令和 12（2030）</u>年には <u>16.8</u> 万人になると見込まれます。</p> <p>急速な高齢化により、慢性疾患を中心とした在宅での長期療養や介護を必 要とする高齢者が増加し、また、自宅等住み慣れた環境で過ごすことを希望 する方は、今後更に増加していくことが予測されることから、在宅医療や在 宅での看取りなどのニーズも更に増加することが見込まれます。</p> <p>2 在宅医療の現状</p> <p>在宅医療は、治療や療養を要する患者が、日常生活の場において必要な 医療を受けられるよう、医師等の医療従事者が患者の居宅等を訪問し、看取 りまで含めた医療を提供するものです。</p> <p><u>市町や市郡地区医師会を中心とした「在宅医療に必要な連携を担う拠点」 が令和元（2019）年度までに 37 か所整備されています。</u></p> <p>今後、在宅療養に関する医療技術の進歩等により、認知症高齢者や障害の ある患者、小児、がん患者、ターミナルケア等在宅で療養を希望する者の増 加やそのニーズの多様化が見込まれます。</p> <p>地域における在宅医療と介護の連携体制を構築し、在宅医療サービスと介 護サービスを一体的に提供するため、市町において、在宅医療・介護連携推 進事業が実施されます。</p>	<p>第 2 章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p>第 3 節 在宅医療と介護等の連携体制</p> <p>1 在宅医療提供体制の整備</p> <p style="background-color: #cccccc;">現 状</p> <p>1 社会状況</p> <p>本県の 65 歳以上の高齢者人口は、<u>平成 27（2015）</u>年には <u>77.4</u> 万人と なっていますが、<u>平成 37（2025）</u>年には <u>84.4</u> 万人と推計されており、今 後も増加が見込まれます。</p> <p>また、認知症高齢者の数についても、厚生労働省の研究班が<u>平成 27（2015）</u> 年に発表した認知症患者の推定有病率に基づいて推計すると、<u>平成 27（2015）</u>年では <u>11.8</u> 万人ですが、<u>平成 37（2025）</u>年には <u>15.6</u> 万人に なる見込まれます。</p> <p>急速な高齢化により、慢性疾患を中心とした在宅での長期療養や介護を必要 とする高齢者が増加し、また、自宅等住み慣れた環境で過ごすことを希望す る方は、今後更に増加していくことが予測されることから、在宅医療や在宅での 看取りなどのニーズも更に増加することが見込まれます。</p> <p>2 在宅医療の現状</p> <p>在宅医療は、治療や療養を要する患者が、日常生活の場において必要な 医療を受けられるよう、医師等の医療従事者が患者の居宅等を訪問し、看取 りまで含めた医療を提供するものです。</p> <p><u>市郡地区医師会や中核病院等を中心とした在宅医療推進拠点が平成 26（2014）年度までに 25 か所整備されています。</u></p> <p>今後、在宅療養に関する医療技術の進歩等により、認知症高齢者や障害の ある患者、小児、がん患者、ターミナルケア等在宅で療養を希望する者の増 加やそのニーズの多様化が見込まれます。</p> <p>地域における在宅医療と介護の連携体制を構築し、在宅医療サービスと介 護サービスを一体的に提供するため、<u>平成 30（2018）年度中に全市町に</u> いて、在宅医療・介護連携推進事業が実施されます。</p>	<p>➤（変更） 次期高齢者プランの策定 に連動</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																				
<p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">課 題</p> <p>今後の在宅医療ニーズの増加に対応するため、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでが切れ目なく行われる在宅医療提供体制を構築する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入院医療機関においては、在宅療養への円滑な移行を担う退院支援担当者を配置することが必要ですが、退院支援担当者を配置している病院は、<u>平成 29 (2017) 年では 118 か所 (48.8%)</u>です。 • 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた在宅医療を提供できるよう基幹病院等とかかりつけ医、介護支援専門員等との連携体制づくりが必要です。 • 市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業について県は、<u>PDCA サイクルに沿った取組を更に推進するため、医師会等の関係機関との調整、研修等を通じた情報発信や人材育成、保健所等による広域的なデータの活用・分析等の市町支援を行うことが必要</u>です。 <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">目 標</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 40%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td style="text-align: center;">在宅看取り数</td> <td style="text-align: center;"><u>[R1]</u> 3,633 人</td> <td style="text-align: center;"><u>[R5]</u> 調整中</td> <td style="text-align: center;">県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	在宅看取り数	<u>[R1]</u> 3,633 人	<u>[R5]</u> 調整中	県健康福祉局調べ	<p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">課 題</p> <p>今後の在宅医療ニーズの増加に対応するため、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでが切れ目なく行われる在宅医療提供体制を構築する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入院医療機関においては、在宅療養への円滑な移行を担う退院支援担当者を配置することが必要ですが、退院支援担当者を配置している病院は、<u>平成 26 (2014) 年では 111 か所 (45.5%)</u>です。 • 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた在宅医療を提供できるよう基幹病院等とかかりつけ医、介護支援専門員等との連携体制づくりが必要です。 • 市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業において、<u>特に「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」、「在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携」については、医療及び介護に係る専門的・技術的な対応や、二次保健医療圏単位等の広域的な連携が必要</u>です。 <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">目 標</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 40%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td style="text-align: center;">在宅看取り数</td> <td style="text-align: center;"><u>[H29]</u> 3,557 人</td> <td style="text-align: center;"><u>[H32]</u> 4,047 人</td> <td style="text-align: center;">県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	在宅看取り数	<u>[H29]</u> 3,557 人	<u>[H32]</u> 4,047 人	県健康福祉局調べ	<p style="text-align: center;">(変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																		
P	在宅看取り数	<u>[R1]</u> 3,633 人	<u>[R5]</u> 調整中	県健康福祉局調べ																		
区分	指標名	現状値	目標値	出典																		
P	在宅看取り数	<u>[H29]</u> 3,557 人	<u>[H32]</u> 4,047 人	県健康福祉局調べ																		

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 退院支援から看取りまで切れ目のない在宅医療提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療の入り口である退院支援が確実に実施されるように担当者を配置し、退院時カンファレンスの実施体制を構築します。 ・ かかりつけ医を中心として、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等による多職種連携による在宅医療提供体制を構築します。 ・ 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた適切なサービスを提供するため、医療、介護従事者間の情報共有、連携の強化を進めます。 ・ ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の在宅医療介護支援ツールなどを活用し、在宅医療や介護に関わる多職種の協働を支援することにより、効率的な医療連携を促進します。 退院調整、退院支援が円滑に行われるよう、ルールや連携ツールの活用例を共有できる仕組みを県地对協と連携して取り組みます。 <p>2 市町への支援及び関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、市町が、在宅医療・介護連携推進事業について、PDCAサイクルに沿った在宅医療と介護の連携が更に推進できるよう、医師会等の関係機関との調整、研修等を通じた情報発信や人材育成、保健所等による広域的なデータの活用・分析等を実施することで市町の支援を行います。 ・ 県は、かかりつけ医と在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の連携体制の構築や、後方病床確保等の体制整備に対する取組について、広域的に実施した方が効果的である場合は、圏域地对協などを通じて、市町や市郡地区医師会などと連携して取り組みます。 ・ 県や二次保健医療圏単位で実施したほうが、効果的、効率的な医療介護連携の取組（人材育成、広域的な連携、普及啓発等）について、市町との役割分担を確認の上、県が、県地对協、圏域地对協、関係団体と連携しながら取り組みます。 	<p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 退院支援から看取りまで切れ目のない在宅医療提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療の入り口である退院支援が確実に実施されるように担当者を配置し、退院時カンファレンスの実施体制を構築します。 ・ かかりつけ医を中心として、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等による多職種連携による在宅医療提供体制を構築します。 ・ 本人や家族状況、環境など個々の状況に応じた適切なサービスを提供するため、医療、介護従事者間の情報共有、連携の強化を進めます。 ・ ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）などを活用して効率的な医療連携を促進します。 退院調整、退院支援が円滑に行われるためのルールや連携ツールづくりのため、市町や関係機関と連携して取り組みます。 <p>2 市町への支援及び関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、市町が、在宅医療・介護連携推進事業の実施により、在宅医療と介護の連携が更に強化されるよう、事業の進捗状況を把握し、地域の課題を解決するための助言、対応策の検討、広域的な調整、在宅医療・介護に関するデータの提供等の必要な支援を積極的に行います。 ・ 県は、かかりつけ医と在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の連携体制の構築や、後方病床確保等の体制整備に対する取組について、広域的に実施した方が効果的である場合は、圏域地对協などを通じて、市町や市郡地区医師会などと連携して取り組みます。 ・ 県や二次保健医療圏単位で実施したほうが、効果的、効率的な医療介護連携の取組（人材育成、広域的な連携、普及啓発等）について、市町との役割分担を確認の上、県が、県地对協、圏域地对協、関係団体と連携しながら取り組みます。 	<p>➤ （変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																				
<p style="text-align: center;">2 訪問診療等の充実</p> <p style="background-color: #cccccc;">現 状</p> <p>1 訪問診療等における在宅医療提供体制</p> <p>平成29(2017)年では、病院や診療所の医師が患者の居宅等を計画的に訪れて行う「訪問診療」について、診療所は <u>2,524</u> か所のうち <u>691</u> か所(27.4%)、病院は、<u>237</u> か所のうち <u>74</u> か所(31.2%)となっています。訪問診療を提供する医療機関は全体では横ばいで推移しています。なお、1施設当たりの訪問診療実施件数(48.1件)については、増加しています。</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-1 訪問診療の実施医療施設数・件数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <caption>図表 2-3-1 訪問診療の実施医療施設数・件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>診療所(施設)</th> <th>病院(施設)</th> <th>1施設あたり実施件数(右目盛り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年</td> <td>88</td> <td>22.7</td> <td>631</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>90</td> <td>24.1</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>74</td> <td>26.7</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>67</td> <td>42.3</td> <td>717</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>81</td> <td>42.0</td> <td>721</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>74</td> <td>48.1</td> <td>691</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">出典：厚生労働省「医療施設調査」</p> <p>一方、急な症状等により患者や家族等の求めに応じて医師が居宅に向かうなど、「往診」を行っている医療機関については、平成29(2017)年では、診療所は、<u>2,524</u> か所のうち <u>714</u> か所(28.3%)、病院は、<u>237</u> か所のうち <u>55</u> か所(23.2%)となっています。</p> <p>往診を行う医療機関は、病院、診療所ともに減少しており、1施設当たりの往診実施件数(8.8件)についても、減少傾向です。</p>	年	診療所(施設)	病院(施設)	1施設あたり実施件数(右目盛り)	平成14年	88	22.7	631	平成17年	90	24.1	648	平成20年	74	26.7	690	平成23年	67	42.3	717	平成26年	81	42.0	721	平成29年	74	48.1	691	<p style="text-align: center;">2 訪問診療等の充実</p> <p style="background-color: #cccccc;">現 状</p> <p>1 訪問診療等における在宅医療提供体制</p> <p>平成26(2014)年では、病院や診療所の医師が患者の居宅等を計画的に訪れて行う「訪問診療」について、診療所は <u>2,591</u> か所のうち <u>721</u> か所(27.8%)、病院は、<u>244</u> か所のうち <u>81</u> か所(33.2%)となっています。訪問診療を提供する医療機関は全体では増加しています。なお、1施設当たりの訪問診療実施件数(42.0件)は、近年横ばいです。</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-1 訪問診療の実施医療施設数・件数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <caption>図表 2-3-1 訪問診療の実施医療施設数・件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>診療所(施設)</th> <th>病院(施設)</th> <th>1施設あたり実施件数(右目盛り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年</td> <td>88</td> <td>22.7</td> <td>631</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>90</td> <td>24.1</td> <td>648</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>74</td> <td>26.7</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>67</td> <td>42.3</td> <td>717</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>81</td> <td>42.0</td> <td>721</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">出典：厚生労働省「医療施設調査」</p> <p>一方、急な症状等により患者や家族等の求めに応じて医師が居宅に向かうなど、「往診」を行っている医療機関については、平成26(2014)年では、診療所は、<u>2,591</u> か所のうち <u>805</u> か所(31.1%)、病院は、<u>244</u> か所のうち <u>57</u> か所(23.4%)となっています。</p> <p>往診を行う医療機関は、病院、診療所ともに減少しており、1施設当たりの往診実施件数(8.7件)についても、減少傾向です。</p>	年	診療所(施設)	病院(施設)	1施設あたり実施件数(右目盛り)	平成14年	88	22.7	631	平成17年	90	24.1	648	平成20年	74	26.7	690	平成23年	67	42.3	717	平成26年	81	42.0	721	<p>➤ (変更) 次期高齢者プランの策定に連動</p>
年	診療所(施設)	病院(施設)	1施設あたり実施件数(右目盛り)																																																			
平成14年	88	22.7	631																																																			
平成17年	90	24.1	648																																																			
平成20年	74	26.7	690																																																			
平成23年	67	42.3	717																																																			
平成26年	81	42.0	721																																																			
平成29年	74	48.1	691																																																			
年	診療所(施設)	病院(施設)	1施設あたり実施件数(右目盛り)																																																			
平成14年	88	22.7	631																																																			
平成17年	90	24.1	648																																																			
平成20年	74	26.7	690																																																			
平成23年	67	42.3	717																																																			
平成26年	81	42.0	721																																																			

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																												
<p style="text-align: center;">図表 2-3-2 往診の実施医療施設数・件数の推移</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>図表 2-3-2 往診の実施医療施設数・件数の推移 (改定案)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>診療所</th> <th>病院</th> <th>1施設あたり実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年</td> <td>971</td> <td>72</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>934</td> <td>70</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>912</td> <td>56</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>877</td> <td>52</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>805</td> <td>57</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>714</td> <td>55</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">出典：厚生労働省「医療施設調査」</p> <p>在宅での看取りも含め、24時間の往診や訪問看護等の提供体制を確保するなど、地域において在宅医療の中心的役割を担う「在宅療養支援診療所」、「在宅療養支援病院」については、<u>令和2(2020)年8月</u>現在で、<u>570</u>診療所、<u>48</u>病院が届出しています。</p> <p>2 指標による現状把握</p> <p>全ての指標において、全国平均を上回っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>全国平均</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>訪問診療を実施している診療所・病院数(10万人あたり)</td> <td>[H30] 20.5</td> <td>[H30] 30.9</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>往診を実施している診療所・病院数(10万人あたり)</td> <td>[H30] 28.3</td> <td>[H30] 43.5</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数(10万人あたり)</td> <td>[H30] 7.9</td> <td>[H30] 12.1</td> <td>NDB</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	年	診療所	病院	1施設あたり実施件数	平成14年	971	72	12.6	平成17年	934	70	12.4	平成20年	912	56	9.1	平成23年	877	52	9.6	平成26年	805	57	8.7	平成29年	714	55	8.8	区分	指標名	全国平均	現状値	出典	S	訪問診療を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H30] 20.5	[H30] 30.9	NDB	S	往診を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H30] 28.3	[H30] 43.5	NDB	S	在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H30] 7.9	[H30] 12.1	NDB	<p style="text-align: center;">図表 2-3-2 往診の実施医療施設数・件数の推移</p> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>図表 2-3-2 往診の実施医療施設数・件数の推移 (現行)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>診療所</th> <th>病院</th> <th>1施設あたり実施件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年</td> <td>971</td> <td>72</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>934</td> <td>70</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>912</td> <td>56</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>877</td> <td>52</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>805</td> <td>57</td> <td>8.7</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">出典：厚生労働省「医療施設調査」</p> <p>在宅での看取りも含め、24時間の往診や訪問看護等の提供体制を確保するなど、地域において在宅医療の中心的役割を担う「在宅療養支援診療所」、「在宅療養支援病院」については、<u>平成29(2017)年11月</u>現在で、<u>544</u>診療所、<u>38</u>病院が届出しています。</p> <p>2 指標による現状把握</p> <p>全ての指標において、全国平均を上回っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>全国平均</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>訪問診療を実施している診療所・病院数(10万人あたり)</td> <td>[H27] 21.7</td> <td>[H27] 32.6</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>往診を実施している診療所・病院数(10万人あたり)</td> <td>[H27] 31.5</td> <td>[H27] 45.7</td> <td>NDB</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数(10万人あたり)</td> <td>[H27] 8.6</td> <td>[H27] 12.4</td> <td>NDB</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	年	診療所	病院	1施設あたり実施件数	平成14年	971	72	12.6	平成17年	934	70	12.4	平成20年	912	56	9.1	平成23年	877	52	9.6	平成26年	805	57	8.7	区分	指標名	全国平均	現状値	出典	S	訪問診療を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H27] 21.7	[H27] 32.6	NDB	S	往診を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H27] 31.5	[H27] 45.7	NDB	S	在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H27] 8.6	[H27] 12.4	NDB	<p>➤ (変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>
年	診療所	病院	1施設あたり実施件数																																																																																											
平成14年	971	72	12.6																																																																																											
平成17年	934	70	12.4																																																																																											
平成20年	912	56	9.1																																																																																											
平成23年	877	52	9.6																																																																																											
平成26年	805	57	8.7																																																																																											
平成29年	714	55	8.8																																																																																											
区分	指標名	全国平均	現状値	出典																																																																																										
S	訪問診療を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H30] 20.5	[H30] 30.9	NDB																																																																																										
S	往診を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H30] 28.3	[H30] 43.5	NDB																																																																																										
S	在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H30] 7.9	[H30] 12.1	NDB																																																																																										
年	診療所	病院	1施設あたり実施件数																																																																																											
平成14年	971	72	12.6																																																																																											
平成17年	934	70	12.4																																																																																											
平成20年	912	56	9.1																																																																																											
平成23年	877	52	9.6																																																																																											
平成26年	805	57	8.7																																																																																											
区分	指標名	全国平均	現状値	出典																																																																																										
S	訪問診療を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H27] 21.7	[H27] 32.6	NDB																																																																																										
S	往診を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H27] 31.5	[H27] 45.7	NDB																																																																																										
S	在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数(10万人あたり)	[H27] 8.6	[H27] 12.4	NDB																																																																																										

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案					現行					改定理由
目 標					目 標					> (変更) 次期高齢者プランの策定に連動
退院支援から看取りまでが切れ目なく行われるよう、在宅医療提供体制の構築を目指します。					退院支援から看取りまでが切れ目なく行われるよう、在宅医療提供体制の構築を目指します。					
区分	指標名	現状値	目標値	出典	区分	指標名	現状値	目標値	出典	
S	退院支援担当者を配置している病院の割合	[H29] 48.8%	[R5] 調整中	厚生労働省「医療施設調査」	S	退院支援担当者を配置している病院の割合	[H26] 45.5%	[H32] 90%	厚生労働省「医療施設調査」	
S	訪問診療を実施している診療所数	[H29] 619 か所	[R5] 調整中	厚生労働省「医療施設調査」	S	訪問診療を実施している診療所数	[H26] 721 か所	[H32] 897 か所	厚生労働省「医療施設調査」	
S	訪問診療を実施している病院数	[H29] 74 か所	[R5] 調整中	厚生労働省「医療施設調査」	S	訪問診療を実施している病院数	[H26] 81 か所	[H32] 97 か所	厚生労働省「医療施設調査」	
S	在宅療養後方支援病院数	[R2] 8 か所	[R5] 調整中	中国四国厚生局施設基準届出受理状況	S	在宅療養後方支援病院数	[H26] 9 か所	[H32] 11 か所	中国四国厚生局施設基準届出受理状況	
S	在宅療養支援病院数	[R2] 48 か所	[R5] 調整中	中国四国厚生局施設基準届出受理状況	S	在宅療養支援病院数	[H26] 31 か所	[H32] 39 か所	中国四国厚生局施設基準届出受理状況	
S	在宅看取りを実施している診療所数	[H29] 146 か所	[R5] 調整中	厚生労働省「医療施設調査」	S	在宅看取りを実施している診療所数	[H26] 128 か所	[H32] 161 か所	厚生労働省「医療施設調査」	
S	在宅看取りを実施している病院数	[H29] 12 か所	[R5] 調整中	厚生労働省「医療施設調査」	S	在宅看取りを実施している病院数	[H26] 7 か所	[H32] 9 か所	厚生労働省「医療施設調査」	
施策の方向					施策の方向					
1 在宅医療、在宅看取りに取り組む医師等の育成 県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師、 <u>介護支援専門員、訪問看護師、介護職員等</u> に対し、在宅医療推進医を指導者とする同行研修と在宅医療を推進する上で直面する困難事例に対して、 <u>座学・グループワークで対処方法等を学ぶノウハウ連携研修を組み合わせることにより実践的な研修を実施し</u> 、在宅医療に実際に取り組む医師等の増加を図るための施策を推進します。 また、医師に対する緩和ケア研修を更に充実させます。 (省略)					1 在宅医療、在宅看取りに取り組む医師の育成 県医師会と協力して、新たに在宅医療に取り組む医師に対し、在宅医療推進医を指導者とする同行研修を <u>引き続き実施するなど</u> 在宅医療に実際に取り組む医師の増加を図るための施策を推進します。 また、医師に対する緩和ケア研修を更に充実させます。 (省略)					

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																				
<p style="text-align: center;">3 訪問歯科診療の充実</p> <p style="background-color: #cccccc; text-align: center;">現 状</p> <p style="text-align: center;">2 訪問歯科診療における在宅医療提供体制</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-3 訪問歯科診療（居宅・施設）実施歯科診療所数・件数</p> <p style="text-align: center;">出典：厚生労働省「医療施設調査」</p> <p>訪問歯科診療の実施等により在宅や入所施設での療養を歯科医療面から支援する「在宅療養支援歯科診療所」は、令和 2 (2020) 年3月現在、県内で 279 施設が届出しています。</p> <p>訪問歯科診療を推進するため、歯科医療機関と医療・介護等との連携、在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療所等の紹介、在宅歯科医療機器の貸出を行う在宅歯科医療連携室を県内 19 の全ての都市地区歯科医師会に整備しています。</p> <p style="text-align: center;">3 指標による現状把握</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>前回</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>在宅療養支援歯科診療所数</td> <td style="text-align: center;">[H24] 124 施設</td> <td style="text-align: center;"><u>[R1] 279 施設</u></td> <td>中国四国厚生局施設基準届出受理状況</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	前回	現状値	出典	S	在宅療養支援歯科診療所数	[H24] 124 施設	<u>[R1] 279 施設</u>	中国四国厚生局施設基準届出受理状況	<p style="text-align: center;">3 訪問歯科診療の充実</p> <p style="background-color: #cccccc; text-align: center;">現 状</p> <p style="text-align: center;">2 訪問歯科診療における在宅医療提供体制</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-3 訪問歯科診療（居宅・施設）実施歯科診療所数・件数</p> <p style="text-align: center;">出典：厚生労働省「医療施設調査」</p> <p>訪問歯科診療の実施等により在宅や入所施設での療養を歯科医療面から支援する「在宅療養支援歯科診療所」は、平成 29 (2017) 年3月現在、県内で 248 施設が届出しています。</p> <p>訪問歯科診療を推進するため、歯科医療機関と医療・介護等との連携、在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療所等の紹介、在宅歯科医療機器の貸出を行う在宅歯科医療連携室を県内 19 の全ての都市地区歯科医師会に整備しています。</p> <p style="text-align: center;">3 指標による現状把握</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>前回</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>在宅療養支援歯科診療所数</td> <td style="text-align: center;">[H24] 124 施設</td> <td style="text-align: center;"><u>[H28] 248 施設</u></td> <td>中国四国厚生局施設基準届出受理状況</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	前回	現状値	出典	S	在宅療養支援歯科診療所数	[H24] 124 施設	<u>[H28] 248 施設</u>	中国四国厚生局施設基準届出受理状況	<p style="text-align: center;">➤ (変更)</p> <p style="text-align: center;">次期高齢者プランの策定に連動</p>
区分	指標名	前回	現状値	出典																		
S	在宅療養支援歯科診療所数	[H24] 124 施設	<u>[R1] 279 施設</u>	中国四国厚生局施設基準届出受理状況																		
区分	指標名	前回	現状値	出典																		
S	在宅療養支援歯科診療所数	[H24] 124 施設	<u>[H28] 248 施設</u>	中国四国厚生局施設基準届出受理状況																		

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案					現行					改定理由
目 標					目 標					> （変更） 次期高齢者プランの策定 に連動
在宅歯科医療の充実を図り、地域包括ケア体制を強化します。					在宅歯科医療の充実を図り、地域包括ケア体制を強化します。					
S	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院	[R1] 298 施設	[R5] 調整中	Emitas-G（広島県）	S	在宅療養支援歯科診療所数	[H28] 248 施設	[H32] 288 施設	中国四国厚生局施設 基準届出受理状況	
S	在宅療養支援歯科診療所数	[R1] 279 施設	[R5] 調整中	中国四国厚生局施設 基準届出受理状況	P	歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数	[R1] 120,683 人	[R5] 調整中	Emitas-G（広島県）	
P	訪問口腔衛生指導を受けた患者数	[R1] 71,459 人	[R5] 調整中	Emitas-G（広島県）						

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																		
<p>4 訪問薬剤管理指導の充実</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">現 状</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>2 薬局における在宅医療提供体制</p> <p>(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数</p> <p>薬局における在宅医療を行う際には、在宅患者薬剤管理指導料の届出が必要となります。本県においては、<u>令和元(2019)年度</u>の全薬局(1,599 薬局)の<u>87%</u>に当たる <u>1,394</u> 薬局が同届出を行っており、在宅医療を行う体制が整いつつあります。</p> <p>(2) 在宅医療を実際に行っている薬局数</p> <p><u>令和元(2019)年度</u>に居宅療養管理を行った薬局数は <u>346</u> となっており、在宅医療を行う体制が整っている薬局の内の約 <u>25%</u>が実際に在宅医療を行っており、薬局による在宅医療提供体制は充実しつつあります。</p> <p>(3) 在宅支援薬剤師の育成</p> <p>薬局による在宅医療の更なる推進を目的とし、<u>平成 30(2018)年度</u>より在宅支援薬剤師の養成のための専門研修を実施しています。<u>令和元(2019)年度</u>までに <u>107</u> 名の養成を行い、在宅医療を担う薬剤師のスキルの更なる向上を目指しています。</p> <p>3 指標による現状把握</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>前回</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>在宅医療を実際に行っている薬局数</td> <td><u>497 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 平成 29 年 6 月)</u></td> <td><u>346 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 令和元年度)</u></td> <td>広島県国民健康保険団体連合会</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数</td> <td><u>109 名(平成 28 年度)</u></td> <td><u>275 名(令和元年度)</u></td> <td>広島県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅医療薬剤師支援センター</td> <td><u>0 か所(平成 30 年 3 月)</u></td> <td><u>1 か所</u></td> <td>広島県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅訪問薬局相談窓口</td> <td><u>14 か所(平成 30 年 3 月)</u></td> <td>14 か所</td> <td>広島県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	前回	現状値	出典	S	在宅医療を実際に行っている薬局数	<u>497 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 平成 29 年 6 月)</u>	<u>346 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 令和元年度)</u>	広島県国民健康保険団体連合会	S	在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数	<u>109 名(平成 28 年度)</u>	<u>275 名(令和元年度)</u>	広島県健康福祉局調べ	S	在宅医療薬剤師支援センター	<u>0 か所(平成 30 年 3 月)</u>	<u>1 か所</u>	広島県健康福祉局調べ	S	在宅訪問薬局相談窓口	<u>14 か所(平成 30 年 3 月)</u>	14 か所	広島県健康福祉局調べ	<p>4 訪問薬剤管理指導の充実</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">現 状</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>2 薬局における在宅医療提供体制</p> <p>(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局数</p> <p>薬局における在宅医療を行う際には、在宅患者薬剤管理指導料の届出が必要となります。本県においては、<u>平成 28(2016)年度</u>の全薬局(1,618 薬局)の <u>84.8%</u>に当たる <u>1,372</u> 薬局が同届出を行っており、在宅医療を行う体制が整いつつあります。</p> <p>(2) 在宅医療を実際に行っている薬局数</p> <p><u>平成 29 年 6 月</u>に居宅療養管理を行った薬局数は <u>497</u> となっており、在宅医療を行う体制が整っている薬局の内の約 <u>3割</u>が実際に在宅医療を行っており、薬局による在宅医療提供体制は充実しつつあります。</p> <p>(3) 在宅支援薬剤師の育成</p> <p>薬局による在宅医療の更なる推進を目的とし、<u>平成 27(2015)年度</u>より在宅支援薬剤師の養成のための専門研修を実施しています。<u>平成 28(2016)年度</u>までに <u>109</u> 名の養成を行い、在宅医療を担う薬剤師のスキルの更なる向上を目指しています。</p> <p>3 指標による現状把握</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>全国 or 前回</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>在宅医療を実際に行っている薬局数</td> <td>—</td> <td><u>497 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 平成 29 年 6 月)</u></td> <td>広島県国民健康保険団体連合会</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数</td> <td>—</td> <td><u>109 名(平成 28 年度)</u></td> <td>広島県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅医療薬剤師支援センター</td> <td>—</td> <td><u>0 か所(平成 30 年度完成予定)</u></td> <td>広島県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>在宅訪問薬局相談窓口</td> <td>—</td> <td>14 か所</td> <td>広島県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	全国 or 前回	現状値	出典	S	在宅医療を実際に行っている薬局数	—	<u>497 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 平成 29 年 6 月)</u>	広島県国民健康保険団体連合会	S	在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数	—	<u>109 名(平成 28 年度)</u>	広島県健康福祉局調べ	S	在宅医療薬剤師支援センター	—	<u>0 か所(平成 30 年度完成予定)</u>	広島県健康福祉局調べ	S	在宅訪問薬局相談窓口	—	14 か所	広島県健康福祉局調べ	<p>➤ (変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>
区分	指標名	前回	現状値	出典																																																
S	在宅医療を実際に行っている薬局数	<u>497 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 平成 29 年 6 月)</u>	<u>346 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 令和元年度)</u>	広島県国民健康保険団体連合会																																																
S	在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数	<u>109 名(平成 28 年度)</u>	<u>275 名(令和元年度)</u>	広島県健康福祉局調べ																																																
S	在宅医療薬剤師支援センター	<u>0 か所(平成 30 年 3 月)</u>	<u>1 か所</u>	広島県健康福祉局調べ																																																
S	在宅訪問薬局相談窓口	<u>14 か所(平成 30 年 3 月)</u>	14 か所	広島県健康福祉局調べ																																																
区分	指標名	全国 or 前回	現状値	出典																																																
S	在宅医療を実際に行っている薬局数	—	<u>497 薬局(居宅療養管理指導費を請求した薬局数 平成 29 年 6 月)</u>	広島県国民健康保険団体連合会																																																
S	在宅支援薬剤師専門研修を修了した薬剤師数	—	<u>109 名(平成 28 年度)</u>	広島県健康福祉局調べ																																																
S	在宅医療薬剤師支援センター	—	<u>0 か所(平成 30 年度完成予定)</u>	広島県健康福祉局調べ																																																
S	在宅訪問薬局相談窓口	—	14 か所	広島県健康福祉局調べ																																																

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																									
<p style="text-align: center;">課 題</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4 薬局・薬剤師の役割に対する理解不足と連携不足</p> <p>在宅医療を発展させるための更なる多職種連携のためには、地域と薬局をつなげる在宅訪問薬局相談窓口の活用が重要となりますが、その活用状況及び多職種と連携する機会が十分とは言えません。</p> <p style="text-align: center;">目 標</p> <p>薬局による在宅医療の参画や在宅医療の質向上を目的とし、継続的な研修を実施することで、在宅医療の更なる質向上を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 40%;">指標名</th> <th style="width: 10%;">現状値</th> <th style="width: 10%;">目標値</th> <th style="width: 35%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>薬局薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している保険薬局の割合</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">[R5] 60%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>在宅医療の質向上のための知識・技能を習得し、多職種連携研修を修了した薬剤師数</td> <td style="text-align: center;">[R1] 107人</td> <td style="text-align: center;">[R5] 510名</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4 在宅訪問薬局相談窓口の機能強化による連携強化</p> <p>在宅訪問薬局相談窓口を活用した事例収集・検討を通して窓口機能を強化します。</p> <p>また、<u>多職種との会議体の状況や参加方法など</u>、得られた事例に関する情報を地域で共有するとともに、<u>在宅訪問スキルの醸成を</u>することで連携を強化します。</p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	S	薬局薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している保険薬局の割合	—	[R5] 60%	県健康福祉局調べ	P	在宅医療の質向上のための知識・技能を習得し、多職種連携研修を修了した薬剤師数	[R1] 107人	[R5] 510名	県健康福祉局調べ	<p style="text-align: center;">課 題</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4 薬局・薬剤師の役割に対する理解不足と連携不足</p> <p>在宅医療を発展させるための更なる多職種連携のためには、地域と薬局をつなげる在宅訪問薬局相談窓口の活用が重要となりますが、その活用状況は十分とは言えません。</p> <p style="text-align: center;">目 標</p> <p>薬局による在宅医療の参画や在宅医療の質向上を目的とし、継続的な研修を実施することで、在宅医療の更なる質向上を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 40%;">指標名</th> <th style="width: 10%;">現状値</th> <th style="width: 10%;">目標値</th> <th style="width: 35%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">P</td> <td>在宅医療の質向上のための知識・技能を習得し、多職種連携研修を修了した薬剤師数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">[H35] 510名</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4 在宅訪問薬局相談窓口の機能強化による連携強化</p> <p>在宅訪問薬局相談窓口を活用した事例収集・検討を通して窓口機能を強化します。</p> <p>また、得られた事例に関する情報を地域で共有することで連携を強化します。</p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	在宅医療の質向上のための知識・技能を習得し、多職種連携研修を修了した薬剤師数	—	[H35] 510名	県健康福祉局調べ	<p>➤ (変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																							
S	薬局薬剤師が地域ケア会議等、地域の医療・介護関係の多職種と連携する会議に出席している保険薬局の割合	—	[R5] 60%	県健康福祉局調べ																							
P	在宅医療の質向上のための知識・技能を習得し、多職種連携研修を修了した薬剤師数	[R1] 107人	[R5] 510名	県健康福祉局調べ																							
区分	指標名	現状値	目標値	出典																							
P	在宅医療の質向上のための知識・技能を習得し、多職種連携研修を修了した薬剤師数	—	[H35] 510名	県健康福祉局調べ																							

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																				
<p>5 訪問看護の充実</p> <p>現 状</p> <p>1 訪問看護の仕組み</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-5 訪問看護の利用者数と給付額の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27(2015)</th> <th>H28(2016)</th> <th>H29(2017)</th> <th>H30(2018)</th> <th>R1(2019)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>43,615</td> <td>47,181</td> <td>51,231</td> <td>54,200</td> <td>56,954</td> </tr> <tr> <td> うち介護保険</td> <td>15,998</td> <td>17,315</td> <td>18,981</td> <td>19,975</td> <td>20,875</td> </tr> <tr> <td> うち医療保険</td> <td>27,617</td> <td>29,866</td> <td>32,250</td> <td>34,225</td> <td>36,079</td> </tr> <tr> <td>給付額(千円)</td> <td>9,723,691</td> <td>10,539,657</td> <td>11,430,467</td> <td>12,246,459</td> <td>12,972,201</td> </tr> <tr> <td> うち介護保険</td> <td>5,905,438</td> <td>6,501,160</td> <td>7,127,885</td> <td>7,552,398</td> <td>7,985,020</td> </tr> <tr> <td> うち医療保険</td> <td>3,818,253</td> <td>4,038,497</td> <td>4,302,582</td> <td>4,694,060</td> <td>4,987,181</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 訪問看護の現状</p> <p>(1) 訪問看護ステーションの分布</p> <p>令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在、県内の訪問看護ステーション数は <u>301</u> 施設です (※ 1)。</p> <p>(2) 訪問看護ステーションの運営状況</p> <p>訪問看護ステーションの管理者について、管理者としての経験年数が 1 年未満の者が <u>10.9%</u>、<u>1～3年未満の者が 22.5%</u> います。(※ 2)。</p> <p>県内 1 ステーション当たりの常勤換算従事者数は <u>12.0</u> 人(うち看護職 <u>9.0</u> 人)で、増加傾向にあります(※ 2)。</p> <p>訪問看護ステーション数は、年々増加している一方で、休廃止するステーションも増えています(※ 1)。</p> <p>(3) 訪問看護ステーションのサービス提供体制</p> <p>急変や看取りに対応できるような<u>緊急時訪問</u>体制や、がん末期や人工呼吸器などの高度な医療に対応できる訪問体制の整備を表す指標として、診</p>		H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	利用者数(人)	43,615	47,181	51,231	54,200	56,954	うち介護保険	15,998	17,315	18,981	19,975	20,875	うち医療保険	27,617	29,866	32,250	34,225	36,079	給付額(千円)	9,723,691	10,539,657	11,430,467	12,246,459	12,972,201	うち介護保険	5,905,438	6,501,160	7,127,885	7,552,398	7,985,020	うち医療保険	3,818,253	4,038,497	4,302,582	4,694,060	4,987,181	<p>5 訪問看護の充実</p> <p>現 状</p> <p>1 訪問看護の仕組み</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-5 訪問看護の利用者数と日数・回数推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24(2012)</th> <th>H25(2013)</th> <th>H26(2014)</th> <th>H27(2015)</th> <th>H28(2016)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延利用者数(人)</td> <td>18,277</td> <td>22,364</td> <td>23,810</td> <td>25,256</td> <td>26,783</td> </tr> <tr> <td> うち介護保険</td> <td>12,823</td> <td>13,956</td> <td>14,896</td> <td>15,998</td> <td>17,199</td> </tr> <tr> <td> うち医療保険</td> <td>5,454</td> <td>8,408</td> <td>8,914</td> <td>9,258</td> <td>9,584</td> </tr> <tr> <td>延回数(回)</td> <td>1,457,315</td> <td>1,785,286</td> <td>1,927,462</td> <td>2,205,003</td> <td>2,338,238</td> </tr> <tr> <td> うち介護保険</td> <td>1,344,889</td> <td>1,486,324</td> <td>1,614,676</td> <td>1,868,484</td> <td>1,987,838</td> </tr> <tr> <td> うち医療保険</td> <td>112,426</td> <td>298,962</td> <td>312,786</td> <td>336,519</td> <td>350,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 訪問看護の現状</p> <p>(1) 訪問看護ステーションの分布</p> <p>平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在、県内の訪問看護ステーション数は <u>260</u> 施設です。</p> <p><u>日常生活圏域ごとに見ると、12 市町 32 圏域で訪問看護ステーションがなく、その約半数の圏域では、医療機関による訪問看護の実績もありません。</u></p> <p>(2) 訪問看護ステーションの運営状況</p> <p>訪問看護ステーションの管理者について、管理者としての経験年数が 1 年未満の者が <u>24.3%</u> います。<u>また、管理者向け研修会の受講は 7 割弱にとどまっており、特に北部や東部の受講割合が低い状況です</u> (※ 1)。</p> <p>県内 1 ステーション当たりの常勤換算従事者数は <u>10.0</u> 人(うち看護職 <u>5.2</u> 人)で、増加傾向にあります<u>が、その一方で、常勤換算看護職員数が 3 人未満の小規模なステーションが 21.1% あります</u> (※ 1)。</p> <p>訪問看護ステーション数は、年々増加している一方で、休廃止するステーションも増えています(※ 2)。</p> <p>(3) 訪問看護ステーションのサービス提供体制</p> <p>急変や看取りに対応できるような 24 時間体制や、がん末期や人工呼吸器などの高度な医療に対応できる訪問体制の整備を表す指標として、診療報酬における「24 時間連絡(又は対応)体制加算(※ 3)」及び「特別管</p>		H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	延利用者数(人)	18,277	22,364	23,810	25,256	26,783	うち介護保険	12,823	13,956	14,896	15,998	17,199	うち医療保険	5,454	8,408	8,914	9,258	9,584	延回数(回)	1,457,315	1,785,286	1,927,462	2,205,003	2,338,238	うち介護保険	1,344,889	1,486,324	1,614,676	1,868,484	1,987,838	うち医療保険	112,426	298,962	312,786	336,519	350,400	<p>➤ (変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>
	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)																																																																																	
利用者数(人)	43,615	47,181	51,231	54,200	56,954																																																																																	
うち介護保険	15,998	17,315	18,981	19,975	20,875																																																																																	
うち医療保険	27,617	29,866	32,250	34,225	36,079																																																																																	
給付額(千円)	9,723,691	10,539,657	11,430,467	12,246,459	12,972,201																																																																																	
うち介護保険	5,905,438	6,501,160	7,127,885	7,552,398	7,985,020																																																																																	
うち医療保険	3,818,253	4,038,497	4,302,582	4,694,060	4,987,181																																																																																	
	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)																																																																																	
延利用者数(人)	18,277	22,364	23,810	25,256	26,783																																																																																	
うち介護保険	12,823	13,956	14,896	15,998	17,199																																																																																	
うち医療保険	5,454	8,408	8,914	9,258	9,584																																																																																	
延回数(回)	1,457,315	1,785,286	1,927,462	2,205,003	2,338,238																																																																																	
うち介護保険	1,344,889	1,486,324	1,614,676	1,868,484	1,987,838																																																																																	
うち医療保険	112,426	298,962	312,786	336,519	350,400																																																																																	

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																												
<p>療報酬における「緊急時訪問看護加算（※3）」及び「特別管理加算（※4）」の届出割合があります。「緊急時訪問看護加算」の届出ステーションの割合は、平成 30（2018）年度は 90.1%、「特別管理加算」の届出ステーションの割合は、平成 30（2018）年度は 85.5%となっております（※5）。</p> <p>多様な利用者への対応状況として、精神科訪問看護を提供できるステーションは 53.6%、3歳以上6歳未満の幼児へ対応可能なステーションは 44.9%、3歳未満の乳幼児へ対応可能なステーションは 42.0%です（※2）。</p> <p>※1 <u>訪問看護ステーション数調査（全国訪問看護事業協会）</u> ※2 <u>訪問看護ステーションの機能強化に関する実態調査報告書（平成31（2019）年3月、広島県訪問看護ステーション協議会）</u> ※3 <u>緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には、当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算できる。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-6 訪問看護ステーションの新設と休廃止の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 (2015)</th> <th>H28 (2016)</th> <th>H29 (2017)</th> <th>H30 (2018)</th> <th>R1 (2019)</th> <th>R2 (2020)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度当初ST数</td> <td>219</td> <td>245</td> <td>260</td> <td>282</td> <td>288</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>年度中の新設数</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>20</td> <td>29</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年度中の休廃止数</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>26</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図表 2-3-7 緊急時訪問看護加算の体制届出ステーションの推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>広島県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26(2014)</td> <td>91.1%</td> <td>86.4%</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)</td> <td>89.8%</td> <td>87.1%</td> </tr> <tr> <td>H28(2016)</td> <td>90.9%</td> <td>87.3%</td> </tr> <tr> <td>H29(2017)</td> <td>90.3%</td> <td>87.3%</td> </tr> <tr> <td>H30(2018)</td> <td>90.1%</td> <td>87.8%</td> </tr> </tbody> </table>		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	年度当初ST数	219	245	260	282	288	301	年度中の新設数	30	33	37	20	29	—	年度中の休廃止数	12	24	18	18	26	—	年度	広島県	全国	H26(2014)	91.1%	86.4%	H27(2015)	89.8%	87.1%	H28(2016)	90.9%	87.3%	H29(2017)	90.3%	87.3%	H30(2018)	90.1%	87.8%	<p>理加算（※4）」の届出割合があります。「24時間連絡（又は対応）体制加算」の届出ステーションの割合は、平成 27（2015）年度は 90.3%で、全国平均を上回っています。また、「特別管理加算」の届出ステーションの割合は、平成 27（2015）年度は 85.2%で、全国平均を下回っていますが、増加傾向にあります（※5）。</p> <p>多様な利用者への対応状況として、精神科訪問看護を提供できるステーションは 40.2%、3歳以上6歳未満の幼児へ対応可能なステーションは 36.0%、3歳未満の乳幼児へ対応可能なステーションは 34.9%です（※2）。</p> <p>※1 <u>訪問看護ステーションの機能強化に関する実態調査報告書（平成29（2017）年3月、広島県訪問看護ステーション協議会）</u> ※2 <u>訪問看護ステーション数調査（全国訪問看護事業協会）</u> ※3 <u>24時間連絡体制加算は、電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあるときに算定できる。24時間対応体制加算は、24時間連絡体制に加え、更に、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にあるときに算定できる。これらの加算は、1つのステーションにおいていずれか一方のみを算定することとされている。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-6 訪問看護ステーションの新設と休廃止の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24(2012)</th> <th>H25(2013)</th> <th>H26(2014)</th> <th>H27(2015)</th> <th>H28(2016)</th> <th>H29(2017)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度当初ST数</td> <td>175</td> <td>182</td> <td>200</td> <td>219</td> <td>245</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>年度中の新設数</td> <td>16</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>33</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年度中の休廃止数</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図表 2-3-7 24時間連絡（又は対応）体制加算の体制届出ステーションの推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>広島県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23(2011)</td> <td>85.5%</td> <td>86.6%</td> </tr> <tr> <td>H24(2012)</td> <td>84.7%</td> <td>86.4%</td> </tr> <tr> <td>H25(2013)</td> <td>87.5%</td> <td>86.5%</td> </tr> <tr> <td>H26(2014)</td> <td>91.6%</td> <td>87.3%</td> </tr> <tr> <td>H27(2015)</td> <td>90.3%</td> <td>88.4%</td> </tr> </tbody> </table>		H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	年度当初ST数	175	182	200	219	245	260	年度中の新設数	16	21	25	30	33	—	年度中の休廃止数	8	4	5	12	24	—	年度	広島県	全国	H23(2011)	85.5%	86.6%	H24(2012)	84.7%	86.4%	H25(2013)	87.5%	86.5%	H26(2014)	91.6%	87.3%	H27(2015)	90.3%	88.4%	<p>➤（変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)																																																																																								
年度当初ST数	219	245	260	282	288	301																																																																																								
年度中の新設数	30	33	37	20	29	—																																																																																								
年度中の休廃止数	12	24	18	18	26	—																																																																																								
年度	広島県	全国																																																																																												
H26(2014)	91.1%	86.4%																																																																																												
H27(2015)	89.8%	87.1%																																																																																												
H28(2016)	90.9%	87.3%																																																																																												
H29(2017)	90.3%	87.3%																																																																																												
H30(2018)	90.1%	87.8%																																																																																												
	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)																																																																																								
年度当初ST数	175	182	200	219	245	260																																																																																								
年度中の新設数	16	21	25	30	33	—																																																																																								
年度中の休廃止数	8	4	5	12	24	—																																																																																								
年度	広島県	全国																																																																																												
H23(2011)	85.5%	86.6%																																																																																												
H24(2012)	84.7%	86.4%																																																																																												
H25(2013)	87.5%	86.5%																																																																																												
H26(2014)	91.6%	87.3%																																																																																												
H27(2015)	90.3%	88.4%																																																																																												

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																									
<p style="text-align: center;">図表 2-3-8 特別管理加算の体制届出ステーションの推移</p>	<p style="text-align: center;">図表 2-3-8 特別管理加算の体制届出ステーションの推移</p>	<p>➤ (変更) 次期高齢者プランの策定に連動</p>																																																																																									
<p>3 指標による現状把握</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>前回</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>訪問看護ステーション数</td> <td>260 箇所 (H29)</td> <td>301 箇所 (R2)</td> <td>訪問看護ステーション数調査(全国訪問看護事業協会)</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>1ステーション当たり常勤換算従事者数</td> <td>10.0 人 (H28)</td> <td>12.0 人 (R1)</td> <td>広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>訪問看護ステーション空白地域数</td> <td>12 市町 32 日常生活圏域 (H29.4)</td> <td>0 市町 0 日常生活圏域 (R.4)</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>年間利用者数</td> <td>43,615 人 (H27)</td> <td>56,954 人 (R1)</td> <td>Emitas-G (広島県)</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>年間給付額</td> <td>9,723,691 千円 (H27)</td> <td>12,972,201 千円 (R1)</td> <td>Emitas-G (広島県)</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>診療報酬における ①緊急時訪問看護加算 ②特別管理加算の届出割合 (診療報酬)</td> <td>①89.8% ②85.2% (H27)</td> <td>①90.1% ②85.5% (H30)</td> <td>介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>①精神科訪問看護 ②3歳以上6歳未満 ③3歳未満の対応可能割合</td> <td>① 40.2% ② 36.0% ③ 34.9% (H28)</td> <td>① 53.6% ② 44.9% ③ 42.0% (R1)</td> <td>広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>訪問看護ステーション管理者の研修受講割合</td> <td>68.3% (H28)</td> <td>68.3% (H28)</td> <td>広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	前回	現状値	出典	S	訪問看護ステーション数	260 箇所 (H29)	301 箇所 (R2)	訪問看護ステーション数調査(全国訪問看護事業協会)	S	1ステーション当たり常勤換算従事者数	10.0 人 (H28)	12.0 人 (R1)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書	S	訪問看護ステーション空白地域数	12 市町 32 日常生活圏域 (H29.4)	0 市町 0 日常生活圏域 (R.4)	県健康福祉局調べ	P	年間利用者数	43,615 人 (H27)	56,954 人 (R1)	Emitas-G (広島県)	P	年間給付額	9,723,691 千円 (H27)	12,972,201 千円 (R1)	Emitas-G (広島県)	P	診療報酬における ①緊急時訪問看護加算 ②特別管理加算の届出割合 (診療報酬)	①89.8% ②85.2% (H27)	①90.1% ②85.5% (H30)	介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)	P	①精神科訪問看護 ②3歳以上6歳未満 ③3歳未満の対応可能割合	① 40.2% ② 36.0% ③ 34.9% (H28)	① 53.6% ② 44.9% ③ 42.0% (R1)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書	P	訪問看護ステーション管理者の研修受講割合	68.3% (H28)	68.3% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書	<p>3 指標による現状把握</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>全国/前回</th> <th>現状値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>訪問看護ステーション数</td> <td>175 箇所 (H24)</td> <td>260 箇所 (H29)</td> <td>広島県介護保険施設・事業所指定状況</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>1ステーション当たり常勤換算従事者数</td> <td>—</td> <td>10.0 人 (H28)</td> <td>広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>訪問看護ステーション空白地域数</td> <td>—</td> <td>12 市町 32 日常生活圏域 (H29.4)</td> <td>広島県介護保険施設・事業所指定状況</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>年間利用者数</td> <td>19.2 千人 (H24)</td> <td>26.6 千人 (H27)</td> <td>Emitas-G (広島県)</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>年間訪問回数</td> <td>1,457.3 千回 (H24)</td> <td>1,927.5 千回 (H27)</td> <td>Emitas-G (広島県)</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>診療報酬における ①24時間連絡(または対応)体制加算 ②特別管理加算の届出割合 (診療報酬)</td> <td>①88.4% ②86.0% (H27 全国)</td> <td>①90.3% ②85.2% (H27 広島県)</td> <td>介護給付費等実態調査(厚生労働省)</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>①精神科訪問看護 ②3歳以上6歳未満 ③3歳未満の対応可能割合</td> <td>①35.1% ②35.7% ③33.5% (H26)</td> <td>①40.2% ②36.0% ③34.9% (H28)</td> <td>広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>訪問看護ステーション管理者の研修受講割合</td> <td>—</td> <td>68.3% (H28)</td> <td>広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指標名	全国/前回	現状値	出典	S	訪問看護ステーション数	175 箇所 (H24)	260 箇所 (H29)	広島県介護保険施設・事業所指定状況	S	1ステーション当たり常勤換算従事者数	—	10.0 人 (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書	S	訪問看護ステーション空白地域数	—	12 市町 32 日常生活圏域 (H29.4)	広島県介護保険施設・事業所指定状況	P	年間利用者数	19.2 千人 (H24)	26.6 千人 (H27)	Emitas-G (広島県)	P	年間訪問回数	1,457.3 千回 (H24)	1,927.5 千回 (H27)	Emitas-G (広島県)	P	診療報酬における ①24時間連絡(または対応)体制加算 ②特別管理加算の届出割合 (診療報酬)	①88.4% ②86.0% (H27 全国)	①90.3% ②85.2% (H27 広島県)	介護給付費等実態調査(厚生労働省)	P	①精神科訪問看護 ②3歳以上6歳未満 ③3歳未満の対応可能割合	①35.1% ②35.7% ③33.5% (H26)	①40.2% ②36.0% ③34.9% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書	P	訪問看護ステーション管理者の研修受講割合	—	68.3% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書
区分	指標名	前回	現状値	出典																																																																																							
S	訪問看護ステーション数	260 箇所 (H29)	301 箇所 (R2)	訪問看護ステーション数調査(全国訪問看護事業協会)																																																																																							
S	1ステーション当たり常勤換算従事者数	10.0 人 (H28)	12.0 人 (R1)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書																																																																																							
S	訪問看護ステーション空白地域数	12 市町 32 日常生活圏域 (H29.4)	0 市町 0 日常生活圏域 (R.4)	県健康福祉局調べ																																																																																							
P	年間利用者数	43,615 人 (H27)	56,954 人 (R1)	Emitas-G (広島県)																																																																																							
P	年間給付額	9,723,691 千円 (H27)	12,972,201 千円 (R1)	Emitas-G (広島県)																																																																																							
P	診療報酬における ①緊急時訪問看護加算 ②特別管理加算の届出割合 (診療報酬)	①89.8% ②85.2% (H27)	①90.1% ②85.5% (H30)	介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)																																																																																							
P	①精神科訪問看護 ②3歳以上6歳未満 ③3歳未満の対応可能割合	① 40.2% ② 36.0% ③ 34.9% (H28)	① 53.6% ② 44.9% ③ 42.0% (R1)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書																																																																																							
P	訪問看護ステーション管理者の研修受講割合	68.3% (H28)	68.3% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書																																																																																							
区分	指標名	全国/前回	現状値	出典																																																																																							
S	訪問看護ステーション数	175 箇所 (H24)	260 箇所 (H29)	広島県介護保険施設・事業所指定状況																																																																																							
S	1ステーション当たり常勤換算従事者数	—	10.0 人 (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書																																																																																							
S	訪問看護ステーション空白地域数	—	12 市町 32 日常生活圏域 (H29.4)	広島県介護保険施設・事業所指定状況																																																																																							
P	年間利用者数	19.2 千人 (H24)	26.6 千人 (H27)	Emitas-G (広島県)																																																																																							
P	年間訪問回数	1,457.3 千回 (H24)	1,927.5 千回 (H27)	Emitas-G (広島県)																																																																																							
P	診療報酬における ①24時間連絡(または対応)体制加算 ②特別管理加算の届出割合 (診療報酬)	①88.4% ②86.0% (H27 全国)	①90.3% ②85.2% (H27 広島県)	介護給付費等実態調査(厚生労働省)																																																																																							
P	①精神科訪問看護 ②3歳以上6歳未満 ③3歳未満の対応可能割合	①35.1% ②35.7% ③33.5% (H26)	①40.2% ②36.0% ③34.9% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書																																																																																							
P	訪問看護ステーション管理者の研修受講割合	—	68.3% (H28)	広島県訪問看護ステーション協議会調査報告書																																																																																							

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																				
<p style="text-align: center;">課題</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4 訪問看護を担う人材の確保</p> <p><u>今後、訪問看護ニーズが増大すると考えられることから、看護師等有資格者の訪問看護領域への就業や訪問看護に必要な知識や技能の修得を支援します。</u></p> <p style="text-align: center;">目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>訪問看護ステーション空白地域数</td> <td>[R1] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む</td> <td>[R5] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4 訪問看護を担う人材の育成・確保</p> <p><u>訪問看護への理解と就業を促進するため、看護師等有資格者に対する、在宅での療養生活に必要な基本的知識と技術習得のための研修等や医療機関と訪問看護ステーションの交流研修の実施を支援します。</u></p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	S	訪問看護ステーション空白地域数	[R1] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む	[R5] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む	県健康福祉局調べ	<p style="text-align: center;">課題</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">【追加】</p> <p style="text-align: center;">目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>訪問看護ステーション空白地域数</td> <td>[H29] 12市町 32日常生活圏域</td> <td>[H35] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む</td> <td>広島県介護保険施設・事業所指定状況 広島県訪問看護ステーション協議会による実態調査</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">【追加】</p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	S	訪問看護ステーション空白地域数	[H29] 12市町 32日常生活圏域	[H35] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む	広島県介護保険施設・事業所指定状況 広島県訪問看護ステーション協議会による実態調査	<p>➤ (変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																		
S	訪問看護ステーション空白地域数	[R1] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む	[R5] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む	県健康福祉局調べ																		
区分	指標名	現状値	目標値	出典																		
S	訪問看護ステーション空白地域数	[H29] 12市町 32日常生活圏域	[H35] 〇市町 〇日常生活圏域 ※サテライト設置や医療機関・他地域ステーションからの訪問によるカバーも含む	広島県介護保険施設・事業所指定状況 広島県訪問看護ステーション協議会による実態調査																		

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p style="text-align: center;">6 医療と介護の連携等</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「医療・介護関係者の研修」等の取組を行っています。 <u>高齢者個人に対する個別事例について検討する個別地域ケア会議はすべての市町で開催されており、医療と介護の連携を図っています。</u> <u>また、地域課題を検討し施策形成へとつなげる地域ケア会議については、11市町において開催されています。</u> <u>在宅療養している人の中で、介護認定度が高い人ほど、訪問診療のニーズが高い現状があります。</u> <u>在宅での療養を希望する者の増加に伴い、高齢者の救急搬送について、救急隊が病床者の家族等から心肺蘇生の中止を求められる事案や、高齢者向け住宅などの施設や家族から、病床者の疾患・服薬などの情報が提供できない事案が生じています。</u></p> <p style="text-align: center;">課 題</p> <p style="text-align: center;">医療と介護の連携等の充実</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業において、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「医療・介護関係者の研修」等に引き続き取り組み、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することが必要です。 医療や介護関係者等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員が高齢者の自立を支援して高齢者本人の目標が達成できるよう、自立支援型ケアマネジメントを積極的に実践していくことが重要です。<u>また、後期高齢者の増加に伴い、入退院時の支援や、認知症、看取りなどの対応が必要な事例に対し、医療と介護が円滑に連携することができるよう、介護支援専門員が橋渡し役を担っていくことが必要です。</u> <u>診療所や介護サービス事業者等、様々な主体が情報連携を行う必要がある中、情報共有ができない現状があります。</u> <u>市町や地域包括支援センターには、地域ケア会議の 5 つの機能（「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策形成」）のうち、約半数以上の市町において「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」及び「政策形成」が十分でない状況にあります。</u></p>	<p style="text-align: center;">6 医療と介護の連携</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「医療・介護関係者の研修」等の取組を行っています。 <u>高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進する地域ケア会議において、医療と介護の連携を図っています。</u></p> <p style="text-align: center;">課 題</p> <p style="text-align: center;">医療と介護の連携の充実</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業において、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「医療・介護関係者の研修」等に引き続き取り組み、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供することが必要です。 医療や介護関係者等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員が高齢者の自立を支援して高齢者本人の目標が達成できるよう、自立支援型ケアマネジメントを積極的に実践していくことが重要です。</p>	<p>➤ （変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p><u>地域ケア会議の開催を通じ多様な職種や関係機関との連携が図れてきているが、よりネットワークの構築及び強化していく必要があります。</u></p> <p><u>要介護度が高く、医療と介護の両方のニーズを持つ在宅療養者に対して、適切なサービス提供の体制を確保する必要があります。</u></p> <p><u>高齢者の救急搬送について、高齢者向け住宅などの施設や家族から病床者の疾患・服薬などの情報が提供できず、情報不足等により、受入医療機関の選定等に時間を要し、医療機関への搬送までにかかる時間が長くなってしまいうケースがあり、高齢者の救急対応の円滑化に向け検討する必要があります。</u></p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">施策の方向</p> <p>医療と介護の連携等の推進</p> <p>県は、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町に対して、先進地や県内市町の取組などの必要な情報を提供するとともに、市町に専門職等を派遣して必要な助言・支援をします。</p> <p>医療と介護関係者等の多職種が連携して高齢者の個別課題を解決するとともに、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」などにも結びつくよう、地域ケア会議の更なる充実に向け、市町に対して助言・支援します。また、介護支援専門員が自立支援型ケアマネジメントや、<u>入退院時の支援、認知症、看取りなどの対応</u>を積極的に実践していくよう、研修等を実施します。</p> <p><u>入院医療機関、在宅医療実施医療機関及び介護サービス事業者等、様々な主体が情報連携できるよう、ICT 連携ツールの活用を推進していきます。</u></p> <p><u>地域ケア会議の役割や手法などについて、地域包括支援センター職員等の理解を促進し、地域ケア会議の運営、進め方などに係る技術の向上を図った上で、会議が積極的に開催されるとともに、市町、地域包括支援センターが地域ケア会議の 5 つの機能を着実に実施し、市町、地域住民、多職種、関係機関等が互いに連携し、地域課題の解決等に向けたネットワークを構築ができるよう必要な助言・支援をします。</u></p> <p><u>県医師会と協力して、医療と介護の両方のニーズを持つ在宅療養者のニーズに対応するため、医師、介護支援専門員、訪問看護師、介護職員等に対し、在宅医療・介護連携を推進する上で、直面する困難事案に対して、座学・グループワークで対処方法を学ぶ実践的なノウハウ連携研修を行うことにより、在宅医療・介護連携を推進する人材の確保を行います。</u></p> <p><u>県は、高齢者の救急搬送の円滑化に向け、県地对協と連携して医療・介護以外の分野を超えた検討を行います。</u></p>	<p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">施策の方向</p> <p>医療と介護の連携の推進</p> <p>県は、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町に対して、先進地や県内市町の取組などの必要な情報を提供するとともに、市町に専門職等を派遣して必要な助言・支援をします。</p> <p>医療と介護関係者等の多職種が連携して高齢者の個別課題を解決するとともに、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」などにも結びつくよう、地域ケア会議の更なる充実に向け、市町に対して助言・支援します。また、介護支援専門員が自立支援型ケアマネジメントを積極的に実践していくよう、研修等を実施します。</p> <p><u>平成 30 (2018) 年度診療報酬及び介護報酬の同時改定において、在宅医療及び看取りの推進が図られたことから、医療と介護関係者の連携を促進します。</u></p>	<p>➤ (変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案					現行	改定理由
目 標					【追加】	▶ （変更） 次期高齢者プランの策定に連動
区分	指標名	現状値	目標値	出典		
P	要支援者・要介護者の退院時に医療機関から地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に退院調整の連絡があった割合	[R2] 83.5%	[R5] 85.0%	県健康福祉局調べ		

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>7 在宅医療に関する情報提供の推進</p> <p>現 状</p> <p><u>県では、県民向け啓発及び医療介護連携の構築のため、医療機能調査を毎年度実施し、医療機関ごとの看取り件数等を県ホームページで公表することにより、見える化を図っています。</u></p> <p>市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、地域の医療機関及び介護事業所等の住所・機能等の<u>地域資源</u>を把握し、リスト又はマップを作成・活用する取組を行っています。</p> <p>更に、市町では、同事業で在宅医療・介護連携の理解を促進するため、地域住民等に対する普及啓発を実施しています。</p> <p>課 題</p> <p>在宅医療に対する理解不足</p> <p>県民への在宅医療に関する情報提供を推進するとともに、在宅医療の理解促進などが必要です。</p> <p>医療・介護関係者についても、<u>お互いの役割や立場を理解し合い、在宅医療に関する理解を一層促進する必要があります。</u></p> <p>施策の方向</p> <p>在宅医療に対する理解促進</p> <p>在宅で受けられる医療の現状やかかりつけ医の重要性、在宅での看取り等に関する情報、在宅医療に従事する職種の機能や役割等を広く県民、医療・介護関係者に紹介し、在宅医療に対する理解促進や不安軽減に努めます。</p> <p><u>医療機能調査結果などを活用し、研究機関等と連携して在宅医療に係る分析及び見える化を行うことにより</u>連携体制を推進するとともに、県民や専門職、関係機関に対して在宅医療に関する啓発・情報提供を行います。</p> <p><u>県医師会等と連携して、在宅医療に関する普及啓発ツールを作成することにより、更なる普及・啓発を図ります。</u></p>	<p>7 在宅医療に関する情報提供の推進</p> <p>現 状</p> <p>市町では、在宅医療・介護連携推進事業の中で、地域の医療機関及び介護事業所等の住所・機能等を把握し、リスト又はマップを作成・活用する取組を行っています。</p> <p>更に、市町では、同事業で在宅医療・介護連携の理解を促進するため、地域住民等に対する普及啓発を実施しています。</p> <p>課 題</p> <p>在宅医療に対する理解不足</p> <p>県民への在宅医療に関する情報提供を推進するとともに、在宅医療の理解促進などが必要です。</p> <p>医療・介護関係者についても、在宅医療の理解を一層促進する必要があります。</p> <p>施策の方向</p> <p>在宅医療に対する理解促進</p> <p>在宅で受けられる医療の現状やかかりつけ医の重要性、在宅での看取り等に関する情報、在宅医療に従事する職種の機能や役割等を広く県民、医療・介護関係者に紹介し、在宅医療に対する理解促進や不安軽減に努めます。</p> <p><u>県は、医療機関等の医療機能を明確にし、名称等を県ホームページで公表します。また、当該医療機関のリストなどを活用して、在宅医療に係る連携体制を推進するとともに、県民や専門職、関係機関に対して在宅医療に関する啓発・情報提供を行います。</u></p>	<p>➤ （変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>8 人生の最終段階における自己決定</p> <p>現 状</p> <p><u>厚生労働省において、医療・介護の現場や在宅における、ACP（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）を繰り返し実践することの重要性を盛り込んだ「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が、平成30（2018）年3月に改訂され、特別養護老人ホーム等の高齢者施設では、医療ニーズの高い入所者にも対応しており、入所者やその家族からの希望があれば、施設内での看取りを行う方針の施設も多数あります。</u></p> <p><u>県地対では、ACP啓発ポスターの作成やACPについての講演の際の統一説明資料として、「ACPの手引き（説明ツール）」の作成などによって普及啓発に取り組んでいます。</u></p> <p><u>県では、令和2年度から新たに地域で中心となってACPを広く普及する推進員の養成に取り組んでいます。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>課 題</p> <p>1 ACPの普及</p> <p><u>平成30（2018）年の県調査では、人生の最期を「今いる場所で生活したい。」と望む人の割合は54.6%であり、県内の在宅看取り数や在宅療養（後方）支援病院数は、着実に増加しているものの、死亡場所における自宅割合は、13.4%（平成30（2018）年の人口動態調査）に留まっています。</u></p> <p><u>【参考】平成30（2018）年の内閣府調査では、万一治る見込みがない病気になった場合、自宅が最期を迎えたいと希望する人は51.0%</u></p> <p><u>人生の最終段階における自己決定のために、ACPの手引き、私の心づもりを作成し、普及啓発に取り組んでいます。が、広島県医師会A会員を対象とした「ACP活用状況等調査」の結果から、●●●《調整中》であり、行政や医師、医療・介護関係者、県民に対して更なる普及促進が必要です。</u></p>	<p>8 人生の最終段階における自己決定</p> <p>現 状</p> <p><u>人生の最終段階における医療について、医療関係者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が家族や医療関係者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として進めることが重要であるため、県地対協では、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発に取り組んでいます。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>課 題</p> <p>1 ACPの普及</p> <p><u>ACPの手引き、私の心づもり、啓発用DVDを作成し、普及啓発に取り組んでいますが、行政や医師、医療・介護関係者、県民に対して更なる普及促進が必要です。</u></p>	<p>➤ （変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																									
<p style="color: red; text-decoration: underline;">令和元（2019）年の県地对協調査では、看取りができる体制が整っていない介護保険施設・高齢者向け住宅等は、専門職（看護師等）の配置や職員への専門知識の提供が課題となっています。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <p>人生の最終段階において、患者本人による決定を基本とした医療や介護サービスが提供されるよう、市町、関係団体等と連携して推進します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 30%;">出 典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>ACP 普及推進員の養成</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">[R5] 125 人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>ACP 実施施設数の割合</td> <td style="text-align: center;">[R1] 8.0%</td> <td style="text-align: center;">[R5] 12.0%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-top: 10px;">施策の方向</p> <p>1 ACPの普及促進</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">人生の最終段階において、自己決定を基本とした医療や介護サービスが提供されるよう、市町、関係団体等と連携して推進していきます。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">令和2（2020）年度から2年間にかけて、ACPを広く情報発信するACP普及推進員の養成に取り組み、日常生活圏域に1～2人程度、ACPの普及啓発を行う人物がいる状態を目標とします。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">また、ACP普及推進員のスキルアップを図るため、市町と連携し、養成研修修了後に活動状況の情報交換や育成研修等を実施します。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">県地对協と連携し、市町が行う住民啓発活動を支援することにより、県民、行政、医師等に対して、更にACPの普及促進を図ります。</p>	区分	指標名	現状値	目標値	出 典	S	ACP 普及推進員の養成	-	[R5] 125 人	県健康福祉局調べ	S	ACP 実施施設数の割合	[R1] 8.0%	[R5] 12.0%	県健康福祉局調べ	<p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <p>人生の最終段階において、患者本人による決定を基本とした医療や介護サービスが提供されるよう、市町、関係団体等と連携して推進します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">指標名</th> <th style="width: 15%;">現状値</th> <th style="width: 15%;">目標値</th> <th style="width: 30%;">出 典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S</td> <td>ACPの普及啓発を実施している地域</td> <td style="text-align: center;">[H29] 12 市町</td> <td style="text-align: center;">[H32] 23 市町</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px; margin-top: 10px;">施策の方向</p> <p>1 ACPの普及促進</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">県地对協では、短時間でACPの説明ができる普及ツールの作成や地域で中心となって普及する推進員の養成などに取り組むこととしており、県は県地对協と連携するとともに、市町が行う住民啓発活動を支援することにより、県民、行政、医師等に対して、更にACPの普及促進を図ります。</p>	区分	指標名	現状値	目標値	出 典	S	ACPの普及啓発を実施している地域	[H29] 12 市町	[H32] 23 市町	県健康福祉局調べ	<p style="color: red;">➤ （変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出 典																							
S	ACP 普及推進員の養成	-	[R5] 125 人	県健康福祉局調べ																							
S	ACP 実施施設数の割合	[R1] 8.0%	[R5] 12.0%	県健康福祉局調べ																							
区分	指標名	現状値	目標値	出 典																							
S	ACPの普及啓発を実施している地域	[H29] 12 市町	[H32] 23 市町	県健康福祉局調べ																							

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>2 高齢者施設での看取りの促進</p> <p>施設内研修を充実させていくとともに、集団指導等を通じ、多職種の連携や体制の強化を働きかけるほか、医療関係者に理解や協力を求め、高齢者施設における看取りを促進します。</p> <p>また、令和元（2019）年の県地对協調査結果を基に、高齢者施設での看取りが促進されるよう、医療機関等と連携してACPの普及に取り組みます。</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">医療連携体制</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-10 在宅医療の提供体制</p>	<p>2 高齢者施設での看取りの促進</p> <p>施設内研修を充実させていくとともに、集団指導等を通じ、多職種の連携や体制の強化を働きかけるほか、医療関係者に理解や協力を求め、高齢者施設における看取りを促進します。</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">医療連携体制</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">図表 2-3-10 在宅医療の提供体制</p>	<p>➤ (変更)</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>第2章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p>第4節 <u>外来医療に係る医療提供体制の確保</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）※全部追加</p> <p>第5節 医療に関する情報提供</p> <p>1 <u>患者の医療に関する選択支援</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>2 <u>ICTを活用した診療支援</u></p> <p>現 状</p> <p>1 医療ネットワークの推進</p> <p>県と県医師会は、地域における医療機関の連携を促進するため、平成25年6月に診療情報を効率的に利用する「ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）」の運用を開始しています。</p> <p>HM ネットでは、基幹病院の診療情報を診療所等が参照する機能に加え、電子お薬手帳や在宅医療介護の多職種の連携等の機能を拡充し、県民が自身の健康管理登録を行う簡易版 PHR「ひろしま健康手帳」の仕組みも構築しています。</p> <p>近年は、救急隊での傷病者情報把握や、病院が地域で連携して胃がん検診画像の二重読影などに、HM ネットを活用する取組も進んでいます。</p>	<p>第2章 安心できる保健医療体制の構築</p> <p style="text-align: center;">【新規追加】</p> <p>第4節 医療に関する情報提供 患者の医療に関する選択支援</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">【新規追加】</p>	<p>➤ （新規） 項目の追加 （令和2年3月に策定した「医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画」から外来医療に係る医療提供体制の確保に関する項目を新たに設ける。）</p> <p>項目の追加による項番ずれ</p> <p>➤ （新規） 項目の追加 （昨今の社会情勢の変化を踏まえた見直しによる）</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p style="text-align: center;">H Mネットの機能について ～テレビ会議システムの他様々な機能があります～</p> <p style="text-align: center;">1</p> <p>2 オンライン診療の推進</p> <p>令和2年4月10日に厚生労働省が「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を発出し、時限的に初診でもオンライン診療を許可し、それには電話での診療も含めることを示しました。</p> <p>課 題</p> <p>1 医療ネットワークの推進</p> <p>近年、目覚ましく発展しているICTやAIなどデジタル技術を更に活用して、診療情報の提供をはじめ、適切な医療サービスを効果的・効率的に提供することが期待されています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大で、医療現場では適切な感染症対策が求められ、Web会議システムなどの活用による非対面・非接触の連携体制の構築が急務となっています。</p> <p>さらには、医療情報等の症例を集積し、治療研究等への活用が期待されています。</p>	<p>【新規追加】</p>	<p>➤ （新規） 項目の追加 （昨今の社会情勢の変化を踏まえた見直しによる）</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由															
<p>2 オンライン診療の推進</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、オンライン診療・服薬指導を行う医療機関は増加しましたが、今後、医学的な安全性や情報セキュリティの確保が求められます。</p> <p>目 標</p> <p>（オンライン診療の推進）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、時限的・特例的に実施されているオンライン診療について、実用性と実効性、医療安全等の観点から検証を行い、その結果を踏まえて、地域医療情報連携ネットワーク（HM ネット）の活用などにより、オンライン診療・服薬指導の普及を図り、効率的な医療提供体制を整備します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標等</th> <th style="text-align: center;">目標の考え方</th> <th style="text-align: center;">現状値</th> <th style="text-align: center;">目標値</th> <th style="text-align: center;">指標の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン診療料届出医療機関の割合</td> <td>20 年後に、全医療機関の 90%の医療機関がオンライン診療をできる環境を整備している。</td> <td style="text-align: center;">6.3% (R2.1～8 月末)</td> <td style="text-align: center;">[R5] 17%</td> <td style="text-align: center;">中国四国厚生局</td> </tr> <tr> <td>オンライン服薬指導を行う薬局の割合</td> <td>オンライン診療料届出医療機関の 6 割の薬局がオンライン服薬指導をできる環境を整備している。</td> <td style="text-align: center;">2.1% (R2.1～8 月末)</td> <td style="text-align: center;">[R5] 10%</td> <td style="text-align: center;">中国四国厚生局</td> </tr> </tbody> </table> <p>施策の方向</p> <p>1 医療ネットワークの推進</p> <p>HM ネットについては、医療機関等のニーズに応じた機能強化により魅力を高めることで、参加施設数の拡大につなげ、拡大がさらなる機能強化を導くという好循環を実現し、医療介護分野の強固なネットワークを構築します。</p> <p>HM ネットの診療情報等は、医療の高度化や治療研究等への活用が期待される貴重な情報資産であり、これを活かして AI 医療等を実現していくとともに、その便益が県民や関係機関に還元される仕組みを構築します。</p>	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典	オンライン診療料届出医療機関の割合	20 年後に、全医療機関の 90%の医療機関がオンライン診療をできる環境を整備している。	6.3% (R2.1～8 月末)	[R5] 17%	中国四国厚生局	オンライン服薬指導を行う薬局の割合	オンライン診療料届出医療機関の 6 割の薬局がオンライン服薬指導をできる環境を整備している。	2.1% (R2.1～8 月末)	[R5] 10%	中国四国厚生局	<p>【新規追加】</p>	<p>➤ （新規） 項目の追加 （昨今の社会情勢の変化を踏まえた見直しによる）</p>
指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典													
オンライン診療料届出医療機関の割合	20 年後に、全医療機関の 90%の医療機関がオンライン診療をできる環境を整備している。	6.3% (R2.1～8 月末)	[R5] 17%	中国四国厚生局													
オンライン服薬指導を行う薬局の割合	オンライン診療料届出医療機関の 6 割の薬局がオンライン服薬指導をできる環境を整備している。	2.1% (R2.1～8 月末)	[R5] 10%	中国四国厚生局													

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>これらの取組については、医療・介護等の関係団体や、医療機関、介護保険事業所、行政、保険者、消防、大学等の関係機関が、地域単位で主体的に推進します。</p> <p>2 オンライン診療の推進</p> <p>医療安全等の検証及びHM ネットの活用について、モデル事業の実施、関係機関との連携などにより、オンライン診療・服薬指導の普及を図ります。</p>	<p>【新規追加】</p>	<p>➤ （新規） 項目の追加 （昨今の社会情勢の変化を踏まえた見直しによる）</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																								
<p>第3章 保健医療各分野の総合的な対策</p> <p>2 障害保健対策</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <p>支援や介護の必要な人が、地域で安心して生活できる環境が整っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>指標等</th> <th>目標の考え方</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>指標の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達障害の診療医師数</td> <td>発達障害の診療を行う医師数の増加を推進します。</td> <td>[H29] 158人</td> <td>[R4] 228人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>療養介護のサービス量</td> <td>県全体の療養介護のニーズに合わせてサービス量を増加させます。</td> <td>[H28] 641人分</td> <td>[R5] <u>684人分</u> (暫定値)</td> <td>県健康福祉局調べ (1か月分)</td> </tr> <tr> <td>短期入所のサービス量</td> <td>県全体の短期入所のニーズに合わせてサービス量を増加させます。</td> <td>[H28] 11,834人日分</td> <td>[R5] ※ <u>13,875人日分</u> (暫定値)</td> <td>県健康福祉局調べ (1か月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 短期入所の目標値は福祉型、医療型等を含めた目標値である。</p>	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典	発達障害の診療医師数	発達障害の診療を行う医師数の増加を推進します。	[H29] 158人	[R4] 228人	県健康福祉局調べ	療養介護のサービス量	県全体の療養介護のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 641人分	[R5] <u>684人分</u> (暫定値)	県健康福祉局調べ (1か月分)	短期入所のサービス量	県全体の短期入所のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 11,834人日分	[R5] ※ <u>13,875人日分</u> (暫定値)	県健康福祉局調べ (1か月分)	<p>第3章 保健医療各分野の総合的な対策</p> <p>2 障害保健対策</p> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">目 標</p> <p>支援や介護の必要な人が、地域で安心して生活できる環境が整っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>指標等</th> <th>目標の考え方</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>指標の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達障害の診療医師数</td> <td>発達障害の診療を行う医師数の増加を推進します。</td> <td>[H29] 158人</td> <td>[H34] 228人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>療養介護のサービス量</td> <td>県全体の療養介護のニーズに合わせてサービス量を増加させます。</td> <td>[H28] 641人分</td> <td>[H32] <u>677人分</u></td> <td>県健康福祉局調べ (1か月分)</td> </tr> <tr> <td>短期入所のサービス量</td> <td>県全体の短期入所のニーズに合わせてサービス量を増加させます。</td> <td>[H28] 11,834人日分</td> <td>[H32] ※ <u>14,726人日分</u></td> <td>県健康福祉局調べ (1か月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 短期入所の目標値は福祉型、医療型等を含めた目標値である。</p>	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典	発達障害の診療医師数	発達障害の診療を行う医師数の増加を推進します。	[H29] 158人	[H34] 228人	県健康福祉局調べ	療養介護のサービス量	県全体の療養介護のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 641人分	[H32] <u>677人分</u>	県健康福祉局調べ (1か月分)	短期入所のサービス量	県全体の短期入所のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 11,834人日分	[H32] ※ <u>14,726人日分</u>	県健康福祉局調べ (1か月分)	<p>➤ (変更) 次期障害福祉計画の策定に連動</p>
指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典																																						
発達障害の診療医師数	発達障害の診療を行う医師数の増加を推進します。	[H29] 158人	[R4] 228人	県健康福祉局調べ																																						
療養介護のサービス量	県全体の療養介護のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 641人分	[R5] <u>684人分</u> (暫定値)	県健康福祉局調べ (1か月分)																																						
短期入所のサービス量	県全体の短期入所のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 11,834人日分	[R5] ※ <u>13,875人日分</u> (暫定値)	県健康福祉局調べ (1か月分)																																						
指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典																																						
発達障害の診療医師数	発達障害の診療を行う医師数の増加を推進します。	[H29] 158人	[H34] 228人	県健康福祉局調べ																																						
療養介護のサービス量	県全体の療養介護のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 641人分	[H32] <u>677人分</u>	県健康福祉局調べ (1か月分)																																						
短期入所のサービス量	県全体の短期入所のニーズに合わせてサービス量を増加させます。	[H28] 11,834人日分	[H32] ※ <u>14,726人日分</u>	県健康福祉局調べ (1か月分)																																						

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>3 感染症対策</p> <p>現 状</p> <p>1 感染症全般</p> <p>感染症対策については、平成 11（1999）年に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」が施行されました。</p> <p>県では、感染症予防の全体計画や個別の計画を策定し、予防に重点をおいた事前対応型行政の構築と患者発生時の適切な医療の提供、患者の人権尊重を基本とした対策を推進しています。</p> <p style="text-align: center;">図表 3-9 （省略）</p> <p>一方で、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ等の新興感染症、ジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症及び新型インフルエンザ等が世界的な脅威となっており、また、本県では、ノロウイルス等による感染性胃腸炎、季節性インフルエンザ及び腸管出血性大腸菌感染症等の集団感染が発生している状況にあります。</p> <p>このため、重大な感染症の疑いがある場合に、的確で迅速な対応により県民の安全安心を確保することを目的として、平成 25（2013）年 4 月に「感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）」を開設しました。</p> <p><u>また、令和元（2019）年 12 月以降、中国湖北省武漢市において確認された新型コロナウイルス感染症が短期間に全世界に拡大したため、本県においても感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する対策を実施しています。</u></p>	<p>3 感染症対策</p> <p>現 状</p> <p>1 感染症全般</p> <p>感染症対策については、平成 11（1999）年に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」が施行されました。</p> <p>県では、感染症予防の全体計画や個別の計画を策定し、予防に重点をおいた事前対応型行政の構築と患者発生時の適切な医療の提供、患者の人権尊重を基本とした対策を推進しています。</p> <p style="text-align: center;">図表 3-9 （省略）</p> <p>一方で、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ等の新興感染症、ジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症及び新型インフルエンザ等が世界的な脅威となっており、また、本県では、ノロウイルス等による感染性胃腸炎、季節性インフルエンザ及び腸管出血性大腸菌感染症等の集団感染が発生している状況にあります。</p> <p>このため、重大な感染症の疑いがある場合に、的確で迅速な対応により県民の安全安心を確保することを目的として、平成 25（2013）年 4 月に「感染症・疾病管理センター（ひろしま CDC）」を開設しました。</p>	<p>➤ （追加） 新興感染症の拡大への対応</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p style="text-align: center;">課 題</p> <p>1 感染症</p> <p>(1) 感染症の発生予防対策の充実 平時において行う感染症の発生予防対策は、感染症発生動向調査結果に基づき実施されるべきものであり、感染症の情報収集、解析・評価、情報提供及び精度管理について、病原体検査体制の整備とともに、より一層の充実を図る必要があります。</p> <p>(2) 感染症の医療提供体制の充実 第二種感染症指定医療機関における感染症病床は 28 床であり、基準病床数 34 床に達していない状況です。国通知により、第二種感染症指定医療機関における感染症病床は、二次保健医療圏ごとに設置する必要があることから、未設置となっている尾三保健医療圏については、早急に整備する必要があります。 高度な医療を必要とする感染症や、希少感染症、大規模流行が懸念される感染症等、どのような感染症が発生した場合であっても、その感染拡大の防止を図るために必要な医療提供体制の充実強化を図る必要があります。</p> <p><u>(3) 新興感染症の拡大への対応</u> <u>新興感染症の拡大に対し、十分な検査・診療体制が確保される等、大規模な健康危機管理事案に迅速に対応できる保健医療の体制を整備する必要があります。</u></p>	<p style="text-align: center;">課 題</p> <p>1 感染症</p> <p>(1) 感染症の発生予防対策の充実 平時において行う感染症の発生予防対策は、感染症発生動向調査結果に基づき実施されるべきものであり、感染症の情報収集、解析・評価、情報提供及び精度管理について、病原体検査体制の整備とともに、より一層の充実を図る必要があります。</p> <p>(2) 感染症の医療提供体制の充実 第二種感染症指定医療機関における感染症病床は 28 床であり、基準病床数 34 床に達していない状況です。国通知により、第二種感染症指定医療機関における感染症病床は、二次保健医療圏ごとに設置する必要があることから、未設置となっている尾三保健医療圏については、早急に整備する必要があります。 高度な医療を必要とする感染症や、希少感染症、大規模流行が懸念される感染症等、どのような感染症が発生した場合であっても、その感染拡大の防止を図るために必要な医療提供体制の充実強化を図る必要があります。</p> <p>【追加】</p>	<p>➤ (追加) 新興感染症の拡大への対応</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																									
<p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">目 標</p> <p>1 感染症</p> <p>関係する医療機関、医師等の医療従事者、<u>広島県感染症医療支援チーム</u>、県、市町等が連携して、医療提供体制の充実を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指標名</th> <th style="width: 25%;">現状値</th> <th style="width: 25%;">目標値</th> <th style="width: 25%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療支援チーム編成数</td> <td>[H27] 0チーム</td> <td>[R5] 7チーム</td> <td rowspan="3">県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>専門研修受講率</td> <td>[H27] 0%</td> <td>[R5] 100%</td> </tr> <tr> <td><u>病院における業務継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）</u></td> <td><u>[H30] 10.2%</u></td> <td><u>[R5] 100%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 感染症</p> <p>(1) 感染症発生動向調査事業の推進 感染症発生動向調査事業により収集・分析した情報を、県民や医師等医療関係者に対する的確・迅速に提供し、流行予測、感染の予防等に活用します。</p> <p>(2) 感染症の医療提供体制の充実 第二種感染症指定医療機関の指定による医療提供体制の整備を図ります。 今後、発生する様々な感染症に迅速に対応できるよう人材の育成を行います。 国内未知の感染症が県内で発生した場合、迅速かつ的確に対応できる医療提供体制を整備するため、県全体で感染拡大防止のための支援を行う医療支援チームを整備します。</p> <p>(3) <u>新興感染症の拡大への対応</u> <u>感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療及び感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保等、役割分担・連携による万全の患者受入れ体制構築を図ります。</u></p>	指標名	現状値	目標値	出典	医療支援チーム編成数	[H27] 0チーム	[R5] 7チーム	県健康福祉局調べ	専門研修受講率	[H27] 0%	[R5] 100%	<u>病院における業務継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）</u>	<u>[H30] 10.2%</u>	<u>[R5] 100%</u>	<p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">目 標</p> <p>1 感染症</p> <p>関係する医療機関、医師等の医療従事者、県、市町等が連携して、「<u>広島県感染症医療支援チーム（仮称）</u>」の創設に取り組むことで、医療提供体制の充実を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指標名</th> <th style="width: 25%;">現状値</th> <th style="width: 25%;">目標値</th> <th style="width: 25%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療支援チーム編成数</td> <td>[H27] 0チーム</td> <td>[H35] 7チーム</td> <td rowspan="2">県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>専門研修受講率</td> <td>[H27] 0%</td> <td>[H35] 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 感染症</p> <p>(1) 感染症発生動向調査事業の推進 感染症発生動向調査事業により収集・分析した情報を、県民や医師等医療関係者に対する的確・迅速に提供し、流行予測、感染の予防等に活用します。</p> <p>(2) 感染症の医療提供体制の充実 第二種感染症指定医療機関の指定による医療提供体制の整備を図ります。 今後、発生する様々な感染症に迅速に対応できるよう人材の育成を行います。 国内未知の感染症が県内で発生した場合、迅速かつ的確に対応できる医療提供体制を整備するため、県全体で感染拡大防止のための支援を行う医療支援チームを整備します。</p> <p>【追加】</p>	指標名	現状値	目標値	出典	医療支援チーム編成数	[H27] 0チーム	[H35] 7チーム	県健康福祉局調べ	専門研修受講率	[H27] 0%	[H35] 100%	<p>➤ （変更） 創設した広島県感染症医療支援チームとの連携 指標の追加</p> <p>➤ （追加） 新興感染症の拡大への対応</p>
指標名	現状値	目標値	出典																								
医療支援チーム編成数	[H27] 0チーム	[R5] 7チーム	県健康福祉局調べ																								
専門研修受講率	[H27] 0%	[R5] 100%																									
<u>病院における業務継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）</u>	<u>[H30] 10.2%</u>	<u>[R5] 100%</u>																									
指標名	現状値	目標値	出典																								
医療支援チーム編成数	[H27] 0チーム	[H35] 7チーム	県健康福祉局調べ																								
専門研修受講率	[H27] 0%	[H35] 100%																									

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																
<p>7 母子保健対策</p> <p>目 標</p> <p>県、市町、医療機関等関係機関が連携して、誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指標名</th> <th style="width: 25%;">現状値</th> <th style="width: 25%;">目標値</th> <th style="width: 25%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低出生体重児出生率</td> <td>[H28] 9.7%</td> <td>減少傾向へ</td> <td>人口動態調査</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康診査の未受診率</td> <td>[H27] 1歳6か月児 6.1% 3歳児 8.6%</td> <td>[R5] 1歳6か月児 4.3% 3歳児 5.7% (H27 全国平均)</td> <td>地域保健・健康増進事業報告</td> </tr> <tr> <td>去婦そろって同時期から検査・治療を始めた割合</td> <td>[H30] 29%</td> <td>[R5] 50%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合</td> <td>[R元] 80%</td> <td>[R5] 84%</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数</td> <td>[R元] 6市町</td> <td>[R5] 15市町</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値	目標値	出典	低出生体重児出生率	[H28] 9.7%	減少傾向へ	人口動態調査	乳幼児健康診査の未受診率	[H27] 1歳6か月児 6.1% 3歳児 8.6%	[R5] 1歳6か月児 4.3% 3歳児 5.7% (H27 全国平均)	地域保健・健康増進事業報告	去婦そろって同時期から検査・治療を始めた割合	[H30] 29%	[R5] 50%	県健康福祉局調べ	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	[R元] 80%	[R5] 84%	県健康福祉局調べ	ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	[R元] 6市町	[R5] 15市町	県健康福祉局調べ	<p>7 母子保健対策</p> <p>目 標</p> <p>県、市町、医療機関等関係機関が連携して、誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">指標名</th> <th style="width: 25%;">現状値</th> <th style="width: 25%;">目標値</th> <th style="width: 25%;">出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低出生体重児出生率</td> <td>[H28] 9.7%</td> <td>減少傾向へ</td> <td>人口動態調査</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康診査の未受診率</td> <td>[H27] 1歳6か月児 6.1% 3歳児 8.6%</td> <td>[H35] 1歳6か月児 4.3% 3歳児 5.7% (H27 全国平均)</td> <td>地域保健・健康増進事業報告</td> </tr> <tr> <td>特定不妊治療の開始平均年齢</td> <td>[H28] 34.46歳</td> <td>現状値よりも若年化</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>子育てに不安や負担を感じている人の割合</td> <td>[H28] 14.5%</td> <td>[H35] 0%に近づける。</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>ひろしま版ネウボラの普及</td> <td>[H29] 3市町</td> <td>全県に展開</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状値	目標値	出典	低出生体重児出生率	[H28] 9.7%	減少傾向へ	人口動態調査	乳幼児健康診査の未受診率	[H27] 1歳6か月児 6.1% 3歳児 8.6%	[H35] 1歳6か月児 4.3% 3歳児 5.7% (H27 全国平均)	地域保健・健康増進事業報告	特定不妊治療の開始平均年齢	[H28] 34.46歳	現状値よりも若年化	県健康福祉局調べ	子育てに不安や負担を感じている人の割合	[H28] 14.5%	[H35] 0%に近づける。	県健康福祉局調べ	ひろしま版ネウボラの普及	[H29] 3市町	全県に展開	県健康福祉局調べ	<p>➤ (変更) ビジョン策定に連動</p>
指標名	現状値	目標値	出典																																															
低出生体重児出生率	[H28] 9.7%	減少傾向へ	人口動態調査																																															
乳幼児健康診査の未受診率	[H27] 1歳6か月児 6.1% 3歳児 8.6%	[R5] 1歳6か月児 4.3% 3歳児 5.7% (H27 全国平均)	地域保健・健康増進事業報告																																															
去婦そろって同時期から検査・治療を始めた割合	[H30] 29%	[R5] 50%	県健康福祉局調べ																																															
安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合	[R元] 80%	[R5] 84%	県健康福祉局調べ																																															
ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	[R元] 6市町	[R5] 15市町	県健康福祉局調べ																																															
指標名	現状値	目標値	出典																																															
低出生体重児出生率	[H28] 9.7%	減少傾向へ	人口動態調査																																															
乳幼児健康診査の未受診率	[H27] 1歳6か月児 6.1% 3歳児 8.6%	[H35] 1歳6か月児 4.3% 3歳児 5.7% (H27 全国平均)	地域保健・健康増進事業報告																																															
特定不妊治療の開始平均年齢	[H28] 34.46歳	現状値よりも若年化	県健康福祉局調べ																																															
子育てに不安や負担を感じている人の割合	[H28] 14.5%	[H35] 0%に近づける。	県健康福祉局調べ																																															
ひろしま版ネウボラの普及	[H29] 3市町	全県に展開	県健康福祉局調べ																																															

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>9 健康増進対策</p> <p style="background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 健康づくりの取組</p> <p>県民が身近な地域において、自分に合った運動を継続しやすく、また、各地域で引き続きウォーキング大会や健康づくりのイベント、日常的な健康づくり活動が定着するよう「ひろしま健康づくり県民運動」を通じて、機運醸成や環境づくりを推進し、支援、連携対象を増やしていきます。</p> <p>望ましい栄養・食生活の実践活動をしている広島県食生活改善推進員協議会と連携し、食事バランスガイド等を活用した栄養バランス（組合せと量）や、野菜摂取量の増加、適度な塩分摂取に向けた取組の充実を図ります。</p> <p>県民自らが行う健康づくりに向けた取組を支援するため、自分の健康について関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組める環境を整備するよう、市町、企業、医療保険者等と連携し、取り組んでいきます。</p>	<p>9 健康増進対策</p> <p style="background-color: #cccccc;">施策の方向</p> <p>1 健康づくりの取組</p> <p>県民が身近な地域において、自分に合った運動を継続しやすく、また、各地域で引き続きウォーキング大会や健康づくりのイベント、日常的な健康づくり活動が定着するよう「ひろしま健康づくり県民運動」を通じて、機運醸成や環境づくりを推進し、支援、連携対象を増やしていきます。</p> <p>望ましい栄養・食生活の実践活動をしている広島県食生活改善推進員協議会と連携し、食事バランスガイド等を活用した栄養バランス（組合せと量）や、野菜摂取量の増加、適度な塩分摂取に向けた取組の充実を図ります。</p> <p>県民自らが行う健康づくりに向けた取組を支援するため、<u>県内市町と協働で実施している「ひろしまヘルスケアポイント」について普及・促進を図るなど</u>、自分の健康について関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組める環境を整備するよう、市町、企業、医療保険者等と連携し、取り組んでいきます。</p>	<p>➤ （削除） ひろしまヘルスケアポイントの事業終了</p>

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																								
<p>第4章 地域医療構想の取組</p> <p>2 令和7（2025）年の医療需要と医療提供体制</p> <p>4 病床の機能分化・連携の推進による在宅医療等の追加的需要</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>【計画期間におけるサービス必要量と体制整備】</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">図表 4-8 追加的なサービス必要量の推計（暫定値）</p> <p>平成30～令和7年度末までの8年間にわたって、毎年度同じ量ずつ追加的需要が増加するものと仮定して、比例的に逆算して推計する。</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <th>期間</th> <th>④ 外来対応分</th> <th>③ 在宅医療分</th> <th>② 施設</th> <th>① 転換意向調査の数</th> </tr> <tr> <td>3年 (R1-R3)</td> <td>1,113人</td> <td>365人</td> <td>1,097人</td> <td>1,135人</td> </tr> <tr> <td>6年 (R4-R6)</td> <td>2,225人</td> <td>731人</td> <td>2,193人</td> <td>2,122人</td> </tr> <tr> <td>8年 (R7)</td> <td>2,225人</td> <td>731人</td> <td>2,193人</td> <td>2,122人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">調整中</p>	期間	④ 外来対応分	③ 在宅医療分	② 施設	① 転換意向調査の数	3年 (R1-R3)	1,113人	365人	1,097人	1,135人	6年 (R4-R6)	2,225人	731人	2,193人	2,122人	8年 (R7)	2,225人	731人	2,193人	2,122人	<p>第4章 地域医療構想の取組</p> <p>2 平成37（2025）年の医療需要と医療提供体制</p> <p>4 病床の機能分化・連携の推進による在宅医療等の追加的需要</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>【計画期間におけるサービス必要量と体制整備】</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">図表 4-8 追加的なサービス必要量の推計（暫定値）</p> <p>平成30～37年度末までの8年間にわたって、毎年度同じ量ずつ追加的需要が増加するものと仮定して、比例的に逆算して推計する。</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <th>期間</th> <th>④ 外来対応分</th> <th>③ 在宅医療分</th> <th>② 施設</th> <th>① 転換意向調査の数</th> </tr> <tr> <td>3年 (H30-H32)</td> <td>1,113人</td> <td>365人</td> <td>1,097人</td> <td>1,135人</td> </tr> <tr> <td>6年 (H33-H36)</td> <td>2,225人</td> <td>731人</td> <td>2,193人</td> <td>2,122人</td> </tr> <tr> <td>8年 (H37)</td> <td>2,225人</td> <td>731人</td> <td>2,193人</td> <td>2,122人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">基準病床数算定に用いる「介護施設、在宅医療等で対応可能な数」 ②+③=3,291人</p>	期間	④ 外来対応分	③ 在宅医療分	② 施設	① 転換意向調査の数	3年 (H30-H32)	1,113人	365人	1,097人	1,135人	6年 (H33-H36)	2,225人	731人	2,193人	2,122人	8年 (H37)	2,225人	731人	2,193人	2,122人	<p>（変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>
期間	④ 外来対応分	③ 在宅医療分	② 施設	① 転換意向調査の数																																						
3年 (R1-R3)	1,113人	365人	1,097人	1,135人																																						
6年 (R4-R6)	2,225人	731人	2,193人	2,122人																																						
8年 (R7)	2,225人	731人	2,193人	2,122人																																						
期間	④ 外来対応分	③ 在宅医療分	② 施設	① 転換意向調査の数																																						
3年 (H30-H32)	1,113人	365人	1,097人	1,135人																																						
6年 (H33-H36)	2,225人	731人	2,193人	2,122人																																						
8年 (H37)	2,225人	731人	2,193人	2,122人																																						

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>第 5 章 保健医療体制を支える人材の確保・育成</p> <p>1 医師の確保・育成</p> <p style="text-align: center;">（省略） ※全部差し替え</p> <p>4 看護職員の確保・育成</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="color: red;">令和 7（2025）年の需要推計は、ワークライフバランスを加味した需要量としており、現状の離職率等により供給を推計すると約 1,100 人の不足が見込まれますが、看護職員確保対策を強化することで状況を改善し充足状態へ近づけることができると予測しています。</p> <p style="font-size: small;">図表 5-13 広島県看護職員の需給推計（令和 3（2021）年から令和 7（2025）年）</p> <p style="font-size: x-small;">※ 需要推計は、令和 7（2025）年の需要量を国が示した推計方法を用い、計算に使用する“現在の病床数あたり看護職員数”などの係数を県の数値に置き換えて推計し、各年については、第 7 次保健医療計画における令和 2（2020）年の需要推計値から 5 年間で等比按分した。 ※2 ワークライフバランス：1 か月の超過勤務時間が 10 時間以内、1 年の有給取得 10 日以上が達成された場合に必要となる人数とした。</p>	<p>第 5 章 保健医療体制を支える人材の確保・育成</p> <p>1 医師の確保・育成</p> <p style="text-align: center;">（省略） ※全部差し替え</p> <p>4 看護職員の確保・育成</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="color: red;">平成 30（2018）年から平成 35（2023）年までの看護職員の需給を推計すると、平成 30（2018）年は約 1,000 人が不足すると見込んでいますが、看護職員確保対策を継続することにより、不足状態から徐々に充足状態へ近づいていくと予測されます。</p> <p style="font-size: small;">図表 5-13 広島県看護職員の需給推計（平成 30（2018）年から平成 35（2023）年）</p> <p style="font-size: x-small;">※ 平成 30（2018）年度に国が示す推計方法を用いた推計を実施するまでの暫定的な推計 需要数：一般病床・療養病床、無床診療所・外来、訪問看護事業所・介護保険サービス等の就業施設区分ごとに、広島県地域医療構想の平成 37（2025）年の医療需要と医療提供体制をもとに将来の医療需要・サービス需要を見込み、推計を行った。 供給数：平成 28（2016）年 12 月末現在の就業看護職員数（厚生労働省「衛生行政報告例」による）をもとに、看護職員確保施策を継続実施することとして、その効果を見込んだ新規就業者数、再就業者数及び離職率等を考慮して推計した。</p>	<p>➤ （変更） 令和 2 年 3 月に策定した「医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画」「医師の確保」部分と差し替え</p> <p>➤ （変更） 看護職員の需要推計の見直しによる</p>

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案					現行						改定理由
目 標					目 標						> (変更) 指標の削除及び追加 目標値の変更
区分	指標等	現状値	目標値 (R7)	指標の出典	区分	指標等	目標の考え方	現状値	目標値	指標の出典	
S	① 就業看護職員数	44,184 人 (H30)	47,007 人	厚生労働省 「衛生行政報告例」	S	① 就業看護職員数	県内看護職員の確保に努めます。	42,904 人 (H28)	45,276 人 (H35)	厚生労働省 「衛生行政報告例」	
S	② 就業助産師数	678 人 (H30)	前回調査より増		S	② 就業助産師数	県内助産師の確保に努めます。	654 人 (H28)	前回調査より増		
O	③ 看護職員離職率	9.8%	9.4%	O	③ 新卒看護職員の県内就業率	新卒看護職員の県内就業者の確保に努めます。	80.1%	81.5%	厚生労働省「看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査」		
O	④ ナースセンターにおける再就業者数	767 人	843 人	O	④ 看護職員離職率	看護職員の離職率の低下に努めます。	9.7%	9.4%	県調査「看護職員の職場環境づくり実態調査」		
P	⑤ 特定行為研修修了看護師数	25 人 (R2)	150 人	O	⑤ 再就業者数	離職中の看護職員の再就業促進に努めます。	620 人	756 人	広島県ナースセンター「無料職業紹介事業」実績		
				P	⑥ 認定看護師数	高度医療に対応した認定看護師の育成を支援し、認定看護師数増を目指します。	433 人 (H28)	前年より増	日本看護協会公表資料		
指標③の現状値は、平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度の平均値、指標④の現状値は、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度の平均値とする。					指標③～⑤の現状値は、平成 24 (2012) 年度から平成 28 (2016) 年度 (いずれも調査年) の平均値とする。						
指標④の目標値は、中間見直し後の計画期間 (令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度) 毎年度の目標値					指標③～⑤の目標値は、計画期間中 (平成 30 (2018) 年度から平成 35 (2025) 年度) 毎年度の目標値						

第7次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>5 介護職員の確保・育成</p> <p>現 状</p> <p>1 介護職員数等</p> <p>団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、現状の供給ベースでは約6,400人の介護職員が不足すると推計されており、中長期的には、この需給ギャップを縮小させる必要があります。【推計値は現時点】</p> <p>図表5-14 介護人材の将来推計（県全体の需給推計及び各圏域の需要推計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成27年度 (2015)</th> <th>平成30年度 (2018)</th> <th>令和2年度 (2020)</th> <th>令和7年度 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県</td> <td>47,102</td> <td>49,829</td> <td>52,386</td> <td>58,184</td> </tr> <tr> <td>供給推計</td> <td>49,105</td> <td>50,095</td> <td>51,750</td> <td>51,750</td> </tr> <tr> <td>需給ギャップ</td> <td>-</td> <td>724</td> <td>2,291</td> <td>6,434</td> </tr> <tr> <td>(広島)</td> <td>16,608</td> <td>17,570</td> <td>18,237</td> <td>21,381</td> </tr> <tr> <td>広島市</td> <td>855</td> <td>905</td> <td>948</td> <td>1,001</td> </tr> <tr> <td>安芸高田市</td> <td>661</td> <td>699</td> <td>737</td> <td>833</td> </tr> <tr> <td>府中町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>海田町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>熊野町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>坂町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>安芸太田町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>北広島町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>566</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,872</td> <td>21,023</td> <td>21,935</td> <td>25,442</td> </tr> <tr> <td>(広島西)</td> <td>465</td> <td>492</td> <td>532</td> <td>562</td> </tr> <tr> <td>大竹市</td> <td>1,679</td> <td>1,776</td> <td>1,935</td> <td>2,154</td> </tr> <tr> <td>廿日市市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,716</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,144</td> <td>2,268</td> <td>2,467</td> <td>2,716</td> </tr> <tr> <td>(呉)</td> <td>4,143</td> <td>4,383</td> <td>4,606</td> <td>4,972</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>709</td> <td>750</td> <td>802</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>江田島市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,852</td> <td>5,133</td> <td>5,408</td> <td>5,803</td> </tr> <tr> <td>(広島中央)</td> <td>539</td> <td>570</td> <td>590</td> <td>603</td> </tr> <tr> <td>竹原市</td> <td>2,310</td> <td>2,444</td> <td>2,798</td> <td>3,141</td> </tr> <tr> <td>東広島市</td> <td>274</td> <td>290</td> <td>313</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>大崎上島町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,123</td> <td>3,304</td> <td>3,701</td> <td>4,055</td> </tr> <tr> <td>(尾三)</td> <td>1,769</td> <td>1,871</td> <td>2,001</td> <td>2,305</td> </tr> <tr> <td>三原市</td> <td>3,327</td> <td>3,520</td> <td>3,572</td> <td>3,626</td> </tr> <tr> <td>尾道市</td> <td>495</td> <td>524</td> <td>589</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>世羅町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,591</td> <td>5,915</td> <td>6,162</td> <td>6,539</td> </tr> <tr> <td>(福山・府中)</td> <td>7,780</td> <td>8,230</td> <td>8,649</td> <td>9,444</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>949</td> <td>1,004</td> <td>1,060</td> <td>1,199</td> </tr> <tr> <td>府中市</td> <td>321</td> <td>340</td> <td>338</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>神石高原町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,050</td> <td>9,574</td> <td>10,047</td> <td>10,953</td> </tr> <tr> <td>(備北)</td> <td>1,339</td> <td>1,416</td> <td>1,440</td> <td>1,457</td> </tr> <tr> <td>三次市</td> <td>1,131</td> <td>1,196</td> <td>1,226</td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>庄原市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,470</td> <td>2,612</td> <td>2,666</td> <td>2,676</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 需要推計：各市町のサービス見込量に係る利用者に対しての介護職員の必要数を国から提供された「介護人材需給推計ワークシート」を活用し算出 * 供給推計：現状推移型推計（過去5年間の入職者数、再就職率、離職率等の介護労働市場が継続されると仮定） * 平成27（2015）年度は、「介護人材需給推計ワークシート」の既定値（「介護サービス施設・事業所調査」のデータを国が回収率で割り戻した値）</p>	区 分	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	広島県	47,102	49,829	52,386	58,184	供給推計	49,105	50,095	51,750	51,750	需給ギャップ	-	724	2,291	6,434	(広島)	16,608	17,570	18,237	21,381	広島市	855	905	948	1,001	安芸高田市	661	699	737	833	府中町				499	海田町				545	熊野町				373	坂町				190	安芸太田町				231	北広島町				566	計	19,872	21,023	21,935	25,442	(広島西)	465	492	532	562	大竹市	1,679	1,776	1,935	2,154	廿日市市				2,716	計	2,144	2,268	2,467	2,716	(呉)	4,143	4,383	4,606	4,972	呉市	709	750	802	831	江田島市				831	計	4,852	5,133	5,408	5,803	(広島中央)	539	570	590	603	竹原市	2,310	2,444	2,798	3,141	東広島市	274	290	313	311	大崎上島町				311	計	3,123	3,304	3,701	4,055	(尾三)	1,769	1,871	2,001	2,305	三原市	3,327	3,520	3,572	3,626	尾道市	495	524	589	608	世羅町				608	計	5,591	5,915	6,162	6,539	(福山・府中)	7,780	8,230	8,649	9,444	福山市	949	1,004	1,060	1,199	府中市	321	340	338	310	神石高原町				310	計	9,050	9,574	10,047	10,953	(備北)	1,339	1,416	1,440	1,457	三次市	1,131	1,196	1,226	1,219	庄原市				1,219	計	2,470	2,612	2,666	2,676	<p>5 介護職員の確保・育成</p> <p>現 状</p> <p>1 介護職員数等</p> <p>団塊の世代が全て75歳以上となる平成37（2025）年には、現状の供給ベースでは約6,400人の介護職員が不足すると推計されており、中長期的には、この需給ギャップを縮小させる必要があります。【推計値は現時点】</p> <p>図表5-14 介護人材の将来推計（県全体の需給推計及び各圏域の需要推計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成27年度 (2015)</th> <th>平成30年度 (2018)</th> <th>平成32年度 (2020)</th> <th>平成37年度 (2025)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県</td> <td>47,102</td> <td>49,829</td> <td>52,386</td> <td>58,184</td> </tr> <tr> <td>供給推計</td> <td>49,105</td> <td>50,095</td> <td>51,750</td> <td>51,750</td> </tr> <tr> <td>需給ギャップ</td> <td>-</td> <td>724</td> <td>2,291</td> <td>6,434</td> </tr> <tr> <td>(広島)</td> <td>16,608</td> <td>17,570</td> <td>18,237</td> <td>21,381</td> </tr> <tr> <td>広島市</td> <td>855</td> <td>905</td> <td>948</td> <td>1,001</td> </tr> <tr> <td>安芸高田市</td> <td>661</td> <td>699</td> <td>737</td> <td>833</td> </tr> <tr> <td>府中町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>海田町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>熊野町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>坂町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>安芸太田町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>北広島町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>566</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,872</td> <td>21,023</td> <td>21,935</td> <td>25,442</td> </tr> <tr> <td>(広島西)</td> <td>465</td> <td>492</td> <td>532</td> <td>562</td> </tr> <tr> <td>大竹市</td> <td>1,679</td> <td>1,776</td> <td>1,935</td> <td>2,154</td> </tr> <tr> <td>廿日市市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,716</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,144</td> <td>2,268</td> <td>2,467</td> <td>2,716</td> </tr> <tr> <td>(呉)</td> <td>4,143</td> <td>4,383</td> <td>4,606</td> <td>4,972</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>709</td> <td>750</td> <td>802</td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>江田島市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>831</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,852</td> <td>5,133</td> <td>5,408</td> <td>5,803</td> </tr> <tr> <td>(広島中央)</td> <td>539</td> <td>570</td> <td>590</td> <td>603</td> </tr> <tr> <td>竹原市</td> <td>2,310</td> <td>2,444</td> <td>2,798</td> <td>3,141</td> </tr> <tr> <td>東広島市</td> <td>274</td> <td>290</td> <td>313</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>大崎上島町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,123</td> <td>3,304</td> <td>3,701</td> <td>4,055</td> </tr> <tr> <td>(尾三)</td> <td>1,769</td> <td>1,871</td> <td>2,001</td> <td>2,305</td> </tr> <tr> <td>三原市</td> <td>3,327</td> <td>3,520</td> <td>3,572</td> <td>3,626</td> </tr> <tr> <td>尾道市</td> <td>495</td> <td>524</td> <td>589</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>世羅町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,591</td> <td>5,915</td> <td>6,162</td> <td>6,539</td> </tr> <tr> <td>(福山・府中)</td> <td>7,780</td> <td>8,230</td> <td>8,649</td> <td>9,444</td> </tr> <tr> <td>福山市</td> <td>949</td> <td>1,004</td> <td>1,060</td> <td>1,199</td> </tr> <tr> <td>府中市</td> <td>321</td> <td>340</td> <td>338</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>神石高原町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,050</td> <td>9,574</td> <td>10,047</td> <td>10,953</td> </tr> <tr> <td>(備北)</td> <td>1,339</td> <td>1,416</td> <td>1,440</td> <td>1,457</td> </tr> <tr> <td>三次市</td> <td>1,131</td> <td>1,196</td> <td>1,226</td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>庄原市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,219</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,470</td> <td>2,612</td> <td>2,666</td> <td>2,676</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 需要推計：各市町のサービス見込量に係る利用者に対しての介護職員の必要数を国から提供された「介護人材需給推計ワークシート」を活用し算出 * 供給推計：現状推移型推計（過去5年間の入職者数、再就職率、離職率等の介護労働市場が継続されると仮定） * 平成27（2015）年度は、「介護人材需給推計ワークシート」の既定値（「介護サービス施設・事業所調査」のデータを国が回収率で割り戻した値）</p>	区 分	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)	広島県	47,102	49,829	52,386	58,184	供給推計	49,105	50,095	51,750	51,750	需給ギャップ	-	724	2,291	6,434	(広島)	16,608	17,570	18,237	21,381	広島市	855	905	948	1,001	安芸高田市	661	699	737	833	府中町				499	海田町				545	熊野町				373	坂町				190	安芸太田町				231	北広島町				566	計	19,872	21,023	21,935	25,442	(広島西)	465	492	532	562	大竹市	1,679	1,776	1,935	2,154	廿日市市				2,716	計	2,144	2,268	2,467	2,716	(呉)	4,143	4,383	4,606	4,972	呉市	709	750	802	831	江田島市				831	計	4,852	5,133	5,408	5,803	(広島中央)	539	570	590	603	竹原市	2,310	2,444	2,798	3,141	東広島市	274	290	313	311	大崎上島町				311	計	3,123	3,304	3,701	4,055	(尾三)	1,769	1,871	2,001	2,305	三原市	3,327	3,520	3,572	3,626	尾道市	495	524	589	608	世羅町				608	計	5,591	5,915	6,162	6,539	(福山・府中)	7,780	8,230	8,649	9,444	福山市	949	1,004	1,060	1,199	府中市	321	340	338	310	神石高原町				310	計	9,050	9,574	10,047	10,953	(備北)	1,339	1,416	1,440	1,457	三次市	1,131	1,196	1,226	1,219	庄原市				1,219	計	2,470	2,612	2,666	2,676	<p>➤ (変更) 次期高齢者プランの策定に連動</p>
区 分	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
広島県	47,102	49,829	52,386	58,184																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
供給推計	49,105	50,095	51,750	51,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
需給ギャップ	-	724	2,291	6,434																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(広島)	16,608	17,570	18,237	21,381																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
広島市	855	905	948	1,001																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
安芸高田市	661	699	737	833																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
府中町				499																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
海田町				545																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
熊野町				373																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
坂町				190																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
安芸太田町				231																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
北広島町				566																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	19,872	21,023	21,935	25,442																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(広島西)	465	492	532	562																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大竹市	1,679	1,776	1,935	2,154																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
廿日市市				2,716																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	2,144	2,268	2,467	2,716																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(呉)	4,143	4,383	4,606	4,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
呉市	709	750	802	831																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
江田島市				831																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	4,852	5,133	5,408	5,803																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(広島中央)	539	570	590	603																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
竹原市	2,310	2,444	2,798	3,141																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東広島市	274	290	313	311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大崎上島町				311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	3,123	3,304	3,701	4,055																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(尾三)	1,769	1,871	2,001	2,305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三原市	3,327	3,520	3,572	3,626																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
尾道市	495	524	589	608																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
世羅町				608																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	5,591	5,915	6,162	6,539																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(福山・府中)	7,780	8,230	8,649	9,444																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
福山市	949	1,004	1,060	1,199																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
府中市	321	340	338	310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
神石高原町				310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	9,050	9,574	10,047	10,953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(備北)	1,339	1,416	1,440	1,457																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三次市	1,131	1,196	1,226	1,219																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
庄原市				1,219																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	2,470	2,612	2,666	2,676																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区 分	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
広島県	47,102	49,829	52,386	58,184																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
供給推計	49,105	50,095	51,750	51,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
需給ギャップ	-	724	2,291	6,434																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(広島)	16,608	17,570	18,237	21,381																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
広島市	855	905	948	1,001																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
安芸高田市	661	699	737	833																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
府中町				499																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
海田町				545																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
熊野町				373																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
坂町				190																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
安芸太田町				231																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
北広島町				566																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	19,872	21,023	21,935	25,442																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(広島西)	465	492	532	562																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大竹市	1,679	1,776	1,935	2,154																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
廿日市市				2,716																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	2,144	2,268	2,467	2,716																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(呉)	4,143	4,383	4,606	4,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
呉市	709	750	802	831																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
江田島市				831																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	4,852	5,133	5,408	5,803																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(広島中央)	539	570	590	603																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
竹原市	2,310	2,444	2,798	3,141																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
東広島市	274	290	313	311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
大崎上島町				311																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	3,123	3,304	3,701	4,055																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(尾三)	1,769	1,871	2,001	2,305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三原市	3,327	3,520	3,572	3,626																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
尾道市	495	524	589	608																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
世羅町				608																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	5,591	5,915	6,162	6,539																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(福山・府中)	7,780	8,230	8,649	9,444																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
福山市	949	1,004	1,060	1,199																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
府中市	321	340	338	310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
神石高原町				310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	9,050	9,574	10,047	10,953																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(備北)	1,339	1,416	1,440	1,457																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
三次市	1,131	1,196	1,226	1,219																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
庄原市				1,219																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	2,470	2,612	2,666	2,676																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由																														
<p style="text-align: center;">目 標</p> <p>職場改善や資質向上に取り組み、働きやすさを追求する魅力ある事業所を増やすことで、業界全体の離職率の低下、特に離職者に占める3年未満職員の割合の低下を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証数（累計）</td> <td>[R元] 144 法人</td> <td>[R5] 680 法人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>介護職員の離職者のうち3年未満職員の割合</td> <td>[R元] 69%</td> <td>[R5] 56%以下</td> <td>介護労働実態調査</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p>1 介護職員の確保 多くの参加者が見込める都市部での就職フェアの開催（web含む）や、ハローワーク等の職業紹介の専門機関との連携などにより、<u>若年層をはじめ、元気な中高齢者などの多様な人材を確保できるよう</u>マッチング機会の提供を図ります。</p> <p>2 職場改善と資質向上 法人・事業所の経営努力や、他のロールモデルとなる優良事業所の認証を行う「魅力ある職場宣言ひろしま」の登録を促進し、さらなる職場改善等の取組を支援し、波及させることで、業界全体の離職率の低下につなげます。 初任者から経営者層まで、資格取得やコミュニケーション力、マネジメント力の向上等、段階に応じた体系的な研修機会を提供することで資質向上を図り、職員の定着にもつなげます。 介護現場における業務とそれを担うべき従事者の分化を進めるとともに、週休3日制・短時間シフト制の導入など働き方の多様化を促進します。 <u>新たなデジタル技術の活用や介護ロボットの導入により介護保険サービスの質の向上や業務の効率化を進めて生産性を向上させるとともに、従事者の負担を軽減させて福祉・介護の職場環境の改善を促進します。</u></p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	P	魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証数（累計）	[R元] 144 法人	[R5] 680 法人	県健康福祉局調べ	O	介護職員の離職者のうち3年未満職員の割合	[R元] 69%	[R5] 56%以下	介護労働実態調査	<p style="text-align: center;">目 標</p> <p>職場改善や資質向上に取り組み、働きやすさを追求する魅力ある事業所を増やすことで、業界全体の離職率の低下、特に離職者に占める3年未満職員の割合の低下を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指標名</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O</td> <td>離職者のうち3年未満職員の割合（介護関係職種）</td> <td>[H28] 64.6%</td> <td>[H35] 55.3%以下</td> <td>介護労働実態調査</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>魅力ある職場宣言ひろしま登録法人数</td> <td>[H29] 93 法人</td> <td>[H35] 310 法人</td> <td>県健康福祉局調べ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">施策の方向</p> <p>1 介護職員の確保 多くの参加者が見込める都市部での就職フェアの開催や、ハローワーク等の職業紹介の専門機関との連携などにより、<u>効果的な</u>マッチング機会の提供を図ります。</p> <p>2 職場改善と資質向上 法人・事業所の経営努力や、他のロールモデルとなる優良事業所の認証を行う「魅力ある職場宣言ひろしま」の登録を促進し、さらなる職場改善等の取組を支援し、波及させることで、業界全体の離職率の低下につなげます。 初任者から経営者層まで、資格取得やコミュニケーション力、マネジメント力の向上等、段階に応じた体系的な研修機会を提供することで資質向上を図り、職員の定着にもつなげます。 介護現場における業務とそれを担うべき従事者の分化を進めるとともに、週休3日制・短時間シフト制の導入など働き方の多様化を促進します。 ICTや介護ロボットの活用等による職員の負担軽減や業務の効率化を促進します。 <u>平成30（2018）年度の介護報酬改定による介護職員に対する処遇改善の効果なども踏まえ、福祉・介護現場の実態に即した施策が講じられるよう、必要に応じて国に要望します。</u></p>	区分	指標名	現状値	目標値	出典	O	離職者のうち3年未満職員の割合（介護関係職種）	[H28] 64.6%	[H35] 55.3%以下	介護労働実態調査	P	魅力ある職場宣言ひろしま登録法人数	[H29] 93 法人	[H35] 310 法人	県健康福祉局調べ	<p>➤ （変更） ビジョンと整合を図るために指標名及び目標値の変更</p> <p>➤ （変更） 次期高齢者プランの策定に連動</p>
区分	指標名	現状値	目標値	出典																												
P	魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま認証数（累計）	[R元] 144 法人	[R5] 680 法人	県健康福祉局調べ																												
O	介護職員の離職者のうち3年未満職員の割合	[R元] 69%	[R5] 56%以下	介護労働実態調査																												
区分	指標名	現状値	目標値	出典																												
O	離職者のうち3年未満職員の割合（介護関係職種）	[H28] 64.6%	[H35] 55.3%以下	介護労働実態調査																												
P	魅力ある職場宣言ひろしま登録法人数	[H29] 93 法人	[H35] 310 法人	県健康福祉局調べ																												

第 7 次広島県保健医療計画（改定素案）【新旧対照表】

改定案	現行	改定理由
<p>3 イメージ改善と理解促進</p> <p>介護現場の実情を紹介する映像の放映等を通してイメージ改善を図ると同時に、小中高校生向けの職場体験・出前授業や、保護者や教育関係者等を対象としたセミナーの開催等、介護について関心を持つ機会や接点を拡げます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>6 外国人材の受入</p> <p><u>外国人の受入・育成等に関する制度の基本的な理解を進めるとともに、ノウハウやリスクマネジメント情報の整理・共有を行うためのわかりやすいガイドブックを作成するなど、介護現場への介護技能実習生等の適切な受け入れを促進します。</u></p> <p><u>介護福祉士を目指す外国人留学生を支援し、就労につなげる取組を推進します。</u></p> <p>経済連携協定（EPA）に基づいて県内の施設で就労・研修中の介護福祉士候補者の学習支援や施設研修担当者への支援を行うとともに、施設を超えた交流の機会をつくります。</p>	<p>3 イメージ改善と理解促進</p> <p>全国的なポジティブキャンペーンと連動しつつ、介護現場の実情を紹介する映像の放映等を通してイメージ改善を図ると同時に、小中高校生向けの職場体験・出前授業や、保護者や教育関係者等を対象としたセミナーの開催等、介護について関心を持つ機会や接点を拡げます。</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>6 外国人材の受入</p> <p>経済連携協定（EPA）に基づいて県内の施設で就労・研修中の介護福祉士候補者の学習支援や施設研修担当者への支援を行うとともに、施設を超えた交流の機会をつくります。</p> <p><u>外国人材の受入・育成等に関する制度の基本的な理解を進めるとともに、ノウハウやリスクマネジメント情報の整理・共有を行うなど、介護現場への介護技能実習生等の適切な受け入れを促進します。</u></p> <p><u>介護福祉士を目指す外国人留学生を支援し、就労につなげる取組を推進します。</u></p>	<p>➤ （変更）</p> <p>次期高齢者プランの策定に連動</p>